

婦人労働調査資料 第27号

未亡人等の雇用の実状

—未亡人等の雇用に関する調査結果報告—

(製造業及び非製造業)

労働省婦人少年局

東京都中央局区内下で調査した結果の報告
労働省婦人少年局より労働調査

婦人労働調査資料 第27号

未亡人等の雇用の実状

—未亡人等の雇用に関する調査結果報告—

(製造業及び非製造業)

労働省婦人少年局

製造業に働く未亡人



工 詰 箱

非製造業に働く未亡人



英字タイピスト



上 賄費計算
下 洗濯物配り



選炭婦

は し が き

1955年の国勢調査によれば、夫と死離別した婦人、いわゆる未亡人等の数は527万をかぞえ、そのうち18歳未満の子供を有する母の数は180万と推計（1%抽出による中間推計）されています。

このような母子家庭をふくめて、多くの未亡人等の生活は、戦後の社会福祉行政の焦点とされているにも拘らず、好転しつつあるとはいいいながらなお、きびしい経済情勢のなかでは、女手に一家を支え、子女を養育してゆくことは容易ではなく、生活保護を受けている女世帯は被保護世帯総数の45%をしめている状況であつて（1955年9月1日厚生省調査）、未亡人等の経済的自立をはかるための総合的福祉対策がつよく要望されるようになりました。

婦人少年局では、このような情勢にかんがみ、未亡人等の職業対策の問題をとりあげ、かねてから婦人少年問題審議会において審議を進める一方、これと併行して施策の手がかりとなる基礎資料を得るために、未亡人等の雇用に関する調査を実施しました。

国勢調査の結果によると、1955年10月現在約73万の未亡人等が雇われて働いていますが、この調査は、現在どのような未亡人等がどのような職場に働いているかを知るため、ひろく各種産業にわたり、その雇用の実態を各面から総合的に明らかにして、さらに雇用の隘路を開拓するための示唆をえようとしたものですが、働く未亡人等の福祉をすすめる上に少しでもお役に立てば幸いです。

おわりに、調査の実施に際して、実地調査にあたられた調査員の方々並びに御協力をいただいた労使の方々に対し、深く感謝の意を表します。

1956年12月

労働省婦人少年局

259

内 容 目 次

は し が き	
序 論	
第1章 調査結果の概要	1
第2章 調査の概要	4
1 調査の目的	4
2 調査の時期及び方法	4
3 調査対象	4
各 論	
第1部 製造業の部	6
第1章 未亡人等の雇用	6
第1節 未亡人等の雇用の分野	6
1 産 業 別	6
2 規 模 別	8
3 常用臨時別	8
4 職 種 別	9
5 寄宿女子労働者数の多少による未亡人等の分布	10
第2節 未亡人等の労働条件	10
1 賃 金	10
2 労働時間、労働日数	11
第2章 未亡人等の雇用の特性	15
第1節 未亡人等の特性	15
1 年 齢	15
2 勤続年数	18
3 学 歴	19
4 扶養家族	19
5 特殊技能	19
6 職業経験	20
第2節 未亡人等の採用経路	21
1 採用条件	21
2 現職につくまでの経路	23

第3章 職場の未亡人等の身上等	25
第1節 未亡人等の身上	26
第2節 家族構成	26
第3節 子供について	27
第4節 住居	29
第5節 家計	30
1 収入	30
2 支出	31
第6節 その他	31
1 社会保険	31
2 労働組合	32
3 職場施設	32
第4章 未亡人等雇用に関する要望	32
第1節 未亡人等を雇用している事業場側の意見	32
1 未亡人等を雇用する利点	32
2 未亡人等雇用上の配慮	33
3 国、公共団体等に対する要望	34
第2節 未亡人等を雇用していない事業場側の意見	34
1 未亡人等に限らず女子を雇用しない理由	34
2 特に未亡人等を雇用しない理由	34
3 条件附ならば未亡人等を雇用してもよい	35
第3節 未亡人等の要望等	35
1 職場について困ると思うこと	35
(1) 賃金について	35
(2) 仕事、職場について	35
(3) 雇用について	36
2 職場についてよいと思うこと	36
(1) 賃金について	36
(2) 仕事、職場について	36
(3) 雇用について	36
(4) 子供と雇用について	36
(5) 社会一般について	37
附表1 産業別未亡人等の職種分布表（製造業の部）	39
附表2 製造業における未亡人等の職種名索引	42

第2部 非製造業の部	57
第1章 未亡人等の雇用	57
第1節 未亡人等の雇用分野	57
1 産業別	57
2 規模別	58
3 常用臨時別	58
4 職種別	59
5 女子の寄居及び住込と未亡人等	64
第2節 未亡人等の労働条件	65
1 賃金	65
2 労働時間、労働日数	66
第2章 未亡人等の雇用の特性	68
第1節 未亡人等の特性	68
1 年齢	68
2 勤続年数	69
3 学歴	70
4 扶養家族	71
5 特殊技能	72
6 職業経験	73
第2節 未亡人等の採用経路	74
1 採用条件	74
2 現職につくまでの経路	77
第3章 職場の未亡人等の身上等	79
第1節 未亡人等の身上	79
第2節 家族構成	80
第3節 子供について	81
第4節 住居	82
第5節 家計	83
1 収入	83
2 支出	84
第6節 その他	84
1 社会保険	84
2 労働組合	85
第4章 未亡人等雇用に関する要望	85

第1節 未亡人等を雇用している事業場側の意見	85
1 未亡人等を雇用する利点	85
2 未亡人等を雇用して困る点	86
3 未亡人等雇用上の配慮	86
第2節 未亡人等を雇用していない事業場側の意見	87
1 未亡人等に限らず女子を雇用しない理由	87
2 特に未亡人等を雇用しない理由	87
3 条件附ならば未亡人等を雇用してもよい	88
第3節 未亡人等の要望等	88
1 今の仕事についてよいと思うこと	88
(1) 仕事そのものについて	88
(2) 労働条件、職場施設について	89
イ 賃 金	89
ロ 労働時間	89
ハ 年齢制限	89
ニ 職場施設	89
(3) そ の 他	90
2 今の仕事について困ること及び要望	90
(1) 仕事そのものについて	90
(2) 労働条件、職場施設について	91
イ 賃 金	92
ロ 労働時間、休憩時間、休日	92
ハ その他労働条件に関すること	92
ニ 職場施設、制度	93
(3) そ の 他	93
附表2 産業別未亡人等の職種分布表(非製造業の部)	95
附 録	
1 調 査 票	105
第一次調査票 様式A 様式B 様式C	106
第二次調査票 様式A 様式B 様式C	110
第三次調査票 様式A 様式B	121
第五次調査票 様式A 様式B	123

統計表目次

—第1部 製造業の部—

第1表 産業別未亡人等雇用の割合	7
第2表 規模別1事業場当り平均労働者数	8
第3表 産業別1事業場当り未亡人等平均数	8
第4表 規模別未亡人等雇用の割合	8
第5表 規模別男女別労働者の割合	8
第6表 産業別常用臨時別未亡人等の割合	9
第7表 職業別未亡人等の割合	10
第8表 事業場における寄宿女子労働者の割合別寄宿未亡人等の割合	10
第9表 産業別現金給与月額別未亡人等の割合及び平均現金給与月額	12
第10表 規模別産業別未亡人等の1月1人当り現金給与額	14
第11表 規模別男女別平均給与月額及び男女給与の格差	13
第12表 産業別未亡人等の1月1人当り労働時間数	14
第13表 規模別未亡人等の1月1人当り労働日数	13
第14表 産業別未亡人等の1月1人当り労働日数	15
第15表 年齢階級別未亡人等の割合	16
第16表 産業別未亡人等の平均年齢	16
第17表 職業別年齢階級別未亡人等の割合	16
第18表 製造業の男女平均年齢及び年齢階級別男女労働者の割合	18
第19表 勤続年数別未亡人等の割合	18
第20表 未亡人等の年齢階級別平均勤続年数	18
第21表 学歴別未亡人等の割合	19
第22表 扶養家族数別未亡人等の割合	19
第23表 扶養家族の続柄別未亡人等の割合	19
第24表 特殊技能別未亡人等の割合	20
第25表 特殊技能の種類別「特殊技能が今の仕事に役立つか」の回答数割合	20
第26表 職業経験状況別未亡人等の割合	21
第27表 結婚前の仕事における従事上の地位別時期別未亡人等の割合	21
第28表 女子の採用条件有無別事業場数の割合	22
第29表 産業別停任有無別事業場数の割合	22
第30表 規模別女子の採用時期別事業場数の割合	23

第31表	女子の募集方法別事業場数の割合	23
第32表	未亡人等になつた当時の年齢階級別未亡人等の割合	24
第33表	現職につくまでの経過年数別未亡人等の割合	24
第34表	転職の有無別未亡人等の割合	24
第35表	現職をみつけた方法別未亡人等の割合	25
第36表	夫の職業別未亡人等の割合	25
第37表	未亡人等の種類別未亡人等の割合	26
第38表	未亡人等になつた時期別未亡人等の割合	26
第39表	未亡人等になつた当時の年齢階級別未亡人等の割合及び平均経過年数	26
第40表	主たる家計の支持者別未亡人等の割合	27
第41表	主たる家計支持者別家族数別未亡人等の割合と平均家族数 平均有職家族数	27
第42表	家族の種類別未亡人等の割合	27
第43表	主たる家計支持者別子供の数別未亡人等の割合	28
第44表	子供の年齢別未亡人等の割合	28
第45表	子供の面倒をみる人の有無別未亡人等の割合	28
第46表	子供の面倒をみるものがない場合の状況別未亡人等の割合	28
第47表	未子の年齢階級別未亡人等の割合	28
第48表	家事処理をする人の有無別未亡人等の割合	29
第49表	住居の種類別未亡人等の割合	29
第50表	住居の室数別未亡人等の割合	29
第51表	通勤方法別未亡人等の割合	30
第52表	通勤方法別平均所要時間数	30
第53表	家計支持者別手取給与額別未亡人等の割合及び平均手取給与月額	30
第54表	未亡人等世帯の総収入内訳	30
第55表	未亡人等世帯の総支出内訳	30
第56表	生活保護その他の公的扶助別未亡人等の割合	31
第57表	社会保険加入別未亡人等の割合	31
第58表	規模別労働組合の有無別事業場数の割合	31
第59表	労働組合加入の有無別未亡人等の割合	31
第60表	女子のための職場施設種類別有無別事業場の割合	32

—第2部 非製造業の部—

第1表	産業別未亡人等雇用の割合	57
第2表	規模別1事業場当り平均労働者数	58
第3表	規模別産業別1事業場当り未亡人等平均数	58
第4表	規模別未亡人等雇用の割合	58
第5表	規模別産業別女子及び未亡人等常用労働者の割合	59
第6表	規模別産業別女子及び未亡人等臨時労働者の割合	59
第7表	産業別常用・臨時別労働者の割合	59
第8表	産業別女子が従事している主な職業別未亡人等の割合	61
第9表	産業別寄宿女子労働者及び寄宿未亡人等の割合	64
第10表	産業別男女別平均現金給与月額	66
第11表	産業別賃金階級別未亡人等の割合	66
第12表	産業別男女別1日1人当り現金給与額	66
第13表	産業別男女別1月1人当り労働時間数	66
第14表	産業別所定出勤時刻別事業場の割合	67
第15表	産業別所定退所時刻別事業場の割合	67
第16表	産業別未亡人等の1月1人当り実働日数	67
第17表	職業別年齢階級別未亡人等の割合及び平均年齢	69
第18表	産業別未亡人等の平均年齢	69
第19表	産業別男女別平均年齢(個人別賃金調査)	69
第20表	未亡人等の年齢階級別平均勤続年数	69
第21表	産業別男女別平均勤続年数(個人別賃金調査)	69
第22表	勤続年数別未亡人等の割合	70
第23表	産業別学歴別未亡人等の割合	71
第24表	労働者の学歴別構成(個人別賃金調査)	71
第25表	産業別扶養家族数別未亡人等の割合及び1人当り平均扶養家族数	71
第26表	産業別男女別平均扶養家族数(個人別賃金調査)	72
第27表	職業別特殊技能有無別未亡人等の割合	72
第28表	職業別特殊技能の種類別未亡人等の割合	72
第29表	特殊技能の種類別『特殊技能が今の仕事に役立つか』の問に対する回答	73
第30表	職業経歴状況別未亡人等の割合	74
第31表	仕事の種類別時期別未亡人等の割合	74
第32表	仕事における従業上の地位別時期別未亡人等の割合	74

第33表	産業別女子の採用条件有無別事業場の割合	75
第34表	産業別女子の年齢制限別事業場の割合	75
第35表	産業別女子の学歴制限別事業場の割合	75
第36表	産業別女子の経験必要の有無別事業場の割合	76
第37表	規模別女子の採用条件有無別事業場の割合	76
第38表	産業別停年有無別事業場の割合	77
第39表	産業別女子の採用時期別事業場の割合	77
第40表	産業別女子の募集方法別事業場の割合	78
第41表	未亡人等になつた当時の年齢階級別定職をもつまでの平均経過年数	78
第42表	未亡人等になつてから現職につくまでの経過年数別平均転職回数	78
第43表	特殊技能有無別転職回数別未亡人等の割合	78
第44表	産業別現職をみつけた方法別未亡人等の割合	79
第45表	夫が雇用労働者であつた未亡人等の勤務先の割合	79
第46表	未亡人等の種類別未亡人等の割合	79
第47表	未亡人等の種類別未亡人等になつた時期別未亡人等の割合	79
第48表	未亡人等になつた当時の年齢階級別未亡人等の割合	79
第49表	未亡人等になつた当時の年齢階級別それ以後現在までの平均経過年数	80
第50表	夫の最後の就業状況別未亡人等の割合	80
第51表	家族数別未亡人等が主たる家計支持者の場合の未亡人等の割合	80
第52表	主たる家計支持者別平均家族数及び平均有職家族数	80
第53表	主たる家計支持者別家族の種類別未亡人等の割合	80
第54表	主たる家計支持者別子供の数別未亡人等の割合	81
第55表	主たる家計支持者別子供の年齢階級別子供の割合	81
第56表	未子の年齢階級別未亡人等の割合	82
第57表	家計の支持者別子供の面倒をみるものの有無別未亡人等の割合	82
第58表	家事処理をする人の有無別未亡人等の割合	82
第59表	通勤方法別未亡人等の割合	82
第60表	通勤方法別平均所要時間数	82
第61表	住居の種類別未亡人等の割合	82
第62表	室数別未亡人等の割合	82
第63表	産業別未亡人等世帯の総収入と総支出	83
第64表	都道府県別未亡人等の平均手取収入額	83
第65表	産業別食事無償給与有無別未亡人等の割合	84
第66表	家計支持者別生活保護その他の公的扶助の有無別未亡人等の割合	84

第67表	産業別社会保険加入別未亡人等の割合	84
第68表	労働組合有無別未亡人等の割合	85
第69表	労働組合加入別未亡人等の割合	85

統計図目次

一Ⅰ 製造業の部

第1図	製造業労働者のなかの未亡人等雇用の割合	6
第2図	賃金階級別未亡人等の分布状況	11
第3図	男女別賃金階級別労働者分布状況	11
第4図	未亡人等の年齢階級別分布状況	17
第5図	入社の年次別未亡人等の割合	18

一Ⅱ 非製造業の部

第1図	非製造業労働者のなかの未亡人等雇用の割合	57
第2図	賃金階級別未亡人等分布比較	65
第3図	産業別未亡人等の平均現金給与月額	65
第4図	未亡人等の年齢階級別分布状況	68
第5図	未亡人等の勤続年数階級別分布状況	70
第6図	学歴別未亡人等の割合	71
第7図	特殊技能の種類別未亡人等の割合	73

序 論

第 1 章 調査結果の概要

この調査の結果報告の詳細についてのべる前に、読者の便宜のため簡単にその概要を記しておく。
「未亡人等の雇用に関する調査」は前後 3 回にわたって実施されたが、ここに発表する分は 30 人
以上の事業場全体に対応するものとして、製造業と非製造業^(注 1)について実施したものであり、先に発表
した「飲食店旅館等の部」の分と合せて読まれることが望ましい。これも一連の「未亡人等の雇用に
関する調査」の目的は未亡人及びそれに準ずる婦人（以下未亡人等とよぶ）が、現在、どの位の人数
雇用されているか、どんな職場で、どのような仕事についているか、労働条件はどんなであるか、ど
の様な身上の人たちが働いているか等を明かにして、未亡人等の雇用の隘路となつてゐる問題点をと
らえて、その職業対策に役だたせようということにある。

1. どんな事業場に未亡人等が多いか。

1955 年 10 月に行われた国勢調査によると雇用女子労働者約 507 万の中、未亡人等に当たる配偶者と
死別、離別したものは約 73 万で、総数の 14.4% にあたる。この調査の結果では、女子労働者中未亡
人等のしめる割合は、製造業では 7.7%、非製造業の平均は 10.6% で、1955 年国勢調査の結果より大
分少いが、これは比較的、大規模の事業場を調査対象としたためであろう。製造業以外の産業の中
で、未亡人等の割合が最も高い産業は鉱業で、女子労働者の約 1/4 が未亡人等である。その他、サー
ビス業（14%）、建設業（12%）などが未亡人等が女子労働者中にしめる割合の高い産業である。又、
製造業は前述のとおり、女子労働者数に比して未亡人等が比較的少いが、その中、木材及び木製品製
造業、家具及び装備品製造業、第一次金属製造業等は比較的未亡人等が多い方である。全体として
労働者中、女子の雇用の多い産業に必ずしも、未亡人等が多く雇用されていないということがわか
る。

規模別にみると、規模の大きい事業場裡労働者中女子の割合は低いが、その中にしめる未亡人等の
雇用も少い。

以上、産業別、規模別にみられる未亡人等の雇用傾向から後にものべるが、採用条件に年齢制限を
つけたり、学卒期を採用期とする事業場の多い産業や大規模事業場には未亡人等の就業が困難なこ
とを推定することができる。

未亡人等はほとんどあらゆる職種についているが、雇用割合の高い職業としては、製造業では製造
修理従事者が 59%、その他の生産従事者 19%、非製造業では未亡人等の 41% がサービス職業に、20%
が事務に従事している。これに対して全体を通じて管理的職業従事者はごくわずかしがない。

一般に女子の寄宿又は住込労働者の割合はサービス業、製造業に高いが、むしろ未亡人等の寄宿、

(注 1) ここにいう非製造業とは次の産業をさす。鉱業、建設業、卸売及び小売業、金融業及び保険業、
運輸通信及びその他の公益事業、サービス業。

住込労働者は、寮、合宿所、店舗等をもち、管理、賄、留守番としての年輩婦人を必要とする金融業及び保険業、建設業、卸売及び小売業にその割合が高い。

2. 未亡人等はどんな労働条件で働いているか。

職場の未亡人等は、年齢、勤続年数、扶養家族数等の点で、一般女子を上廻っている関係上、賃金水準は一般女子より高いが、鉱業、建設業等給与水準が低く、男女格差の大きいところに却て未亡人等の雇用率が高いことがみられる。

未亡人等の1ヵ月平均給与額は製造業9,042円、非製造業11,461円で一般女子の7,188円、10,631円よりそれぞれ高く、男子の17,348円、18,671円のそれぞれ52.1%、61.4%にあたる。

労働時間、労働日数については特別の傾向はみられなかった。

3. どんな未亡人等が雇われているか。

職場の未亡人等は一般女子労働者にくらべて、はるかに年長者が多く、平均年齢は製造業41歳、非製造業43歳で、いずれも約8割は35歳以上であるが、職種によつてかなり年齢層の開きがあり、専門的技術的職業従事者と事務従事者は平均年齢が若く、38歳乃至40歳であるのに対して、農業者、林業者及び類似従事者等は50歳あまりとなつている。

平均勤続年数は、製造業6.2年、非製造業7.3年で、いずれも全産業女子平均3.6年（1954年労働省個人別賃金調査）よりはるかに長く、未亡人等の定着性の強さを物語っている。

学歴は製造業より非製造業の方が高く、中等教育終了以上を修めたものが、前者16%、後者29%、とくに非製造業の場合は、全産業女子労働者の学歴（中等教育終了以上25%、前掲個人別賃金調査）を上まわっている。

又、未亡人等の65%前後が扶養家族をかかえており、その平均数は約1.4人。前掲個人別賃金調査における女子の扶養家族数平均は0.2人、男子2.15人である。

「特殊技能をもっている」と回答した未亡人等は非製造業に多く約30%、これに対して製造業には4%しかみられないが、これは前述の学歴の傾向とも関連しているといえよう。

次に、結婚前後を通して現在の職につくまで全く職業経験をもつたことのないものが35%前後あり、このほか結婚前には就職したことがあつても、結婚後家庭にばかりいた者を加えると大部分の未亡人等は、中年になつてにわかに職業生活にとびこまなければならなくなつた者ということになる。

4. どんな経路をへて就職したか。

一般に女子の採用条件で年齢や学歴に重きをおいている産業では、未亡人等の雇用が少いという傾向がみられる。とくに年齢について制限をつける事業場が多い産業は、金融業及び保険業、卸売及び小売業製造業で、学歴に条件をつけている事業場が多いのは、金融業及び保険業と卸売及び小売業であり、この分野には前述のとおり女子の割合は高いが、その中未亡人等の雇用は少ないという傾向がみられる。「経験のあるもの」を採用条件としている事業場は製造業に23%あるが、非製造業では問題にしているところはわずかしかない。

採用時期は半数近くの事業場が随時となつているが、とくに学卒期採用の事業場が多いのは金融業

及び保険業(68%)、ついで製造業、卸売及び小売業（いずれも約35%）である。

以上金融業及び保険業等に多い採用条件、採用時期の傾向は、大規模企業においても同様である。

募集方法は全般的に知人等の紹介による縁故が最も多いが、次に製造業においては公共職業安定所から、金融業及び保険業、卸売及び小売業においては学校経由が多い。

未亡人等になつた当時から定職をもつまでの平均経過年数は3~4年で、当時の年齢が若い者ほど長く、足手まといの幼児を抱えて外に出て働くことができなかった環境であつたことが大きな原因ではないかと考えられる。

現職につくまでの転職状況は、1回も転職したとものないものが60%余り、転職1回のもの25%で前に述べた勤続年数と相まつて未亡人等の定着性は高い。

次に現職についた方法は約80%が縁故関係で、未亡人等のうち夫の最後の職場につとめている者が製造業に16%、非製造業に23%あることは未亡人等にみられる独特のケースであろう。

5. 未亡人等の身上等

職場の未亡人等のうち約75%が死別となつているが、そのうち約65%が満洲事変から太平洋戦争期にかけて夫を失つている。次に離別した未亡人等は約17%であるが、このうち約70%が戦後離別したものである。その他、夫が疾病、不具痼疾等で働けぬもの、未婚還、行方不明等が約1割ある。

なお、彼女らの夫の最後の職業は70~80%が雇用労働者であり、賃金労働者の未亡人はやはり賃金労働者となるべき境遇におかれていることを語っている。

未亡人等が家計の中心者となつている世帯の60%余りが母子家庭であり、平均家族数（本人をのぞく）は製造業2.2人、非製造業2.1人で、学齢以前の幼児は少なく、6~18歳の学令期の子供が60~70%をしめており、これらのことから乳幼児をもつ母親は外に働きに出にくいことが推定され、現に働いているものは教育盛りの子供を抱えた母親で経済負担の重いことが示唆されている。

これら母子世帯の1ヵ月手取総収入は、母親が製造業に働く場合11,090円、非製造業の場合14,381円、同じく支出総額は前者10,233円、後者13,532円となつているが、収入の70~80%までが世帯主である母親（未亡人等）の勤務先収入である。

生活保護法の適用をうけている世帯はごくわずかであり、健康保険、厚生年金、失業保険には大部分の未亡人等が加入している。

以上の調査結果を総合してみると、職場の未亡人等の中には戦争を契機として未亡人等になつたものがかなり多く、夫が賃金労働者であつたものの未亡人が多数であるが、その多くが縁故をたどつて就職しており、相当数が夫のものと雇用主の関係で職をえている。

この雇用の現状からみると、未亡人等は労働条件の比較的よい大規模の事業場や金融保険業など、どちらかというとなりにみえて年齢の若いこと、学歴を採用条件としており、又学卒期に定期採用を行う事業場の多い産業には概して雇用が少く、比較的労働条件のわるい、地味な職場に多く集る結果となる。

現に雇用されている未亡人等の身上から推すと、足手まといの子供のあることは大きな障害であ

り、特殊な技能を持つことは有利な条件となり、その技能を生かして相当に年齢の高い未亡人等が、あらゆる分野で働いている。又、中にはその生活経験の豊富なこと、年齢が高くで落着のあることなどの特性を生かして職務についている恵まれた例もある。

結局、本調査結果からみられる未亡人等の経済的独立のため解決を要する問題は、乳幼児の委託、技能の修得と知識をうるための技術援助と職業指導、未亡人等への理解と協力を高めるための使用者をふくめた社会全般の人への啓蒙ということになる。

第2章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、戦後わが国における未亡人問題の重要性にかんがみ、^(注1)未亡人等の職業対策の一環として、施策の手がかりとなる基礎資料を得るために、製造業及び非製造業に現在雇用されている未亡人等^(注2)を対象として実施したもので、さきに発表した飲食店、旅館等に働く未亡人等調査もその一環調査である。すなわち、ひろく全産業にわたり、未亡人等の雇用の特性を把握し、就業上の問題を明らかにして、その職業対策に資する構想である。

2. 調査の時期及び方法

(1) 製造業に働く未亡人等調査は、第1次調査を昭和29年6月に、第2次調査を昭和29年8月（賃金と労働時間は5月分）に実施した。

(2) 非製造業に働く未亡人等調査は、第3次調査を昭和30年5月、第5次調査を昭和30年9月（賃金と労働時間は5月分）行つた。

いずれも第1回目の調査は郵便法により実施し、その調査結果にもとづいて第2回目の調査は未亡人等を使用している事業場の中から層別任意抽出法により、調査対象事業場を選出して全国一斉に訪問調査を実施した。この訪問調査の方法は本省の指示にもとづいて、各都道府県婦人少年室が主体となり、調査対象事業場に調査員が出向いて実地調査し、さらにそこに雇用されている未亡人等について面接調査を行つた。

3. 調査対象

(1) 製造業に働く未亡人等調査

調査対象を常時30人以上の労働者を使用する製造事業場に働く未亡人等に限定し、^(注8)第1次調査（郵便調査）では一定の抽出割合にもとづいて抽出した4,300事業場について未亡人等雇用の有無を把握

(注1) 未亡人等の定義 未亡人等とは、事実上夫と死離別したもの、夫の未帰還のもの、夫が疾病その他で労働不能のものを指し、扶養家族の有無、年齢を問わない。

(注2) 未亡人等の雇用に関する調査。

第1次	昭和29年6月	製造業	第1回目
第2次	〃 〃 8月	製造業	第2回目
第3次	〃 30年5月	非製造業	第1回目
第4次	〃 〃 6月	飲食店、旅館等	
第5次	〃 〃 9月	非製造業	第2回目

(注3) 調査対象となつた製造業は日本標準産業分類中分類による次の産業である。

製 造 業——食品製造業、煙草製造業、紡織業、衣服及び身廻品製造業、木材及び木製品製造業、家具及び装備品製造業、紙及び類似品製造業、印刷出版及び類似産業、化学工業、石油及び石炭製品製造業、ゴム製品製造業、皮革及び皮革製品製造業、ガラス及び土石製品製造業、第一次金属製品製造業、金属製品製造業、機械製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、医療機械・理化学機械・写真機・光学機械器具及び時計製造業、その他の製造業。

し、第2次調査ではその中から未亡人等を雇用する700事業場を抽出し、そこに働いている未亡人等5,350人について面接調査を実施した。

第1次郵便調査の回収率は73.5%であつたが、そのうち未亡人等を雇用している事業場は82.5%に当り、未亡人等の雇用範囲は相当に広いことがあきらかにされた。

(2) 非製造業に働く未亡人調査

第3次調査は調査対象を常時30人以上の労働者を使用する全国の鉱業、建設業、卸売及び小売業、金融及び保険業、運輸通信業及びその他の公益事業、サービス業の一部より任意抽出した4,800事業場について、郵便法により調査して未亡人等雇用の有無を把握した。

第5次調査は第3次調査を基礎として、未亡人等を雇用する調査対象事業場498を任意層別抽出し、現に雇用されている未亡人等4,247人について面接調査を行つた。

郵便調査の回収率は79.2%で、そのうち未亡人等を雇用している事業場は68.1%に当つていた。

各 論

第1部 製造業の部

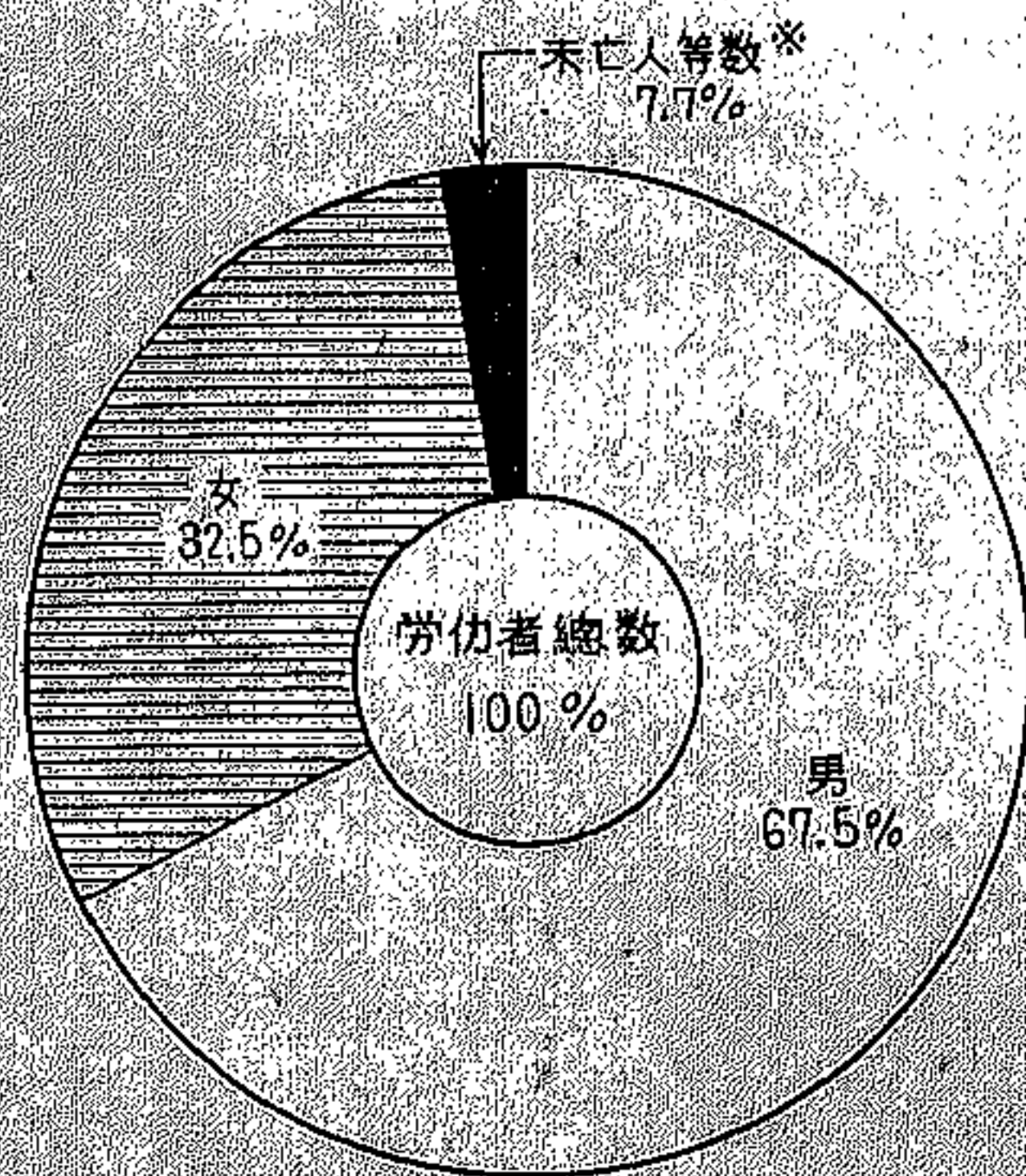
第1章 未亡人等の雇用

どれ位の未亡人等が、どんなところに、どんな条件で働いているだろうか。この項では、未亡人等(註1)の雇用の割合、雇用の形態、労働条件などの角度からそのあらましを展望し、製造業における労働者としての未亡人等の位置をたしかめてみよう。

第1節 未亡人等の雇用の分野

本調査の対象となつた規模30人以上の事業場 4,300 カ所に働く労働者総数の 32.5% が女子労働者であり、女子労働者中、未亡人等のしめる割合は 7.7% であつた(第1図)。つまり女子労働者 100 人のうち、未亡人等は約 8 人働いていることになる。参考までに 1955 年の国勢調査によると、製造業の女子雇用労働者約 170 万の中、19 万が死別又は離別であり、ここでいう未亡人等にあたるものは女子労働者の 11% をしめている。なお国勢調査は悉皆調査であるが、婦人少年局が行つた調査は 30 人以上の事業場を対象としたものであり、小規模事業場ほど未亡人等の雇用率は高くなつてい

第1図 製造業労働者のなかの
未亡人等雇用の割合
1954年5月



※ 未亡人等数は女子労働者の内数(%)

(註1) 本調査対象となつた製造業とは次の産業である。

食料品製造業、煙草製造業、紡織業、衣服及び身廻品製造業、木材及び木製品製造業、家具及び装備品製造業、紙及び類似品製造業、印刷出版及び類似産業、化学工業、石油及び石油製品製造業、ゴム製品製造業、皮革及び皮革製品製造業、ガラス及び土石製品製造業、第一次金属製造業、金属製品製造業、機械製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、医療機械・理化学機械・写真機・光学機械器具及び時計製造業、その他の製造業。

第1表 産業別未亡人等雇用の割合

1954年5月

項 目 別 産 業 別	男女労働者数 (A)	女子労働者数(B) B/A	未亡人等数(C) C/B
	%	%	%
総 数	100.0	32.5	7.7
食 料 品 製 造 業	100.0	39.1	9.2
煙 草 製 造 業	100.0	49.9	7.1
紡 織 業	100.0	71.5	4.8
衣服及び身廻品製造業	100.0	72.6	5.9
木材及び木製品製造業	100.0	22.2	18.8
家具及び装備品製造業	100.0	16.4	18.1
紙及び類似品製造業	100.0	22.3	14.6
印刷出版及び類似産業	100.0	19.7	10.8
化 学 工 業	100.0	22.3	8.9
石油及び石油製品製造業	100.0	17.1	13.8
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	48.2	6.3
皮革及び皮革製品製造業	100.0	22.3	8.7
ガラス及び土石製品製造業	100.0	26.5	14.8
第 一 次 金 属 製 造 業	100.0	8.8	18.1
金 属 製 品 製 造 業	100.0	17.9	15.0
機 械 製 造 業	100.0	12.6	11.6
電気機械器具製造業	100.0	28.7	5.7
輸送用機械器具製造業	100.0	8.6	15.5
医療機械・理化学機械・写真機・光学機械器具及び時計製造業	100.0	29.7	6.5
そ の 他 の 製 造 業	100.0	47.8	10.4

なかで未亡人等の割合の高いことが注目される。そのほか輸送用機械器具、金属製品、ガラス土石製品、紙及び類似品、石油製品、機械、印刷出版等の産業には、女子労働者数のなかの10%以上未亡人等の分布がみられ、これら産業には比較的多くの未亡人等が働いているものとおもわれるが、その反面女子労働者が圧倒的多数をしめている紡織業、衣服及び身廻品製造業においては未亡人等の雇用の割合が極めて低く、前記各産業とくらべて対照的である。

なお、未亡人等雇用の割合についてはこのように産業別の差異はあるが、未亡人等は金属業にわたつてひろく分布し、未亡人等の全く働いていない産業はみられない。

参考までに、本調査における1事業場当り平均雇用労働者数は185人、そのうち女子が60人、さらに女子のうち未亡人等は5人となつてい(第2表)。この未亡人等の実数は煙草製造業が21人で著しく多く、ついでゴム製品製造業の7人、紡織業7人が多い。なお、最も少いのは皮革及び皮革製品製造業、家具及び装備品製造業の各2人である。(第3表)

なお、未亡人等を約900人も雇用している事業場(第一次金属製造業)もあり、また100人以上を雇用している紡織業、化学工業、ガラス及土石、第一次金属、輸送用機械器具等の製造業もあるが、これらはいずれも総労働者数2,000人以上を擁する大規模事業場であつて、全国でもその数は多くな

第2表 規模別1事業場当り平均労働者数

1955年5月

規模別	項目別	男女労働者	女子労働者	未亡人等
総数		184.5	60.0	4.6
500人以上		1,485.8	415.5	23.3
100～499人		219.6	81.6	6.0
30～99人		57.4	25.0	2.4

第3表 産業別1事業場当り未亡人等平均数

1954年5月

産業別	未亡人等数
総数	4.6
食料品製造業	3.8
煙草製造業	21.4
紡織業	6.6
衣服及び身廻品製造業	3.4
木材及び木製品製造業	2.5
家具及び装備品製造業	1.9
紙及び類似品製造業	5.7
印刷出版及び類似産業	3.4
化学工業	5.6
石油及び石油製品製造業	3.1
ゴム製品製造業	6.9
皮革及び皮革製品製造業	1.8
ガラス及び土石製品製造業	5.4
第一次金属製造業	5.9
金属製品製造業	2.6
機械製造業	2.3
電気機械器具製造業	4.1
輸送用機械器具製造業	5.2
医療機械理化学機械写真機光学機械器具及び時計製造業	3.8
その他の製造業	5.1

第4表 規模別未亡人等雇用の割合

1954年5月

規模別	項目別	男女労働者数(A)	女子労働者数(B)	未亡人等数(C)
総数		100	32.5	7.7
500人以上		100	28.0	5.8
100～499人		100	37.2	7.2
30～99人		100	35.6	11.8

(注2) この調査で常用労働者とは生産労働者、管理事務及び技術労働者のいずれを問わず、調査期前2カ月の各月において18日以上、または前6カ月に於いて通算60日以上、同一事業場に雇用された労働者をいう。従つてこれに該当する労働者はたとえ臨時または日傭の名称で呼ばれていても常用労働者とみなされる。

い。

2. 規模別

事業場の規模別にみると、女子のしめる割合は概して大企業の場合が小さくなっているが、女子のうち未亡人等のしめる割合も同様で、500人以上の企業では5.8%、100～499人7.2%、30～99人11.8%となつている。(第4表)

製造業の未亡人等数について規模別分布の状況をみると、(第5表) 常用労働者500人以上の大規模事業場に働く未亡人等の割合は29.2%で、小規模の事業場に分布の割合がたかくなつていゝのに対して、同じく本調査における一般男女労働者数を規模別にみると、男女ともその約半数が500人以上の事業場に分布し、規模の小さくなるにつれて次第に分布の割合が低くなつてゐる点、未亡人等とは異つた傾向を示している。以上のことから未亡人等は比較的小事業場の方に雇われやすいことがうかがわれる。

3. 常用・臨時別

(注2)

未亡人等はその殆んどが常用労働者であつて、1カ月において30日以内の期間を定めて雇用され、あるいは日々雇用される臨時または日傭労働者は、未亡人等100人中約8人の割合にすぎない。

産業別にこれをみると、各産業とも大差はない

第5表 規模別男女別労働者の割合

1954年5月

規模別	男女別	未亡人等	女	男
総数		100.0	100.0	100.0
500人以上		29.2	41.0	49.9
100～499人		35.7	37.2	30.3
30～99人		35.1	21.8	19.9

第6表 産業別常用臨時別未亡人等の割合

1954年5月

産業別	常用・臨時別	総数	常用	臨時	不明
総数		100.0	91.6	7.8	0.6
食料品製造業		100.0	83.9	14.1	2.0
煙草製造業		100.0	98.3	0.4	1.3
紡織業		100.0	94.7	4.7	0.6
衣服及び身廻品製造業		100.0	96.3	1.3	0.4
木材及び木製品製造業		100.0	94.6	4.8	0.6
家具及び装備品製造業		100.0	87.8	12.2	-
紙及び類似品製造業		100.0	85.4	14.6	-
印刷出版及び類似産業		100.0	95.3	4.7	-
化学工業		100.0	88.1	11.9	-
石油及び石油製品製造業		100.0	94.8	5.2	-
ゴム製品製造業		100.0	95.6	4.4	-
皮革及び皮革製品製造業		100.0	81.1	11.3	7.6
ガラス及び土石製品製造業		100.0	92.4	4.9	2.7
第一次金属製造業		100.0	90.6	9.4	-
金属製品製造業		100.0	92.1	7.9	-
機械製造業		100.0	86.1	13.6	0.3
電気機械器具製造業		100.0	90.7	9.3	-
輸送用機械器具製造業		100.0	86.6	13.4	-
医療機械理化学機械写真機光学機械器具及び時計製造業		100.0	90.0	8.5	1.5
その他の製造業		100.0	96.2	2.2	1.6

が、臨時雇用の未亡人等の割合が比較的高いのは、紙及び類似品製造業14.6%、食料品製造業14.1%、機械製造業13.6%、輸送用機械器具製造業13.4%などである。(第6表)

4. 職種別

未亡人等は製造業においてどのような仕事の分野に働いているかをみると、製造修理従事者、その他の生産従事者等、工具として直接生産にたずさわっている者が大部分(78%)であり、ほかにサービス職業従業者として12%、事務従事者9%、専門的技術的職業従事者2%と、社内販売部員や構内売店の販売員として売買に従事している者がわずかにいる。

サービス職業の職種では寮の仕事をしているものが各産業にわたつて多く(衣服及び身廻品製造業、木材及び木製品製造業、家具及び装備品製造業にはみられない)、管理人、寮母、山籠係、炊事婦、清掃婦等として働いている。このほか主な職種にクラブ管理人、同接待婦、構内給食婦、浴湯従事者、掃除婦等がある。

事務の内職は、労務、人事、給与、経理、タイピスト、電話交換手等が主なものである。

次に、数は少いが専門的技術的職業には、医療保健技術関係に医師、薬剤士、看護婦、保健婦、助産婦、歯科技工士、レントゲン技師、衛生管理者、栄養士等として、その他の専門的職業には煙草製造業の築組組長、装置機作業長、衣服及び身廻品製造業の指導係、化学工業、石油及び石油製品製造

業第一次金属製造業、電気機械器具製造業において、性能試験員、化学研究員として従事しているのがみられる。(第7表、附表2)

5. 寄宿女子労働者数の多少による未亡人等の分布

女子の10%未満が寄宿労働者である事業場には比較的未亡人等も多く働いているが(女子労働者数に対する未亡人等の割合 10.1%)、寄宿労働者数の割合が大きい事業場ほど未亡人等の雇用割合は少なくなっている。(第8表) 未亡人等が寄宿労働者として働くことは、種々の未亡人等の特質からみて雇用主側にとつても本人にとつても、困難であることがうかがわれる。

第7表 職業別未亡人等の割合

1954年5月

職 業 別	%
総 数	100.0
採鉱採石従事者及び類似従事者	0.1
製造修理従事者	59.0
その他の生産従事者	18.7
専門的技術的職業従事者	1.6
管理的職業従事者	-
事務従事者	8.5
販売及び類似従事者	0.3
サービス職業従事者	11.6
分類不能の職業	-
不明	0.3

第8表 事業場における寄宿女子労働者の割合別未亡人等の割合

1954年5月

寄宿女子労働者の割合				女子労働者中に占める未亡人等
総 数				%
な し				10.7
あ	小	計		5.6
	10 % 未 満			10.1
	10 ~ 30 //			10.1
	30 ~ 50 //			6.4
	50 ~ 70 //			4.5
り	70 % 以 上			2.6
不 明				9.7

第2節 未亡人等の労働条件

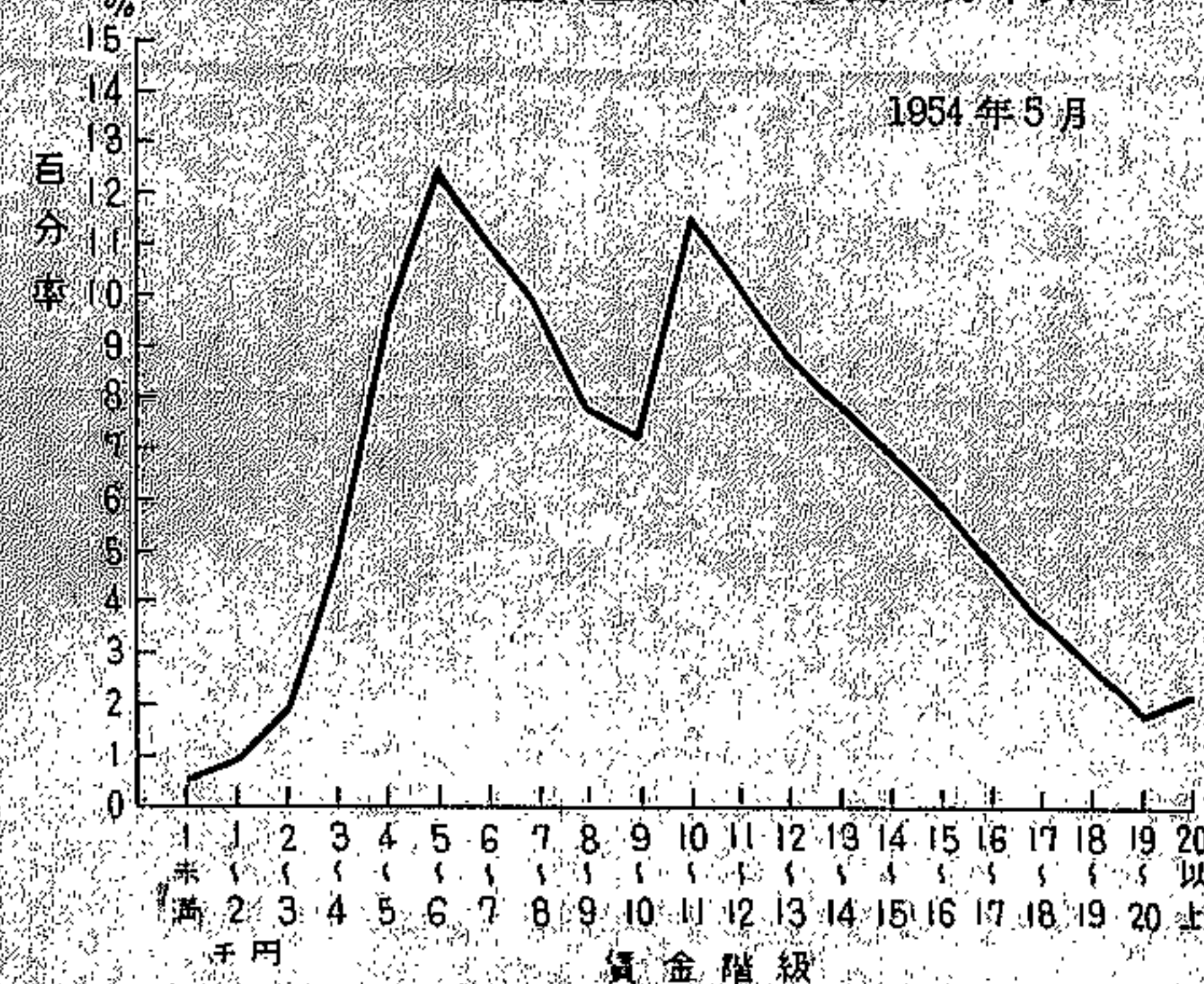
1. 賃 金

製造業に働く未亡人等の労働条件をまづ賃金の面からみると1人当り平均月額(1954年5月分、毎月きまって支給する現金給与)は9,042円で、5,000~7,000円(23%)と10,000~12,000円(11%)とにピークが二つみられる。(第9表、第2図)

このような未亡人等の賃金階級別分布曲線は、むしろ1954年の個人別賃金調査(労働省労働統計調査部調)における製造業の男子労働者の傾向(第3図)と相似していて、未亡人等の雇用が一般女子と異つた要素をもっていることをあらわしており、月額5,000円未満の低賃金層にある未亡人等の数は全体の18%であるのに対して、女子労働者の場合は5,000円未満の所得層に全体の46%が集中している状態である。

つぎに、製造業に働く未亡人等の給与額を産業別にみると、産業によつてそのひらきが大きい。煙草製造業が15,746円で最も高く、ついで印刷出版及び類似産業が12,951円、このほか平均額を上廻るのは、輸送用機械器具製造業、医療機械・理化学機械・写真機・光学機械器具及び時計製造業、第一次金属製造業、電気機械器具製造業、化学工業、機械製造業、ゴム製品製造業、石油及び石油製品

第2図 賃金階級別未亡人等の分布状況



あつた。

さらに、未亡人等の平均給与月額について、男子と比較してみると可成低く、一般女子の給与に近接していることがわかる。すなわち本調査における未亡人等の5月分、1人平均現金給与額は既掲の通り9,042円、同じく男子は17,348円、一般女子は7,138円で、男子と未亡人等の格差は52.1%、一般男女の格差は41.1%となる。(第11表)

以上のように、未亡人等の平均給与額が一般女子の場合より比較的高い理由としては、勤続年数、年齢、従事している仕事の種類、扶養家族等の相違が考えられるが、男子の平均給与額と比較して、はるかに低い賃金からみると男子と同様に一家を支え、子女を養育する責任を担っているこれらの未亡人等の生活のきびしさをうかがい知ることができよう。

2. 労働時間、労働日数

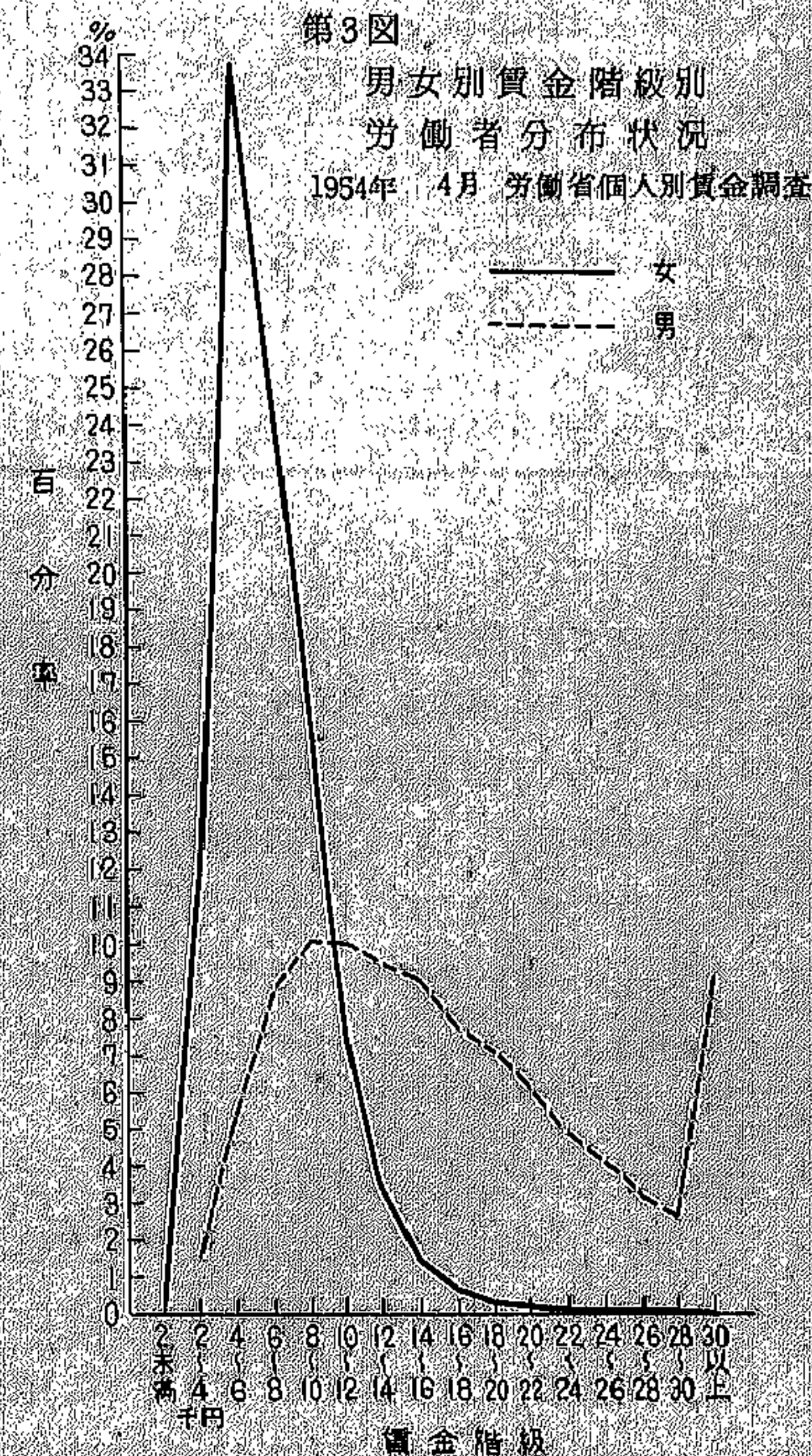
未亡人等の1ヵ月平均実労働時間は188.5時間で、毎月勤労統計調査における同年同月の女子(製造業)平均実労働時間194.8時間

製造業で、最も低いのは木材及び木製品製造業5,870円、また家具及び装備品製造業5,901円である。(第9表) また参考までに未亡人等の1日1人当り現金給与額を規模別にみると平均377円で、500人以上の大事業場は513円、100~499人380円、30~99人278円となつている。(第10表) なお、同年3月婦人少年局が東京都において実施した内職調査によると、女子の1日分の内職賃は97円で

第3図

男女別賃金階級別労働者分布状況

1954年4月 労働省個人別賃金調査



第9表 産業別現金給与月額別未亡人等の

産業別 収入額別	総 数	食料品製造業	煙草製造業	紡織業	衣服及び身廻品製造業	木材及び木製品製造業	家具及び装備品製造業	紙及び類似品製造業	印刷出版及び類似産業
平均収入月額	円 9,042	円 7,425	円 15,746	円 8,070	円 6,929	円 5,870	円 5,901	円 8,980	円 12,951
総数	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1,000円未満	0.5	0.9	-	0.6	-	0.5	-	0.1	-
1,000円以上～2,000円未満	0.9	2.2	-	1.1	0.9	2.3	3.8	0.7	-
2,000円～3,000円	1.9	2.7	-	2.2	4.0	3.7	4.6	2.5	0.6
3,000円～4,000円	4.9	8.3	-	6.8	10.4	9.9	13.0	6.3	0.9
4,000円～5,000円	9.3	14.9	-	11.9	17.9	14.9	19.8	11.1	3.1
5,000円～6,000円	12.3	15.7	0.1	15.9	11.9	24.8	22.1	13.6	4.2
6,000円～7,000円	10.8	10.5	0.4	12.7	11.0	14.7	10.7	8.7	6.2
7,000円～8,000円	9.7	8.6	0.8	10.8	12.8	15.3	10.7	9.7	5.3
8,000円～9,000円	7.7	9.6	2.3	7.6	7.1	5.4	4.6	6.3	6.0
9,000円～10,000円	7.1	4.1	2.7	6.8	6.6	3.2	4.6	5.9	6.6
10,000円～12,000円	11.4	7.5	10.0	9.0	7.7	1.5	3.1	10.0	13.1
12,000円～14,000円	8.8	6.5	19.8	6.2	4.4	1.2	-	6.9	13.5
14,000円～16,000円	5.9	3.8	21.6	3.3	1.4	0.2	1.5	7.0	14.6
16,000円～18,000円	3.5	2.0	13.1	1.7	0.5	0.3	1.5	4.5	8.1
18,000円～20,000円	1.8	1.3	11.5	0.6	0.2	-	-	2.8	5.2
20,000円以上	2.1	0.6	17.1	0.7	0.7	-	-	2.7	12.1
金額不明	1.4	0.8	0.6	2.1	2.5	2.1	-	1.2	0.5

よりは下廻っている。

産業別にみて平均労働時間より長い産業は、紡織業、印刷出版及び類似産業、家具及び装備品製造業、衣服及び身廻品製造業、木材及び木製品製造業などで、いずれも190時間以上となっており、逆に平均より大きく下廻る産業は煙草製造業で164時間、ついで皮革及び皮革製品製造業、化学工業がいずれも平均を下廻っている。(第12表)

次に規模別にみると500人以上の大規模事業場に働く未亡人等の1ヵ月平均労働時間は180.1時間であるが、100～499人の規模の事業場は191.4時間、さらに80～99人の小規模事業場では192.7時間と規模が小さくなるにつれて労働時間は長くなっている。これは大体どの製造業にも共通にみられる傾向である。

実働日数についてみると、5月1ヵ月間の1人当たり平均は24日で、約半数が1ヵ月20～25日出勤している。25日以上働いているものは41.2%で、規模の小さい事業場ほど未亡人等の1ヵ月間実働日数は多くなっている。(第13表)

また、平均実働日数の少ない産業は煙草製造業、皮革及び皮革製品製造業で、いずれも22日となっている。また過半数の未亡人等が1ヵ月25日以上働いている産業は家具及び装備品製造業、紙及び類

割合及び平均現金給与月額

1954年5月											
化学工業	石油及び石油製品製造業	ゴム製品製造業	皮革及び皮革製品製造業	ガラス及び土石製品製造業	第一次金属業	金属製品製造業	機械製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	医学機械器具製造業	その他の産業
円 10,006	円 9,058	円 9,320	円 8,058	円 8,483	円 10,988	円 8,460	円 9,328	円 10,625	円 11,632	円 11,365	円 6,716
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1.0	-	0.2	1.9	1.2	0.1	0.3	-	0.1	0.2	-	0.5
0.3	-	0.1	1.9	1.4	0.4	0.3	0.5	0.2	0.4	-	1.1
1.5	1.4	0.4	-	2.3	0.4	1.7	0.9	0.3	0.5	1.6	5.8
2.7	2.8	1.5	-	5.2	1.1	4.1	1.6	2.2	1.1	1.4	8.1
5.6	12.3	6.3	11.3	7.4	3.8	7.8	6.8	4.9	3.6	7.5	17.4
7.3	12.0	8.0	9.5	13.6	6.7	14.0	10.5	6.5	5.0	8.8	19.1
10.4	17.5	9.3	7.5	12.8	7.2	12.1	12.9	7.2	6.8	7.8	14.4
7.4	6.1	10.5	18.9	10.4	8.9	11.6	12.5	7.5	6.6	6.9	9.1
7.5	7.8	12.2	15.1	8.7	8.9	10.4	7.8	8.6	5.6	4.3	5.6
10.2	2.8	13.1	3.8	9.2	6.8	7.7	8.3	8.6	5.6	12.4	4.4
14.8	10.0	19.5	18.9	10.1	16.3	13.4	12.4	18.5	18.6	11.9	5.4
12.7	5.7	9.6	3.7	5.3	14.9	8.5	9.9	13.8	17.5	10.2	3.9
9.2	10.0	3.6	1.9	3.2	9.9	3.9	6.7	9.3	11.9	7.3	1.1
4.6	2.6	2.7	-	3.5	7.6	1.6	3.6	5.5	7.4	6.5	1.6
1.9	2.1	1.2	-	1.8	3.3	0.5	1.6	2.6	3.4	5.6	0.9
2.1	2.6	1.0	1.9	2.5	2.8	1.3	1.6	2.6	4.1	6.1	0.7
0.8	4.3	0.8	3.7	1.4	0.9	0.8	2.4	1.6	1.7	1.7	0.9

似品製造業、紡織業である。(第14表)

前掲毎月勤労統計調査における同月の製造業平均実働日数をみると、男子24.6日、女子24.1日であつて未亡人等とあまり差異はみられない。

第11表 規模別男女別平均給与月額及び男女給与の格差

1954年5月			
規模別	項目別	男	女
総数		円 17,348	円 7,138
500人以上		円 19,525	円 8,517
100～499人		円 16,235	円 6,615
30～99人		円 13,547	円 5,518
	男女格差		% 41.1
			% 43.6
			% 40.7
			% 40.7

第13表 規模別未亡人等の1月1人当り労働日数

1954年5月	
規模別	労働日数
総数	24
500人以上	23
100～499人	24
30～99人	24
	平均実働日数
	日

第 10 表 規模別産業別未亡人等の 1 月 1 人当り現金給与額 1954 年 5 月

産 業 別	規 模 別	総 数	500 人 以 上	100 ～ 499 人	30 ～ 99 人
総 数		377 ^円	513 ^円	380 ^円	278 ^円
食 料 品 製 造 業		323	450	328	275
煙 草 製 造 業		716	725	689	-
紡 織 業		336	437	357	247
衣服及び身廻品製造業		289	545	327	234
木材及び木製品製造業		245	287	296	233
家具及び装備品製造業		246	-	272	247
紙及び類似品製造業		374	551	387	230
印刷出版及び類似産業		540	660	500	498
化 学 工 業		435	470	456	313
石油及び石油製品製造業		394	563	456	307
ゴム製品製造業		405	512	387	381
皮革及び皮革製品製造業		366	-	400	352
ガラス及び土石製品製造業		369	562	381	272
第一次金属製造業		478	521	403	385
金属製品製造業		353	487	404	516
機 械 製 造 業		406	484	404	320
電気機械器具製造業		462	553	453	362
輸送用機械器具製造業		506	584	415	349
医療機械・理化学機械・写真機・光学機械器具及び時計製造業		494	670	487	369
そ の 他 の 製 造 業		280	470	318	247

第 12 表 産業別未亡人等の 1 月 1 人当り労働時間数 1954 年 5 月

産 業 別	規 模 別	総 数	500 人 以 上	100 ～ 499 人	30 ～ 99 人
総 数		188.5 ^時	180.1 ^時	191.4 ^時	192.7 ^時
食 料 品 製 造 業		186.2	178.4	178.6	194.5
煙 草 製 造 業		164.1	164.6	162.5	-
紡 織 業		197.2	191.2	201.1	197.4
衣服及び身廻品製造業		191.2	178.1	194.7	190.3
木材及び木製品製造業		191.2	185.5	197.2	189.7
家具及び装備品製造業		194.7	-	178.8	198.0
紙及び類似品製造業		186.8	173.6	188.1	195.3
印刷出版及び類似産業		196.3	183.9	204.1	198.4
化 学 工 業		172.9	170.8	174.7	175.5
石油及び石油製品製造業		179.2	164.8	175.5	185.6
ゴム製品製造業		186.5	171.8	187.4	203.6
皮革及び皮革製品製造業		172.1	-	169.9	174.2
ガラス及び土石製品製造業		187.6	184.6	190.9	185.7
第一次金属製造業		184.9	182.1	189.7	189.0
金属製品製造業		189.1	196.2	192.1	186.9
機 械 製 造 業		189.4	178.9	191.3	196.3
電気機械器具製造業		181.7	176.0	184.6	187.5
輸送用機械器具製造業		180.3	173.8	188.2	195.9
医療機械・理化学機械・写真機・光学機械器具及び時計製造業		182.4	174.8	178.3	192.9
そ の 他 の 製 造 業		193.1	198.1	185.8	197.8

第 14 表 産業別未亡人等の 1 月 1 人当り労働日数 1954 年 5 月

産 業 別	出 勤 日 数 別	平 均 労働日数	総 数	10 日 未 満	10 ～ 15 日 未 満	15 ～ 20 日 未 満	20 ～ 25 日 未 満	25 日 以 上	日 数 不 明
総 数		24	100.0	1.2	1.6	4.5	49.3	41.2	2.2
食 料 品 製 造 業		23	100.0	1.8	2.5	5.7	47.3	41.1	1.6
煙 草 製 造 業		22	100.0	0.8	1.3	7.0	87.8	0.9	2.2
紡 織 業		24	100.0	1.6	1.6	3.9	39.6	50.5	2.8
衣服及び身廻品製造業		24	100.0	0.9	1.7	4.3	44.3	47.5	1.3
木材及び木製品製造業		24	100.0	2.2	2.1	5.3	41.5	46.0	2.9
家具及び装備品製造業		24	100.0	1.5	3.1	4.6	36.6	54.2	-
紙及び類似品製造業		24	100.0	0.7	1.2	4.5	39.5	51.8	2.3
印刷出版及び類似産業		24	100.0	0.9	1.3	3.6	53.9	38.1	2.2
化 学 工 業		23	100.0	1.2	1.1	5.6	59.1	31.4	1.6
石油及び石油製品製造業		23	100.0	-	3.8	5.9	49.0	36.8	4.5
ゴム製品製造業		23	100.0	0.6	5.1	4.6	55.1	33.6	1.0
皮革及び皮革製品製造業		22	100.0	3.8	-	17.0	45.3	30.2	3.7
ガラス及び土石製品製造業		23	100.0	1.9	2.1	5.1	42.1	47.0	1.8
第一次金属製造業		23	100.0	0.9	0.8	4.2	57.3	35.4	1.4
金属製品製造業		24	100.0	1.5	2.2	2.9	49.6	42.0	1.8
機 械 製 造 業		23	100.0	0.7	1.0	3.6	55.1	37.7	1.9
電気機械器具製造業		23	100.0	0.5	0.8	5.0	67.1	25.1	1.5
輸送用機械器具製造業		23	100.0	0.7	1.2	4.1	63.2	26.4	2.4
医療機械・理化学機械・写真機・光学機械器具及び時計製造業		23	100.0	0.1	2.4	3.4	63.4	27.2	3.5
そ の 他 の 製 造 業		24	100.0	0.9	1.3	3.9	50.6	41.0	2.3

第 2 章 未亡人等の雇用の特性

第 1 節 未亡人等の特性

この項では製造業に働く未亡人等の特性を知るため、年齢、学歴、勤続年数、扶養家族、特殊技能などを概観し、これを一般男子労働者、女子内職従事者と比較して、どのような未亡人等が多く雇用されているかをみるとともに、現職業に就職するまでの雇用の経路をあさらかにしたものである。

1. 年 齢

本調査にあらわれた未亡人等の平均年齢は 41.1 歳であつて、年齢階級別にみれば 35～45 歳の間が最も多く、未亡人等の半数近くをしめている。(第 15 表) また産業別にみても平均年齢は煙草製造業、ゴム製品製造業の 39.2 歳のほかはすべて 40 歳以上となつている。(第 16 表)

(注) 職業別にみると(第 17 表)採鉱採石従事者及び類似従事者は 40～50 歳が 75% をしめており、製造修理従事者、その他の生産従事者も 35 歳以上が大半をしめている。また、事務従事者も 30～45 歳が 74%、売買及び類似従事者では 40 歳以上が 72% をしめている。

(注) 日本標準職業分類による。

1954年の労働省個人別賃金調査によれば製造業における男子の平均年齢は32.6歳、女子の平均年齢は24.9歳であつて、女子雇用者の70%が25歳未満に集中しているのと比較すると、工場には一般男女労働者よりもかなり高年齢の未亡人等が生産にたずさわっているわけである。

若干、高年齢の実例をあ

げると、40歳

一製本工、41

歳一選品工、

43歳一タイピ

スト、46歳一

保母、47歳一

製菓工、49歳

一反毛工、53

歳一仕立工、

55歳一管巻工、

第15表 年齢階級別未亡人等の割合

1954年5月

年齢階級別	%
総 数	100.0
20 歳 未 満	0.1
20~25歳 未 満	1.2
25~30歳 "	5.8
30~35歳 "	14.5
35~40歳 "	23.3
40~45歳 "	24.8
45~50歳 "	15.6
50~55歳 "	8.9
55~60歳 "	3.2
60 歳 以 上	2.2
年 齢 不 明	0.4

第16表 産業別未亡人等の平均年齢

1954年5月

産 業 別	平均年齢
総 数	41.1
食 料 品 製 造 業	42.9
煙 草 製 造 業	39.2
紡 織 業	40.7
衣服及び身廻品製造業	40.3
木材及び木製品製造業	40.8
家具及び装備品製造業	40.9
紙及び類似品製造業	42.1
印刷出版及び類似産業	42.5
化 学 工 業	40.1
石油及び石油製品製造業	44.5
ゴム製品製造業	39.2
皮革及び皮革製品製造業	41.8
ガラス及び土石製品製造業	42.2
第一次金属製造業	41.5
金属製品製造業	41.4
機 械 製 造 業	40.8
電気機械器具製造業	40.1
輸送用機械器具製造業	40.5
医療機械・理化学機械・写真機・光学機械器具及び時計製造業	40.8
そ の 他 の 製 造 業	42.9

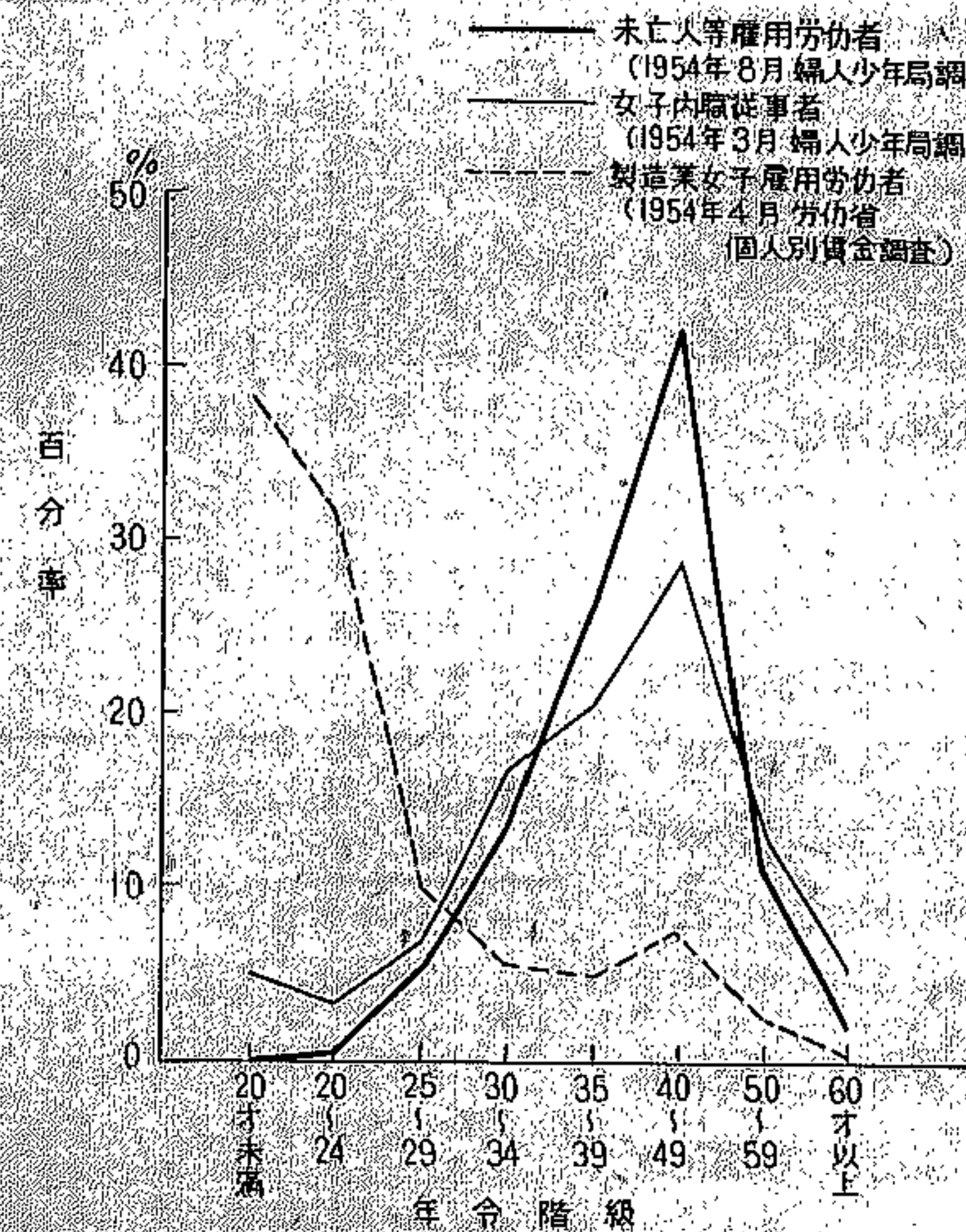
第17表 職業別年齢階級別

職 業 別	年 齢 別	総 数	22歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満
総 数	%	100.0	%	%	%	%
農業者・林業者及び類似従事者	-	-	-	0.7	5.2	13.2
漁業者及び類似従事者	-	-	-	-	-	-
採鉱・採石従事者及び類似従事者	100.0	-	-	-	-	25.0
運輸機関運転従事者	-	-	-	-	-	-
製造修理従事者	100.0	-	-	0.7	5.6	14.5
その他の生産従事者	100.0	-	-	0.4	4.2	8.4
専門的・技術的職業従事者	100.0	-	-	0.8	3.3	18.5
管理的職業従事者	-	-	-	-	-	-
事務従事者	100.0	-	-	2.4	9.2	22.2
売買及び類似従事者	100.0	-	-	-	-	24.0
サービス職業従事者	100.0	-	-	-	2.6	14.6
分類不能の職業	-	-	-	-	-	-
無 職	-	-	-	-	-	-
職 種 不 明	100.0	-	-	-	-	7.5

注) 職業別は日本標準職業分類による。

繰糸工、63歳一函詰工、65歳一検査工、66歳一炊事婦、67歳一塗装工、71歳一寮母などがみられ、

第4図 未亡人等の年齢階級別分布状況
(女子内職従事者と女子雇用労働者に対する比較)



年齢別に未亡人等の従事する職種をみると生産の直接部門、間接部門をとわず、年をとつてもなお働きつづけている未亡人等の姿がはらふつするであろう。

このような未亡人等の年齢別分布状況を女子の内職従事者の年齢分布とくらべてみると、約8割が30~59歳の層に属している点は似ているが、30歳以下、50歳以上のものの割合が内職従事者の方に多くみられる点に興つた傾向であり、女手に一家の生計を支えるために働いている未亡人等のうち家庭の外に出て働くことができる年齢層におのずから限界があることがうかがわれる。(第4図)

この二者はまた、前掲労働省個人別賃金調査における製造業女子雇用労働者の年齢分布状況とは著しく相違している。

参考までに1954年4月労働省個人別賃金

未亡人等の割合

1954年8月

35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上	年 齢 不 明
%	%	%	%	%	%	%
26.1	26.5	15.5	7.7	3.0	2.0	0.1
-	-	-	-	-	-	-
-	50.0	25.0	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
26.2	25.1	14.9	7.5	3.1	2.2	0.2
26.3	32.0	15.6	8.8	2.6	1.7	-
27.4	26.9	19.2	0.8	2.3	-	0.8
-	-	-	-	-	-	-
29.8	22.1	10.0	3.1	1.1	0.1	-
4.0	48.0	20.0	4.0	-	-	-
23.7	25.4	18.0	10.0	2.7	2.1	0.3
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
54.7	34.0	3.8	-	-	-	-

調査による製造業の男女平均年齢をかかげておく。(第18表)

2. 勤続年数

この調査における未亡人等の平均勤続年数は6.2年で、前掲個人別賃金調査における製造業女子の勤続年数3.4年の2倍に近く男子の6.4年とはほぼ同じである。

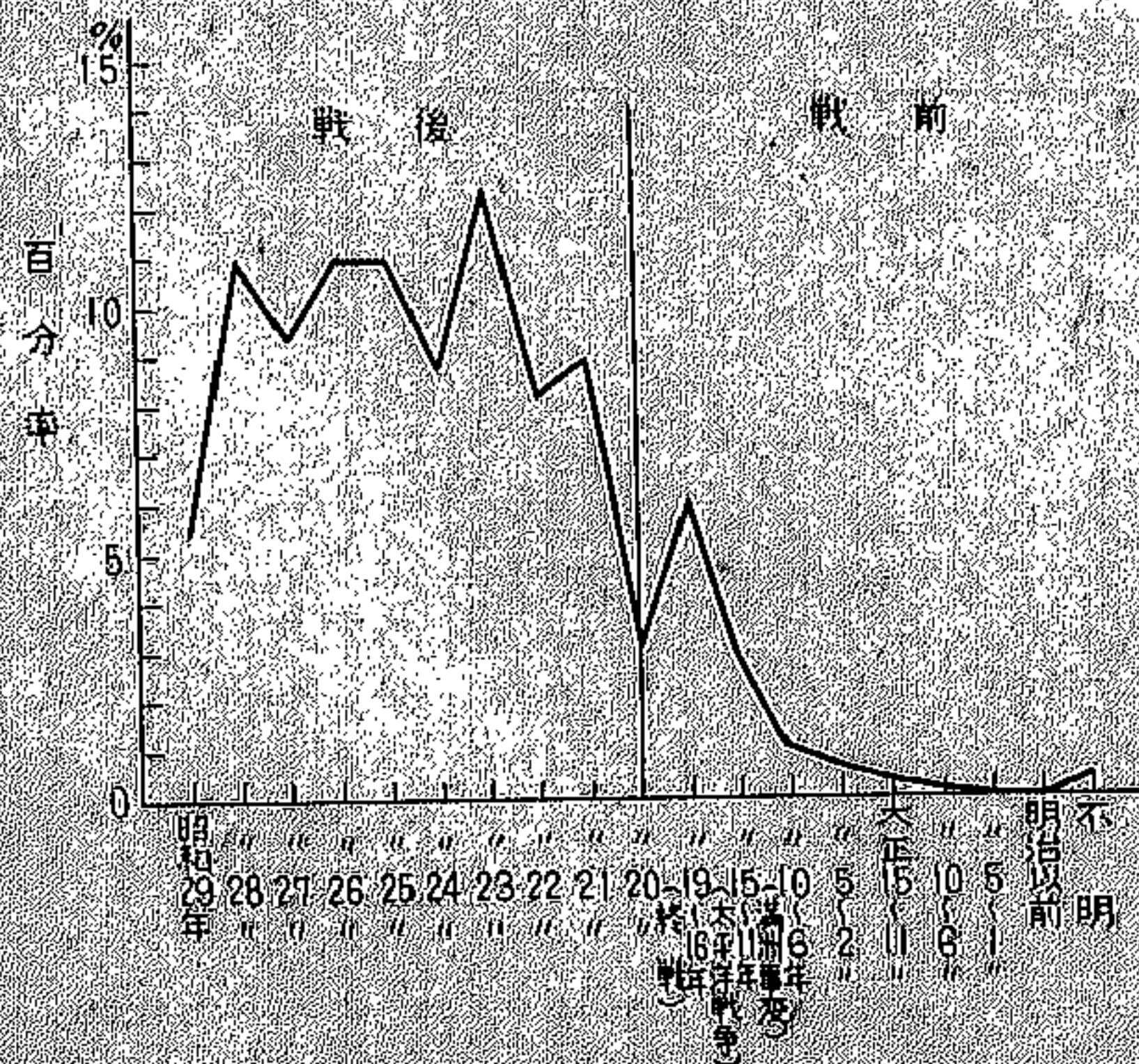
年数別にみると、一般の女子労働者は勤続3年までが57%であるのに対し、未亡人等は5年以上が過半数をしめており、その定着性の高さを示している。(第19、20表) これら未亡人等はいつ頃から現在の工場に働いているだろうか、入社時期にさかのぼって、勤続の跡を辿ってみよう。(第5図)

先ず、総数においていわゆる戦前と戦後の著しいひらきが注目される。戦前では昭和7年の満洲事変から、太平洋戦争中に働きはじめた率が高いが、戦後は昭和23年を頂点として、戦後のきびしい経済変動のなかには、戦時中の3~4倍に相当する多くの未亡人等が工場の働き手となつて今日まで続いているわけで、ここに戦争の影響がけん着にあらわれている。

このような未亡人等のなかには勤続によつて習得した特殊技能によつて、現在工場の現場監督、班長、工長、係長等の指導的地位につき、熟練工として働いている人たちもみうけられる。

第5図 入社の年次別未亡人等の割合

1954年8月



入社の年次別

第18表 製造業の男女平均年齢及び年齢階級別男女労働者の割合

1954年4月
労働省個人別賃金調査

年齢別	性別	男	女
平均年齢		32.6歳	24.9歳
総数		100.0%	100.0%
20歳未満		12.4%	38.1%
20~24歳		18.5%	31.2%
25~29歳		17.8%	9.9%
30~34歳		13.5%	8.6%
35~39歳		11.8%	4.9%
40~49歳		17.2%	7.5%
50~59歳		7.1%	2.4%
60歳以上		1.6%	0.4%

第19表 勤続年数別未亡人等の割合

1954年8月

平均勤続年数	%
総数	100.0%
1年未満	6.5%
1年~3年未満	15.7%
3年~5年	20.7%
5年~10年	42.4%
10年~20年	11.5%
20年以上	3.1%
不明	0.1%

第20表 未亡人等の年齢階級別平均勤続年数

1954年8月

年齢階級別	平均勤続年数
総数	6.2年
20歳未満	-
20~24歳未満	4.9
25~29歳	3.7
30~34歳	4.9
35~39歳	5.2
40~44歳	6.0
45~49歳	7.8
50~54歳	9.0
55~59歳	7.6
60歳以上	11.3
年齢不明	6.0

3. 学歴

(注)

学歴を初等、中等、高等の3段階に区分してみると、(第21表) 未亡人等の大部分の82%は初等教育終了者である。中等教育を受けたものは、旧制高等女学校が15%、新制高校は極めて少く、10数人をかぞえる程度である。高等教育を卒えたものは、100人中わずか1人の割合で、極めて少数であるが、そのなかには若干の専門学校、旧制大学の教育を受けた未亡人等がみられる。

このような未亡人等の学歴の傾向を一般労働者の平均と比較してみよう。

前掲労働省の個人別賃金調査によれば、男女各々を100として、初等教育終了者は女子75.0%、男子69%で未亡人等の割合はこれよりやや高くなっている。

中等教育終了者の割合は、女子24.3%、男子22.0%で、未亡人等の割合は、いずれよりも下廻っており、高等教育を終了した男子は9.0%であり、未亡人等の割合は0.6%ではるかに低く、女子雇用者の平均0.7%と同じように、高等教育を受けた未亡人等が男子にくらべて如何に少ないかをあらわしている。

4. 扶養家族

未亡人等の扶養家族数は平均1.4人であつて、前掲労働省個人別賃金調査における製造業の女子平均0.16人をはるかに上廻っている。また、同じく男子の平均2.04人よりはひくいが、女手に1~3人の扶養家族をかかえた未亡人等は全体の約64%をしめるほか、4~5人の家族を扶養している未亡人等もみられ、その生活の容易でないことがうかがわれる。(第22表) 扶養家族の続柄は子供が殆んどで85.3%、製造業にはいわゆる母子世帯の未亡人等が多く働いていることがわかる。(第23表)

5. 特殊技能

一家の生計を支えてゆかなければならない未亡人等にとって、特殊技能の有無は特に重要な要件であるが、製造業の未亡人等には職業に必要な特殊技能をもつものは至つて少く、全体のわずか4.2%

第21表 学歴別未亡人等の割合

1954年8月

学歴別	%
総数	100.0%
初等教育	82.0%
中等教育	15.0%
高等教育	0.6%
その他	1.3%
不明	1.4%

(注) 0%は0%未満

第22表 扶養家族数別未亡人等の割合

1954年8月

平均扶養家族数	1.4人
総数	100.0%
0人	26.3%
1人	30.6%
2人	22.4%
3人	10.8%
4人	3.6%
5人	1.2%
無記入	5.1%

第23表 扶養家族の続柄別未亡人等の割合

(扶養家族をもつものについて) 1954年8月

続柄別	%
総数	100.0%
子供	85.3%
親	8.8%
義父(母)	2.2%
弟妹	0.4%
その他	2.2%
不明	1.2%

(注) 学歴の3段階区分は、1954年8月、文部省調査「職業における学歴構成」に準じ「初等教育」には小学、高等小学、新制中学、「中等教育」には新制高校、旧制中学「高等教育」には専門、師範、新制、旧制大学がふくまれる。

にすぎない。

なお、未亡人等の特殊技能としてここにあげられているものは、保健婦、看護婦、調理士、衛生管理者、薬剤師、教員、電話交換取扱者等の免許証、適任証をもつものと、旋盤、繰糸織布、動力ミシン、タイプ、算盤等極めて小範囲にとどまっている。

以上のように特殊技能をもつ未亡人等は極めて僅かであるが職業別にみると製造修理従事者と事務従事者はそれぞれ1.4%、専門的、技術的職業従事者1.3%の割合となつている。(第24表)

なお、特殊技能が現在の仕事に役立つかどうかの問に対して「役立つ」と答えた未亡人等は49.2%で半数をしめているが、その特殊技能は製造修理と事務において比較的多く、サービスの特殊技能は少い。(第25表)

しかし、特殊技能をもっている未亡人等の半数に近いものが、その技能を現在の職業に役立てていることは注目すべきことである。

第24表 特殊技能別未亡人等の割合

1954年8月

職業分類別	%
総数	100.0
農業者・林業者及び類似従事者	0*
漁業者及び類似従事者	-
採鉱・採石従事者及び類似従事者	-
運輸機関運転従事者	0*
製造修理従事者	1.4
その他の生涯従事者	0*
専門的、技術的職業従事者	1.3
管理的職業従事者	0
事務従事者	1.4
売買及び類似従事者	-
サービス職業従事者	0.1
分類不能の職業	-
無職	78.7
不明	17.1

注) 0* は 0.1 %未満

第25表 特殊技能の種類別「特殊技能が今の仕事に役立つか」の回答数割合

役立つか	特技の種類	総数	技術的	事務的	製造修理	サービスの	その他	不明
		%	%	%	%	%	%	%
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
はい		49.2	46.7	49.6	52.2	37.8	53.0	26.9
いいえ		44.7	47.3	45.3	44.4	59.2	36.5	11.4
不明		6.1	6.0	5.1	3.4	3.0	10.5	61.7

員、託児所世話係、美容師というようにさまざまな仕事があげられている。以上のように仕事をもつた場合はいずれも雇用労働者として働いていたものが過半数であるが、結婚前、雇用労働者として働いていたものの割合76.4%が、結婚後未亡人等になるまでの期間においては64.5%と減少しており、逆に業主と家族従業者の割合は後者が僅かながら増えている。(第27表)

第26表 職業経験状況別未亡人等の割合

1954年8月

職業経験状況	%
結婚前後仕事あり	19.1
結婚前なし、結婚後あり	14.4
結婚前あり、結婚後なし	32.2
結婚前後仕事なし	32.6
不明	1.7

第27表 結婚前の仕事における従業上の地位別時期別未亡人等の割合

1954年8月

従業上の地位別	時期別	結婚前	結婚後未亡人等になるまで
		%	%
総数		100.0	100.0
雇用者		76.4	64.5
業主		1.5	5.4
家族従業者		13.9	19.1
その他		6.6	8.7
不明		1.6	2.3

第2節 未亡人等の採用経路

前にも述べたように、未亡人等はさまざまな曲折を経てようやく現職に辿りつき、一応の安定をえたわけであるが、雇用労働者としての種々の特性をもっている未亡人等が、どのような採用条件をもつ事業場に多く雇われているかをみることにする。

1. 採用条件

未亡人等の採用は、大体一般女子の採用条件が適用されるわけであるが、未亡人等の特性のためにその条件は雇用の隘路となつて未亡人等の行手をさえぎっている場合が多い。第28表は女子採用条件の有無をみたものであるが、条件のあるものは54.7%である。

先ず年齢についての条件をもっている事業場(55.5%)のなかでは、30歳未満を雇入れの条件としている事業場は約半数あり、採用条件ではないが女子のみの停年を30歳、あるいは35歳に低くして高年齢女子の雇用を制限している事業場も僅かながらみられる。なお、停年制のある事業場は全体の42.7%で、そのうち男女に差別をもうけ、或は女子の停年を低くしている事業場10.3%がみられた。(第29表)

つぎに学歴(全事業場の32.8%に条件あり)では中学校卒業を条件とするもの72.3%、高等学校卒業が21.6%であつて、大学専門卒業程度の女子を採用する場合はきわめてわずかで0.1%にすぎない。

経験(22.6%)では、無経験者で差支えないという事業場が57.7%、経験者を採用条件としている事業場のなかでは、小規模の事業場ほど1~3年未満の経験者をのぞむことが多くなっている。

そのほか(23.2%)、女子に特殊な採用条件として、手先の器用さ、視聴覚の正確さ、健康、容姿端麗、美声などの身体的条件、道義性、勤勉性、明朗性、企画性、指導性、清潔性などの精神的条件を特にあげている事業場もみられる。環境的条件としては独身の女子、住込可能のもの、通勤距離の近

第 28 表
女子の採用条件有無別事業場数の割合
1954 年 8 月

雇用条件別	%
総 数	100.0
条 件	
小 計	64.7
年 齢	55.5
学 歴	32.8
経 験	22.6
その他	23.2
条件なし	43.8
無 記 入	1.5

注) 1. 条件の各項目の数字はそれぞれ調査対象事業場数 100 に対する割合
2. 条件の各項目は 1 事業場で 2 以上有することがあるのでその小計は 100 にならない。この小計は、少くとも条件 1 項目以上を有する事業場数の割合である。

いもの、身許離実のものなどである。

また、一般女子の採用の時期は学校卒業期が事業場全体の 34.8%、随時採用は 43.5%で前者よりやや多くなっている。規模別にみると大工場は学卒期の募集が多く、規模の小さい工場は随時採用が多い傾向がみられる。なお、100~499 人の規模事業場ではその他の一定時期に採用する割合が多くなっている。(第 30 表)

一般女子の募集方法をみると、縁故が 24.1%で、工場労働者の紹介 23.8%を加えると約半数は縁故によることになり、公共職業安定所によるのが 26.1%

第 29 表 産 業 別 停 年

停 年 条 件 別	産 業 別	総 数	食 料 品 製 造 業	煙 草 製 造 業	紡 織 業	衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	木 材 及 び 木 製 品 業	家 具 及 び 装 備 品 業	紙 製 及 び 類 似 品 業	印 刷 及 び 類 似 業
総 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計		42.7	46.0	-	38.4	16.3	21.5	25.0	52.3	39.9
男	小 計	32.4	28.4	-	29.8	10.5	15.5	10.9	41.0	33.2
女	40 歳 未 満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同	40 歳 以 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年	45 歳 //	0*	-	-	-	-	-	-	-	-
制	50 歳 //	1.0	-	-	1.3	1.4	-	1.6	1.5	-
あ	55 歳 //	28.0	24.4	-	25.8	8.4	14.7	7.7	30.8	28.6
方	60 歳 //	3.0	3.7	-	3.2	0.7	0.8	1.6	8.7	3.8
が	そ の 他	0.4	0.3	-	-	-	-	-	-	0.8
り	小 計	10.3	17.6	-	8.6	5.8	6.0	14.1	11.3	6.7
低	30 歳 未 満	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
い	30 歳 以 上	0.1	0.7	-	0.2	-	-	-	-	-
不	35 歳 //	0.1	-	-	0.3	-	-	-	-	-
明	40 歳 //	0.2	-	-	0.3	-	0.1	-	0.8	-
	45 歳 //	2.0	4.6	-	2.2	-	1.5	1.6	0.8	0.6
	50 歳 //	6.8	11.7	-	3.9	4.3	4.6	10.9	8.2	4.6
	55 歳 //	0.9	0.7	-	1.3	-	0.1	1.6	1.5	1.3
	60 歳 //	0.1	-	-	0.2	1.3	-	-	-	-
	そ の 他	0*	-	-	0.2	-	-	-	-	0.2
	不 明	2.9	4.0	-	2.0	3.6	2.7	6.3	1.5	1.9
体 年 制 な し		51.3	45.3	97.2	56.7	75.8	70.0	65.6	41.6	55.1
無 記 入		3.1	4.7	2.8	2.9	4.3	5.8	3.1	4.6	3.1

注) 0* 印は 0.1% 未満

ついで学校 15.2%で、広告や新聞による募集方法はわずかしみられない。(第 31 表)

2. 現職につくまでの経路

前述のように未亡人等のうち 65% は家庭婦人であつ

第 30 表 規模別女子の採用時期別事業場数の割合

1954 年 5 月				
規模別	総 数	500 人 以 上	100 人 ~ 499 人	30 人 ~ 99 人
採用時期別	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
学 卒 期	34.8	55.1	44.7	28.2
その他の一定時期	18.5	2.7	30.0	14.8
随 時	43.5	41.7	23.6	52.8
無 記 入	3.2	0.5	1.7	4.2

第 31 表
女子の募集方法別事業場数の割合
1954 年 5 月

募集方法別	%
総 数	100.0
学 校	15.2
公共職業安定所	26.1
広 告	6.0
工場労働者紹介	23.8
その他の縁故	24.1
そ の 他	1.3
無 記 入	1.6

有 無 別 事 業 場 数 の 割 合

1954 年 5 月											
化 学 工 業	石 油 及 び 石 油 製 品 業	ゴ ム 製 品 業	皮 革 及 び 皮 革 製 品 業	ガ ラ ス 及 び 石 製 品 業	第 一 次 金 属 製 品 業	金 属 製 品 業	機 械 製 造 業	電 気 機 械 製 造 業	輸 送 用 機 械 製 造 業	医 学 及 び 機 械 製 造 業	そ の 他 の 産 業
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
70.9	49.3	66.5	35.7	37.1	51.1	47.4	43.0	53.4	42.0	58.7	22.8
52.7	44.9	38.4	25.0	25.9	43.5	33.1	37.6	36.9	35.8	50.0	19.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-
1.5	-	-	-	1.7	1.7	0.9	1.6	0.2	0.2	1.4	1.9
45.6	44.9	29.2	14.3	22.0	39.0	27.8	33.3	35.1	33.4	39.0	13.6
3.9	-	9.2	10.7	2.1	1.4	3.5	2.5	1.6	1.4	9.6	3.8
1.7	-	-	-	0.1	1.2	0.9	0.2	-	0.8	-	-
18.2	4.4	28.1	10.7	11.2	7.6	14.3	5.4	16.5	6.2	8.7	6.5
-	-	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.0	-	1.6	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-
6.4	-	4.9	-	1.8	1.1	1.0	1.2	2.1	0.2	-	-
10.1	4.4	16.2	10.7	7.7	6.6	9.7	3.7	14.4	6.0	4.6	3.8
0.7	-	5.4	-	1.7	-	1.8	0.5	-	-	4.1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.0	4.4	1.6	-	1.7	9.2	2.2	3.7	1.0	2.6	2.6	2.8
25.7	41.9	25.4	64.3	53.3	38.8	48.6	49.2	43.7	54.2	35.7	72.5
1.4	4.4	6.8	-	2.9	0.9	1.8	4.1	1.9	1.2	2.3	1.9

たものが、中年になつて俄かに働かなければならなくなつたものである。第32表にみられるとおり、未亡人等になつた当時の年齢において、既に大部分が一般女子雇用者の平均年齢24.9歳、(前掲個人別賃金調査)にくらべてはるかにたかいことがわかる。

なお、未亡人等になつて以後、現職につくまでの経過年数(第33表)における期間は、にわかにかゝる家の支柱を失い、女手に手足まといの子女を抱えて生計をたてる苦労をかさねた歳月の跡であろう。それぞれの特殊事情は異なるかもしれないが平均4.1年、長い人達で5~10年、あるいはそれ以上、恰度終戦後の混乱のなかであるだけに一層の困難がしのばれる。このように未亡人等はさまざまな曲折を経て、ようやく現職に辿りついて一応の安定を得たわけであるから、現職についた当時の年齢も一般女子雇用者の年齢にくらべてはるかに上廻っていることはいふまでもない。

例えば、34歳で旋盤工になつた未亡人、35歳で糊付工、39歳で倉庫整理婦、41歳で雑役婦、45歳で研磨工、48歳で捲線工、50歳で雑役、52歳で織布見廻(もとの職場に復帰)などである。

つぎに未亡人等になつてから現職につくまでに転職したものは全体の37.2%いるが、転職回数は1回が最も多く25.0%、2回が8.0%で、なかには数えきれないほど何回もしたというものもある。

(第34表)

第32表 未亡人等になつた当時の年齢階級別未亡人等の割合
1954年8月

年齢別	%
総数	100.0
20歳未満	0.6
20~25歳未満	11.6
25~30歳	30.1
30~35歳	27.8
35~40歳	16.4
40~45歳	6.9
45~50歳	3.4
50~55歳	1.7
55~60歳	0.4
60歳以上	0.2
不明	0.9

第33表 現職につくまでの経過年数別未亡人等の割合
1954年8月

平均経過年数	4.1年
総数	100.0
1年未満	16.5
1~3年未満	20.5
3~5年	17.1
5~10年	23.4
10~15年	5.1
15~20年	1.6
20年以上	0.8
未亡人等になる以前から現職にいた	13.9
年数不明	1.1

第34表 転職の有無別未亡人等の割合
1954年8月

転職回数	%
総数	100.0
小計	37.2
1回	25.0
2回	8.0
3回	2.3
4回	0.7
5回	0.2
6回	0.04
7回	-
8回	0.04
9回	-
10回以上	-
回数不明	0.9
なし	61.9
不明	0.9

転じた仕事の種類もまた多い。留守番、使い歩き、農業、家事手伝、風呂屋手伝、女中、豆腐屋手伝、料理屋下働き、家政婦、メイド等、家事使用人的のもの。かつぎ屋、駄菓子屋などの自営的のもの。日雇人夫、運炭婦、ペンキ屋、潜水夫のポンプ押し、海女、船頭などかなり重労働もあり。前項に述べた前職種などもふくめて転職した職種をみれば、生活のために換振の余地もなくどんな仕事でも構わず働いてきた未亡人等の労苦がにじみ出ている。

転職していないもののなかには、内職をしていたものがふくまれている。前掲家庭内職調査では内職従事者の85%は女子となつてゐるが、そのうち未亡人等の内職に従事していたものが多く、和洋裁

ボタンつけ、袋、うちわ張り、人形づくり、手袋刺繍、鼻緒、ガラ紡下請、ふとん修理等のほかは、ただ内職と書かれたものも多い。32歳で夫に死別し、内職をしていたが体を悪くしたので織布工になつた未亡人、1人息子に戦死されひとりとのこされて娘時代に働いた工場を訪ね、雇われたという52歳の母もある。

つぎに、未亡人等はどのような方法で現職につくことができたのであろうか。

前に、調査対象事業場における女子の採用条件の項でこの点にふれたが、未亡人等の就職の機会やはり縁故による割合が最もたかく75%をしめている。(第35表) 縁故では知人の世話が大半。ついで兄弟親せきの世話、夫の元の雇主の世話などである。知人の場合は、未亡人等が現在働いている事業場、またはほかの事業場に働く雇用労働者の世話が多く、夫の元の雇主の世話で夫の以前働いていた工場や、その傍系の事業場に働いている未亡人等もある。公共職業安定所に出かけて仕事を求めた割合は4.9%で広告によるものは3.6%でいずれも少い。その他は結婚前からひきつづいて働いていたもの、未亡人等になつて以後現職場に配置転換してもらつたもの、前に働いていた工場に復帰したもの、自分で直接工場に頼みにいつたものなどである。

なお、結婚前に仕事をもつていたものは比較的採用条件も有利であるが、結婚前仕事をもつていたものは相当数あつても、結婚後ひきつづいて働いていたものや、未亡人等になる以前から引つづき働いていたものは未亡人等の全体の14%にすぎない。(第33表)

なお、参考までに夫の職業をみると雇用労働者であつたものが70.1%、業主が22.6%で家族従業者はわずかである。夫が雇用労働者であつた未亡人等のうち、夫のものの職場に遺族として雇われているものが15.5%もみられることは未亡人等特殊の事例と考えられよう。(第36表)

第35表 現職をみつけた方法別未亡人等の割合
1954年8月

方法別	%
総数	100.0
職業安定所	4.9
広告	3.6
縁故	75.0
その他	16.0
不明	0.6

第36表 夫の職業別未亡人等の割合
1954年8月

職業別	%
総数	100.0
小計	70.1
本人の勤め先	15.5
本人の勤め先以外	52.6
日雇	2.0
業主	22.6
家族従業者	2.8
その他	3.8
職業不明	1.0

(注) 本人とは未亡人等を指す

第3章 職場の未亡人等の身上等

製造業に働いている未亡人等は、家庭にどのような問題をもっているだろうか。それは一家を担つて働く未亡人等の雇用によかに関連をもつている。そこで主たる家計の支持者である未亡人等を主体として、その家族構成、子供について、住居、家計等、身上のあらましについて雇用の観点からふれてみよう。

第1節 未亡人等の身上

未亡人等のうち一番多いのは死別で、73.9%をしめており、離別は16.8%、夫が疾病又不具のもの3.9%、未帰還1.3%となつている。(第37表)

死別の時期の内訳をみると、太平洋戦争中が約半数49%をしめ、満洲事変当初からのものもふくめると65%で、半数以上が戦争の影響を直接間接にうけていることがうかがわれる。

さらに離別についてみると、戦後の離婚が68.3%で急激に増加していることが注目される。その他夫が入院中のもの、失明、不具、長期疾患のため病床にあつて労働不能のもの、事業に失敗して家出したもの、素行がおさまらず行方不明のものなどある。(第38表)

未亡人等になつた当時の年齢についてみると56.8%は30歳以上であり、(第42表) それ以後現在までの平均経過年数は9.1年で、戦後のきびしい社会状況のなかで苦闘したことが想像できよう。

第37表 未亡人等の種類別未亡人等の割合

1954年8月

未亡人等の種類	総数	死別	離別	疾病	不具	未帰還	行方不明	その他	無記入
%	100.0	73.9	16.8	3.6	0.3	1.3	1.9	0.4	1.8

第38表 未亡人等になつた時期別未亡人等の割合
(死別、離別について)

1954年8月

未亡人等の種類	死別	離別
年次別	%	%
総数	100.0	100.0
明治44年末まで	0.2	-
大正11年～14年	0.1	0.9
昭和1年～6年	1.7	3.8
昭和7年～16年 (満洲事変より太平洋戦争まで)	16.0	14.8
昭和17年～20年 (太平洋戦争中)	49.0	12.2
昭和21年～29年 (戦後)	33.0	68.3
不明	0*	0*

注) 0*は0.1%未満

第39表 未亡人等になつた当時の年齢階級別未亡人等の割合及び平均経過年数

1954年8月

年齢別	%	平均経過年数
年		年
総数	100.0	9.1
20歳未満	0.6	12.6
20～25歳未満	11.6	10.1
25～30歳	30.1	10.1
30～35歳	27.8	9.5
35～40歳	16.4	8.1
40～45歳	6.9	7.1
45～50歳	3.4	6.5
50～55歳	1.7	6.8
55～60歳	0.4	3.1
60歳以上	0.2	4.5
不明	0.9	-

第2節 家族構成

製造業に働く未亡人等は大半が家計の支持者でその85.5%をしめ、殆んど女手に家計の責任を担つて働いている。本人以外の子供、父母、兄弟、その他を頼つて生活している未亡人等の割合は少い(13.5%)。(第40表)

以下主たる家計の支持者を中心としてみることにする。

主たる家計の支持者である未亡人等の家族数(本人をのぞく)は1～3人が多く、平均2.2人である。(第41表) 兄弟、親類等に頼っている未亡人等に比較すれば(4.2人)、小人数の家族であるが家族のなかで収入をもつて手助けすることのできるものは少く、家計の負担は未亡人等に殆んどかかっているわけである。

家族の種類別にみると、未亡人等は子供と一緒に生活しているものが多く(86.8%)、その大部分が子供を扶養していることがわかる。(第42表) なかでも母と子供のみでくらしている、いわゆる母子家庭が61.5%でその割合の多いことが注目される。また自分ひとり(6.2%)のなかには夫や息子に先立たれて1人ぐらしのもの、婿家に子供をのこして離婚したもの、子供のないもの等がみられる。病気や不具の夫を扶養している未亡人等もわずかながらみられる。

第40表 主たる家計の支持者別未亡人等の割合

1954年8月

家計支持者別	%
総数	100.0
本人	85.5
小計	13.5
子供	4.1
兄弟	2.5
父母	3.1
義父母	0.2
その他	0.8
不明	2.8
不明	1.0

第41表 主たる家計支持者別家族数別未亡人等の割合と平均家族数、平均有職家族数

1954年8月

主たる家計支持者別	総数	本人	本人以外	不明
家族数別	人	人	人	人
平均家族数	2.6	2.2	4.2	1.9
平均有職家族数	0.7	0.6	1.6	0.6
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0人	5.4	6.2	-	11.0
1人	23.4	26.0	6.0	28.8
2人	26.1	28.2	13.4	19.9
3人	20.1	20.5	18.9	3.2
4人	11.2	9.9	19.0	9.8
5人	5.8	4.0	17.8	4.3
6人	3.7	1.7	16.6	2.3
7人	0.8	0.3	4.0	-
8人	0.3	0.1	1.7	-
9人	0.3	-	2.0	-
10人	0.1	0*	0.6	-
家族数不明	2.8	3.1	-	20.7

注) 0*は0.1%未満

第42表 家族の種類別未亡人等の割合
(主たる家計の支持者について)

1954年8月

家族の種類	%
総数	100.0
自分ひとり	6.2
子供と住んでいるもの	86.8
子供とのみ	61.5
子供と夫	2.1
子供と親	17.1
子供、夫、親	0.3
子供、きょうだい(親せき)	5.8
子供、他	-
親と	1.8
夫と	0.2
きょうだい(親せき)と	1.9
他人と	-
その他	0*
不明	3.1

注) 0*は0.1%未満

第3節 子供について

未亡人等の雇用について子供に関することは当面の重要課題とされている。そこで特に、未亡人等の子供についてとりあげてみよう。

まず、製造業に働いている未亡人等の子供について本人が家計の支持者である場合をみると、(第

43表) 1~2人が62.2%、3~4人が22.2%、5人以上が0.7%で、1~2人の子供をもっているものが半数以上である。

つぎに子供の年齢別にみると、(第44表) 小学、中学の義務教育年齢の子供が全体の半数(50.7%)をしめ、15歳以上20歳が27.9%、25歳以上が17.4%をしめているが、学齢以前の児童の少い(4%)ことが目立っている。これは4歳未満の乳幼児を有する世帯が全体の27%をしめている内職世帯(前掲家庭内職調査)の場合と対蹠的であつて、足手まといの子供を抱えている未亡人等の雇用の隘路を裏書している。

このように、未亡人等は子供がとにかく学齢に達したために、家の外に働きに出られるようになったということば「働きに出ている間、子供の面倒をみる人は誰か」の問に対する未亡人等の回答のなかにもあらわれている。すなわち子供の面倒をみる人はない(77.6%)が、殆んど手のかかる子供がないと答えている。(第45、46表) なお、未子の年齢が6歳未満の子供をもつものはわずが7.3%であることから幼児は未亡人の就業

第44表 子供の年齢別未亡人等の割合
(主たる家計の支持者について)
1954年8月

子供の年齢別	%
総 数	100.0
6 歳 未 満	4.0
6~13 歳 未 満	32.7
13~15 歳 //	18.0
15~18 歳 //	18.0
18~20 歳 //	9.9
20~25 歳 //	13.3
25~30 歳 //	3.4
30~35 歳 //	0.6
35~40 歳 //	0.1
40 歳 以 上	0*
不 明	0*

注) 0*は0.1%未満

第45表 子供の面倒をみる人の有無別未亡人等の割合
(主たる家計の支持者について)
1954年8月

子供の面倒をみる人	%
総 数	100.0
あ り	18.2
な し	77.6
不 明	4.2

第46表 子供の面倒をみるものがない場合の状況別未亡人等の割合
1954年8月

	%
総 数	100.0
子 供 な し	12.3
手のかかる子供なし	81.1
里子にやつてある	0.1
施設にあづけてある	0.6
そ の 他	1.4
不 明	4.5

第47表 未子の年齢階級別未亡人等の割合
(未亡人等が主たる家計支持者の場合)
1954年8月

年齢階級別	%
総 数	100.0
子 供 な し	11.1
6 歳 未 満	7.3
6~13 歳 未 満	40.0
13~15 歳 //	14.1
15~18 歳 //	10.8
18~20 歳 //	5.0
20~25 歳 //	6.8
25~30 歳 //	2.9
30~35 歳 //	1.3
35~40 歳 //	0.3
40 歳 以 上	0.4
年 齢 不 明	0*

注) 0*印は0.1%未満

第43表 主たる家計支持者別子供の数別未亡人等の割合
1954年8月

家計支持者別	総 数	本 人	本人以外	不 明
子供の数別	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
0 人	10.8	10.2	14.8	13.0
1 //	36.6	36.2	39.0	40.4
2 //	24.9	26.0	18.3	18.4
3 //	15.6	15.4	17.9	-
4 //	6.6	6.5	6.5	7.5
5 //	2.0	2.0	2.0	-
6 //	0.7	0.6	1.5	-
7 //	0*	0.1	-	-
8 //	0*	0*	-	-
9 //	-	-	-	-
10 人以上	-	-	-	-
不 明	2.8	3.0	-	20.7

注) 0*印は0.1%未満

の隘路であることがうかがわれる。(第47表)

それにしてもまだ小学校、中学校に在学中の子供が多いので、多くの働く未亡人等は家事処理の責任も肩にかかっているわけであるが、過半数(57%)は「自分のほかに家事処理をする人はいない」と答えている。(第48表)

「子供の面倒をみる人」の大半は、同居している実母または姑であつて、託児所等にあづけて働いているものは全体の2%にすぎない。

「近所の人が面倒をみてくれる」が少数あつた。

つぎに子供について、住込で働いているもののことがかなり多く述べられている。例えば大工、塗装、製箱、ガス風呂、メガネ、印刷製本、製靴、製菓、理髪、美容院、洋服、店員などに見習として住み込んでいる年少労働者、ゴム、機械、鉄道、書店、新聞店、畳屋、バス車掌、料理屋女中などで働いている20歳前後の子供もある。成人して母と同じ事業場やその他の工場、会社、病院等に働いている子供もあるが、年少労働者の場合は家計を補助するほどの収入はなく、むしろ屢々、母の援助を要する家族であると述べられている。なかには高等学校定時制に通う子供もあり、また、大学に通わせて働く母の唯一の張合としてしていると記したものもあるが、その数は数えるほど僅かである。

このほかに失業中の子供、定職なく日傭をしているもの、小児麻痺、結核、心臓病、精神薄弱児、戦災による身体障害など未亡人等の重荷となつてその心を煩わしている子供のことを書いたものもあつた。

第4節 住 居

住居の種類は(第49表)自宅が36.3%、借家24.5%で大半をしめ、寄寓と母子寮の割合は少い。公社宅、寮に住むものの割合は18.7%でかなり多いが、これは寮母、炊事婦、雑役等仕事の都合で住込みのもの、夫の元の職場でそのまま住宅を支給されて働いているもの特に雇用者の配慮によるものなどである。

住居の室数は1~2部屋の割合が多い。(第50表) なかには1部屋に幾家族か同居していると書かれたものもあつたし、6畳にはかの家族と同居するものもあつた。また、親類の納屋に子供連れでいるもの、中学校の一隅で立退かなければならないなどもあつた。

また、通勤者の場合をみると、その方法は徒歩のみのものが69.3%で、全般的にみて通勤距離の近いものが多い。(第51、52表)

第48表 家事処理をする人の有無別未亡人等の割合
1954年8月

家事処理をする人	%
総 数	100.0
あ り	41.6
な し	57.3
不 明	1.2

第49表 住居の種類別未亡人等の割合
(主たる家計の支持者について)
1954年8月

住居の種類	%
総 数	100.0
母 子 寮	1.5
寄 寓	6.6
公社宅、寮	18.7
間 借	9.7
借 家	24.5
自 宅	36.3
そ の 他	2.5
不 明	0.2

第50表 住居の室数別未亡人等の割合
(主たる家計の支持者について)
1954年8月

室数別	%
総 数	100.0
1 室	31.5
2 室	29.0
3 室	10.8
4 室	10.9
5 室	4.4
6 室	2.0
7 室	0.6
8 室	0.4
9 室	0.2
10室以上	0.2
不 明	2.8

交通機関を30分以上利用するものは親類に頼って生活している農村の未亡人等に多く、主たる家計の支持者である未亡人等の大部分は徒歩30分以内であつて、事業場からみれば未亡人等は工場周辺を給源とする労働者であるといえよう。

第5節 家 計

家計についてはその家庭状況により個人差がはなはだしく、一概にいうことはできないので、あらましの傾向について述べることにする。

1. 収 入

未亡人等の勤務先手取給与月額は7月末現在、主たる家計の支持者の場合、平均7,815円で総収入の70%をしめている。(第53表) それに勤務先以外の諸収入を加えると11,090円が平均実収入総額となつている。

「本人のその他の収入」は勤務先からの収入以外の内職、副職、手伝などをさすものであつて、その割合は少い。「本人以外の家族の勤労収入」は、子供の収入が主となつている。(第54表)

また、生活保護法をうけている割合は極めて少く、(第56表) 製造業に働く未亡人等は殆んど自立の家計を営んでいることがうかがわれる。「その他の公的扶助」をうけている未亡人等の割合は少いが、7月は支給される月に当つ

第54表 未亡人等世帯の
総収入内訳
(主たる家計の支持者について)
1954年7月

収入項目	金額
総収入金額	11,090円
総収入	100.0%
手取給与	70.4%
本人のその他の勤労収入	4.4%
本人以外の勤労収入	16.8%
生活保護による収入	1.3%
その他の公的扶助	6.7%
親戚知人の個人的援助	1.4%

第55表 未亡人等世帯の
総支出内訳
(主たる家計の支持者について)
1954年7月末現在

支出項目	金額
総支出金額	10,233円
総支出	100.0%
食料費	62.3%
家賃	3.2%
通勤費	0.8%
教育費	9.4%
託児費	0.6%
家事処理費	5.0%
その他	18.7%

第51表 通勤方法別
未亡人等の割合

通勤方法別	%
総数	100.0
徒歩のみ	69.3
乗物と徒歩	23.6
その他	4.3
不明	2.8

第52表 通勤方法別
平均所要時間数

通勤方法別	所要時間
総数	19.9分
徒歩のみ	15.1
乗物と徒歩	37.0
その他	4.5

第53表 家計支持者別手取給与月
額別未亡人等の割合及び平均手
取給与月額

1954年7月末現在			
収入額別	本人	本人以外	
平均収入月額	7,815円	6,349円	
総数	100.0%	100.0%	
1,000円未満	0.3	0.2	
1,000円～1,500円未満	0.2	0.2	
1,500円～2,000円	0.1	0.5	
2,000円～3,000円	1.0	2.7	
3,000円～4,000円	4.0	12.3	
4,000円～5,000円	8.1	12.5	
5,000円～6,000円	9.8	11.3	
6,000円～7,000円	9.8	13.6	
7,000円～8,000円	10.4	9.6	
8,000円～9,000円	10.1	8.5	
9,000円～10,000円	8.0	8.5	
10,000円～12,000円	16.0	7.8	
12,000円～14,000円	11.0	6.7	
14,000円～16,000円	6.2	2.2	
16,000円～18,000円	2.4	0.6	
18,000円～20,000円	1.3	0.4	
20,000円～25,000円	1.2	1.0	
25,000円～30,000円	0.3	0.2	
30,000円～35,000円	0.1	0.2	
35,000円～40,000円	0*	-	
40,000円～45,000円	-	-	
45,000円～50,000円	-	-	
50,000円以上	0*	-	
金額不明	0.2	1.2	

注) 0* は 0.1% 未満

ていたため、該当者の収入額は普通の月より上廻つていた。

「その他の公的扶助」の欄に記されたものは厚生年金、遺族年金、寡婦年金、恩給などである。その他の親類知人等の援助はきわめて少い。

参考までに同時期家計調査(1954年7月総理府統計局調)によると全都市勤労者世帯平均1世帯当り(世帯人員数4.8人)現金手取収入総額は26,318円(現金実収入総額より税金等2,689円を差引いたもの)となつている。

2. 支 出

未亡人等が主たる家計の支持者である世帯の1ヵ月平均支出総額は、7月末現在10,233円で、支出費目では食物費のための割合がたかく(62%)、ついで教育費9%、家事処理費5%、家賃3%となつている。少いのは通勤費と託児費であつた。なお、このほかに夫の生前の医療費、借金等を返済している世帯もある。また、商売をするための積立をしているなど稀に記されてあつた。(第55表)

同時期家計調査(1954年7月総理府統計局調)による全都市勤労者世帯平均1世帯当り(世帯人員数5人)消費支出総額は23,917円である。

第6節 そ の 他

1. 社会保険

以上述べたような未亡人等の生活の裏付をするものに、健康保険、厚生年金等の社会保険があげられている。殆んど未亡人等が社会保険に加入しているが、(第57表) 工場に働いているためにえら

れる社会保険の保障が、どんなに未亡人等の生活の支えとなつているかをその意見のなかで述べているものが多い。(後記未亡人等の要望参照)

第56表 生活保護その他の公的
扶助別未亡人等の割合
(主たる家計の支持者について)
1954年8月

項目別	生活保護	その他の公的扶助	知人の援助
有無別	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
あり	5.5	16.6	6.2
なし	90.1	79.5	89.7
不明	4.4	3.9	4.1

第57表 社会保険加入別未亡人等
の割合
(主たる家計の支持者について)
1954年8月

項目別	健康保険	失業保険	厚生年金
加入・不加入別	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
加入	95.3	94.3	93.3
不加入	1.4	1.7	2.4
不明	3.3	4.0	4.3

第58表 規模別労働組合の有無別事業場数の
割合

規模別	総数	500人以上	100人～499人	30人～99人
組合有無別	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
あり	46.5	97.2	66.6	34.0
なし	53.3	2.4	33.2	65.8
無記入	0.2	0.4	0.3	0.2

第59表 労働組合加入の有無別未亡人
等の割合

加入・不加入別	%
総数	100.0
加入	84.1
不加入	14.7
不明	1.2

2. 労働組合

働く人達の労働条件やその生活をまもる労働組合の有無についてみると調査対象事業場の約半数が組合を組織しており、(第58表)「組合あり」と回答した未亡人等のうち組合に加入している割合は84.1%で大部分をしめている。(第59表)

なお、事業場の規模が大きいほど組合結成の割合は高くなっている。

3. 職場施設

女子のための職場施設についてみると、更衣施設のある事業場は74%、休憩施設は72.7%みられるが授乳施設は12%、託児施設はわずか1.8%であつた。なお、その他の施設は福利厚生施設、文化施設、娯楽施設などで9.2%である。(第60表)

第 60 表 女子のための職場施設種類別
有無別事業場の割合

1954 年 5 月					
施設別 施設有無別	託児施設	授乳施設	休憩施設	更衣施設	その他
	%	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
あ り	1.8	12.0	72.7	74.3	9.2
な し	77.1	68.3	21.2	21.2	1.2
無 記 入	21.1	19.7	6.1	4.5	89.6

注) その他(施設の内容)

福利厚生施設 浴場、食堂、病院診療所、診療室、休養室、
保養施設、美容室、理髪室、洗髪室、売店、
女子寮、社宅、面会室、宿泊室、運動施設、
レクリエーション・サークル、換気装置、
保育園、被服修理場、通勤バス、炊養施設、
(作法室、茶室書道、和洋裁、刺繍)

文化施設 図書室
娯楽施設 テレビ室

第 4 章 未亡人等雇用に関する要望

工場に働く未亡人等について使用者(現在未亡人等を雇用していない事業場をふくむ)は、どんな意見をもっているか、又、働いている未亡人自体どんなことを考え、なにを要望しているだろうか、そのなかには未亡人等ばかりでなく、ひろく一般女子の職業に示唆するさまざまな問題がみられるので、未亡人等雇用に関する声を原文のままとりまとめて参考に資することとした。

第 1 節 未亡人等を雇用している事業場側の意見

1. 未亡人等を雇用する利点

本人が生計を維持しなければならないものは、仕事に真剣で必死に働く。

勤続年限が長く、定着性がある。

どんな仕事でもいやがらずにする。

仕事に対する責任感がつよく、気まをいわない。

出勤率がよく、気分がむらがない。

年少労働者に対し、小母さんの心遣いをみせて職場に温か味と落着をつくる。

高度の技術を身につけたものは、若年者のよき指導員となりうる。

独身寮の管理等は積極的に責任をもつて勤める。

家庭的な苦労をつんでいるため、外来者、新入工員等に対する態度がよい。

細かい点に注意がゆき届く。

男子よりも、低賃金ですむ。

2. 未亡人等雇用上の配慮

(1) 採用について

同じ採用条件ならば未亡人等を採用する。

健康ならば無条件でとる。

元従業員の子、身元確実なものは優先する。

適職あるときに採用。

事業場が避地であるため、むしろ未亡人等を採用する。

(2) 労働時間について

労働時間でも、できるだけ自由を与え家庭と工場が円滑にゆくよう考慮する。

朝夕、休憩時は希望により帰宅を許可する。

残業は本人の希望により考慮。

交替制では昼専に入れる。

(3) 給与について

本人が世帯主ゆえ些か優遇。

特別手当などを支給している。

扶養家族数に応じて考慮する。

生活保証給制度実施。

技術養成につとめ増収に導く。

申出により給与支払目前に支給するなど便宜を与える。

(4) 職場配置について

適職、本人の希望する職場に配置する。

精神的安定の保てる職場につける。

永続できる様な職場に配置。

手先の仕事、軽労働につけるようにする。

間接部門に配置。

(5) 子供について

子供の義務教育完成に配慮。

学校参観日、遠足等には代休を与える。

食費免除、通学せしむる。

子供の養育、教育等につき相談日をもうける。

作業場内に一室を設け、子供の遊び場、宿題等をする場所に当てる。

会社内に親子同居させる。

保育所を利用させる。

子女は無条件に優先採用。

クリスマス、子供の日等に贈物をする。

そのほか、授乳室の設備あり、特に寄宿舍の一室、社宅を与える。生花、茶道、婦人一般教養、情操の陶冶につとめる。安全衛生思想を普及し、労働量と休養の均衡をはかる。病気等の場合は経済的援助をする。家庭経済にも留意するなどである。

3. 国、公共団体等に対する要望

何等かの機関で一定期間技能を訓練し、経験者、有技能者として求職せしめること。

技術を身につけるため、特に未亡人等を対象とした職業指導機関を設けること。

工場労働者に適するよう、積極的に体力の養成、職業指導、内職の斡旋等をする公共機関の設置

働く未亡人等の場合、公共託児所において優先的に依託できるよう法的措置を講ずること。

働く未亡人等の幼児の生活を保護する適当な方法を決めてから求職せしむること。

国家的な保護対策を樹て使用者側と協議すること。

第 2 節 未亡人等を雇用していない事業場側の意見

1. 未亡人等に限らず、女子を雇用しない理由

重工業であるから女子に相当した職種がない。

事務以外の現場仕事に女子はむかない。

女子は若い者を採用する。

女子には住込、寄宿制度をとつている。

女子は未婚者を採用する。

女子は移動率がたかいので採用しない。

単純反覆労働は年少者で足りる。

2. 特に未亡人等を雇用しない理由

乳幼児を抱えた人は困る。

家族を扶養する程の給料は出せない。

科学的技術的知識に乏しい。

技術習得に困難あり。

社風になじみ難く、順応性に乏しい。

二交替制だから世帯持ちは困る。

家事と労働の二役には無理が生じる。

個人的な問題と職場の観念を混同する。

簡語、就業時間不正確、遅刻、早退が多く、喫煙ほか風紀などで管理上困ることがある。

研究心、向上心に乏しい。

能率が上らず、打算的である。

3. 条件付ならば未亡人等を雇用してもよい

縁故の未亡人ならばよい。例えば社員の家族等。

真面目で、若い人の指導に向く。

健康でよく働く独身者。

乳幼児がなく、そのための施設が不要ならばよい。

3年以上の経験ある熟練工、有技能者。

出勤率のよい人。

住込可能の人。

未亡人という境遇に甘えない人。

一般労働者と同じ条件ならばよい。

なお、計理、その他の一般事務熟練者、タイプ、電話交換、看護婦等の特殊技能をもつもの、賭博炊事婦、清掃婦、寮管理人等は現在雇用していないが、将来、未亡人等の雇用が可能な職種としてあげられる。

生産工程では、若い男女工員の好まない地味で長期熟練を要する職場、根気、慎重性、落着き、気分の恒常性を要する職種には、未亡人等を雇用することができるという意見を付して、職種事例をあげた事業場もかなりみられた。

第 3 節 未亡人等の要望

仕事や職場についての感想や要望は別はないと答えたものが多く(65.5%)、むしろ雇用されていることを喜んで働いているという声の方が多かったが、述べられた意見のなかから 2~8 拾つてみよう。

1. 職場について困ると思うこと

(1) 賃金について

特別の技術もないので仕方ないと思うが、生活が苦しいのでもう少し給料をあげてほしい。

最低の賃金をきめてほしい。

男と同じに子供を育ててゆかなければならないのに、給料で男の人と差があることは非常に悲しい。

給料の遅配がつづいて困る。

30年勤続しているが、昇進もせず昇給額も少く給料も上らない。

兄の家と同居だからやれるが、自分の給料では生活できない。

(2) 仕事、職場について

コンクリートの床に一日立ちづめで疲れる。

屋外作業で雨の日は合羽をきるがぬれる。

終日たてつけに働くので若い人はつとまらず、未亡人だけが働いている。

ほこりがひどい。水にぬれる。水の中に手を入れどうし。塗装で手が荒れる。

朝の出勤が人より1時間も早い。

職場に休憩する場所、女の便所がほしい。

(3) 雇用について

臨時工で雇用が安定していないので心配。

停年が男55歳、女45歳で女だけが早くやめなければならない。

結婚すると女は臨時雇にまわされる。

近日、二交替制になるらしいが、働けなくなるので心配。

人員整理の時、未亡人等を対象にしないように。

未亡人等の安定して働ける職場がほしい。

もつと各工場で未亡人等を雇ってほしい。

2. 職場についてよいと思うこと

(1) 賃金について

毎月きまつて給料をもらえるのでよい。

内職とちがつて固定給のあることはありがたい。

内職よりもまとまつた金が入ると、働く時間がきまつているのでよい。

賞与など世帯主にはよけいもらえる。

家事や農業の手伝よりも賃金がもらえるのでよい。

(2) 仕事職場について

若い頃働いた職場でなれているので、仕事はえらいが働く毎日が楽しい。

人のなかで働いたことがなかつたので、辛いこともあるが仕事をもつて働くことは晴ればれする。施設がよく備つていて働きやすい。

仕事の性質上、子供と一緒に働けるのでよい。(寮母)

仕事があるだけでもありがたいのに、職場の人がみな親切なので元気に働ける。

(3) 雇用について

定職があるということは有りがたい。

困難なこともあるが、自分で働けるので張りきつている。

健康保険、失業保険等あるのでよい。

夫の前の職場で親切にしてもらつて、気持ちよく働けるので苦労したことは夢のような気がする。

体をこわしたが、首にもならず、安易な仕事に配置換えしてもらつた。

停年をすぎても、特別な事情をくんでもらつて働いている。

不幸な他の未亡人のことを思えば、雇われて働けることはとても有りがたい。

(4) 子供と雇用について

子供をつれて働かなければならないので、今までに何回も解雇され転職した。

働くために子供3人を実家にあづけ、別居しているので気がかりでならない。

雇主の理解で子供を大学まで出すことができた。

子供の幼いときは家計も苦しく、労働と家事の両方とも骨がおれたが、雇主がとてもよく面倒みてくれたので、最近はお子たちもそれぞれ独立することができた。

子供の成長が何より楽しみで働いている。(この感想は特に多い)

就職前は生活保護であつたが、こうして職がもてると子供の肩身もひろく、将来のためによいとおもう。

(4) 社会一般について

乳幼児のある間は、内職で生活できるようにしてほしい。

働く母のための託児所、母子寮を増設してほしい。

女一人で子供を育てることは容易でないことを理解してほしい。

未亡人等は子供の成長を何より楽しみに働いているのに、片親の子供は就職できないというのは本当だろうか。

むしろ未亡人の子供を優先採用する制度をつくつてほしい。

自分の身にひきくらべて、若い人たちは結婚前に是非手に職をつけておくようすすめる。

少し位ミシンが踏めるのでは定職としてなりたないから、子供にはしつかりしたうでをつけてやりたい。

未亡人等に世間の眼は冷いので自然にひがむようになるが、それにまけないように一生懸命働いて正しく生きたい。

村の人は雑役という仕事をさげすむ。

未亡人等を特別視する差別感を改めてほしい。(特に男子に対して)

働く母のためにも一般少年少女の不良化を防止してほしい。

働いて将来はなにか自力で商売でもしたい。

そのほか、一般社会保障についてはよくわからないという意見がみられ、寡婦年金、厚生年金等をもらつて一息ついたなどもあつた。

おわりに或る織布工と雑役の感想を掲げてむすびにかえる。

織 布 工

夫のなくなつたときは子供が小さく、家庭で仕立物、人形づくりなどの内職をしていたが、賃金が安くて困るので仕事をもとめて転職4回、やつと現在の工場に入つて生活のメドがついたがそれまでは子供を抱えて、何度死のうかと思つたかしれない。

雑 役

21歳で夫を失い、乳幼児を抱え、つとめることもできず、家で内職したが賃金が安いので漸く現在の仕事についた。この仕事は採石現場の雑役で汚い仕事だが、子供のためにせいたくは云えない。少しでもかせぐために働きたい、いつしうけんめい働けるだけ働さつづけたい。

—製造業の部—

付表1 産業別未亡人等の職種分布表

付表2 産業別未亡人等の職種名索引

(職種単位 2556 種類)

産業別未亡人等

付表 1

産業中分類	職業大分類	採鉱、採石従事者 及び類似従事者	製造修理従事者	その他の生産従事者
食料品製造業			20 25,26,27 33,34 38	43(その他の生 産従事者) 44(単純労働者)
煙草製造業			38	43 44
紡織業		21 24,25,26,27 38	43	44
衣服及び身廻品製造業		24,25		44
木材及び木製品製造業		26 38	43	44
家具及び装備品製造業		25 38		44
紙及び類似品製造業		26,27	43	44
印刷出版及び類似産業		27,28	43	44
化学工業		20,21 24 27 30 32 35 37,38	43	44
石油及び石炭製品製造業		20 29		
ゴム製品製造業		24,25 30	43	
皮革及び皮革製品製造業				44
ガラス及び土石製品製造業	10 (採掘従事者)	32	43	44
第一次金属製造業	13 (選別破碎従事者)	20,21 24 32 35 38	43	44
金属製品製造業		20 26 38	43	
機械製造業		20 24 26 38	43	44
電気機械器具製造業		20,21 28 35 38	43	44
輸送用機械器具製造業		20,21,22 24 26 28 31 38	43	44
医療機械、理化学機械、写真機、 光学機械器具及び時計製造業		20,21 23 38	43	44
その他の製造業		20 30 35 38	43	44

注 1)

製造修理従事者

- 20 (金属加工従事者) 30 (ゴム製品製造従事者)
 21 (電気技工電気機械器具製造) 31 (皮革及び皮革製品製造)
 22 (運輸装置製造) 32 (土石陶磁器セメント
 23 (その他の金属製品製造) 及びガラス製品製造)
 24 (紡織) 33 (飲食品加工)
 25 (織物製品製造) 34 (食肉魚貝酪製品及び
 26 (木材及び木製品製造) 保存食品製造)
 27 (パルプ紙紙製品製造) 35 (化学製品製造及関連作業者)
 28 (印刷製本) 37 (油脂及び油脂製品製造)
 29 (石油及び石炭製品製造) 38 (その他の製造修理)

の職種分布表 (数字は職業中分類)

1954年8月現在

専門的、技術的職業従事者	事務従事者	売買及び類似従事者	サービス職業従事者
52	70 71 74	80 (商品販売仕入従事者)	92 93
50	70 71 72 74		92 93
60 51 52	70 71 72 73 74	80	90 92 93
50	70		92
	74	80	92 93
			93
52	70 71 72 73 74	80	92 93
52	70 71 72 73 74	80	92 93
52 54	70 71 72 73 74		90 91 92 93
54	71 74		92 93
	70 74		92
			92
52 54	70 71 72 73	80	92 93
52 54	70 71 72 73 74	80	92 93
52	70 71 72 74	80	90 92 93
52 54	70 71 72 73 74		92 93
52 54	70 71 72 73 74		92 93
52 54	70 71 72 73 74	80	92 93
52	70 71 72 73 74		92 93
52	70 71 74		92 93

- 専門的、技術的職業従事者 (50 (技術者)
 51 (教員)
 52 (医療保険技術者)
 54 (その他の専門的職業従事者))
 事務従事者 (70 (文書・人事関係事務員)
 71 (会計・物品関係)
 72 (交通通信関係)
 73 (店接関係)
 74 (その他の))

サービス職業従事者

- 90 (保安職業従事者)
 91 (家事サービス)
 92 (対個人サービス)
 93 (その他のサービス職業)

食 料 品 製 造 業

1954年8月現在

付 表 2

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	製 罐 工
	25 織物製品製造従事者	麻 袋 修 理
	26 木材及び木製品製造従事者	製 樟 工
	27 パルプ、紙、紙製品製造従事者	ホッチキス箱止（キャラメル）、サククリ（粉袋）、製袋工
その他の生産従事者	33 飲食品加工従事者	製麺工、製品仕上工、キャラメル切断工、昆布乾燥工、容器整理工、燻製工、楊枝工、澱粉工、計量工、昆布葉巻工、カレント仕上工、肉詰工、撰別工、醸造工、クレーニング工（カン詰）、玉造工、準備工、仕上工、落り場係、粉碎工、釜差し工、樽詰工、分配工、容器工
	34 食肉、魚肉酪製品及び保存食品製造従事者	ビン 詰 工
	43 その他の生産従事者	倉庫婦、包装工、レシアル貼、印刷係、函印付、出荷、籤係、テープ貼、箱詰工、缶拭き工、撰場工、縄ほどき、圧搾布修理、整理工、空場係
	44 単純労働者	ビン洗工、小使、封紙検査工、原料係雑役
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦、衛生管理者、監督、保健婦
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	文書受付発送事務、統計事務、タイピスト、検収、製品分析試験
	71 会計、物品関係事務員	経理、物品出荷事務
	72 交通、通信関係事務員	交 換 手
	74 その他の事務員	記録事務、現場事務、信用事務、厚生事務
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	販 売 員（構内売店）
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	炊事婦、風呂番、接客婦、寮母、被服修理
	93 その他のサービス職業従事者	その他の雑役、掃除婦

注 1) 産業分類は日本標準産業分類による。
2) 職業分類は日本標準職業分類による。

煙 草 製 造 業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	38 その他の製造修理従事者	葉摘組長、装置機運転、糊調製、葉組工、截刻工（補助的）、巻上機操縦、装置済品検査、中骨調理工、解放調理、巻上品検査、葉摘工、葉刺配合工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫婦、ボール箱詰工、包装済品検査、材料品受払
専門的、技術的職業従事者	50 技 術 者	葉組組長、装置機作業長
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	タイピスト、業務統計、業務管理、庶務（一般庶務）、給与
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手（内外線）
	74 その他の事務員	厚生事務
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	洗濯婦、炊事婦、食堂給仕、寮母、寮布団修理婦、副令監、クラブ接待婦、留守番、保姆、託児所雑役及び助手、風呂番、クラブ管理人
	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、一般雑役、清掃人

紡 織 業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	ボットモーターホルダー修理工 ボットモーターコイル修理工 ボットモータースイッチ修理工
	24 紡 織 従 事 者	保温工、織布工、整理工（デシメー）、仕立綴工、世話係、準備工（はぬい）、乾燥工、ぬき巻、績繰工、ホルダー工、製麻工、転写工、管理綴工、糊付工、精除工（ノズル洗滌）、熱糸工、繰糸工、絹掃除仕上工、整経工、精紡工、織布仕上工、紐繰工、糸巻工、糊付台持工、機どしらえ準備工、染色仕上工、布糸の洗滌漂白工、製網工、メリヤス編立工、紡績検査工、混綿工、粗紡工、紡績検査、機織工、節取工、水管検収工、検反工、繰返工、メリヤス検査工、開袋工、経通工、生絹工（ドックアー工）、打縮工、延展工、剪断工（別参）合糸工、煮繭係、製合工（フェルト）、撰綿工、撰繭工、ローワー工、再繰工、繰返工、精機調整工、手繰工、梳棉工、精練指導、引込工、編立工、繰糸指導、紡績指導、準備工（かき）のままで管にまけぬ為）
	25 織物製品製造従事者	マシン製縫工、裁断工、刺繍工、洋服仕立職、修繕工、縫製工、刺繍仕上工、検査工、仕立職

製造修理従事者	26 木材及び木製品製造従事者	繩鋸工、炭打工、屑しめ(炭屑を機械でしめる)、炭模別工、調木撰別工、木管修理工
	27 パルプ紙、紙製品製造従事者	封筒工
	38 その他の製造、修理従事者	塗装工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫婦、荷造工、運搬車整備、梱包工、機械掃除工(油差し及び部品清掃を含む)、蔵物包装工
	44 単純労働者	資材整理(作業場内)、小使、病院雑役、原料製品運搬工、糊付雑役、木管整理、器具清掃、作業場内外清掃、小使(養豚を主とするもの)
専門的、技術的職業従事者	51 教員	一般教育、和裁、洋裁(工場附属教育施設)、一般教育係(工場内)和裁教師(工場内)、洋裁教師(工場内)
	52 医療保健技術者	看護婦、薬剤師(助手も含む)、保健婦
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	人事係、労務係、給与係、一般庶務係、タイピスト、文書整理、文書受付発送係、生産調査係(工務課)
	71 会計物品関係事務員	物品出納係、経理係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	門衛受付、事務所受付
	74 その他の事務員	保健事務、厚生事務
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	社内購買部員
サービス職業従事者	90 保安職業従事者	守衛
	92 対個人サービス従事者	寮母、寮世話係(炊事婦蒲団修理婦)、浴場従事者、美容師、クラブ接待婦、炊事婦、構内給食婦、託児所保母
	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、衛生婦

衣服及び身廻品製造業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	24 紡織従事者	紡織検査工
	25 織物製品製造従事者	裁縫工、中間検査、特殊マシン、縫製工、仕上工、足袋仕上工、足袋甲馳付工、足袋作業員、裁断工、補修工
その他の生産従事者	44 単純労働者	雑役、準備

職業大分類	職業中分類	職 種 名
専門的、技術的職業従事者	50 技 術 者	指導係
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	庶務係、統計事務
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	炊事係、留守番

木材及び木製品製造業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	26 木材及び木製品製造従事者	製函工、耳断、糊付工、補留(テープ工)、腹押工、クリッパー(合板)、合板工、乾燥工(合板)、木摺結束、製材工、テープ貼
	38 その他の製造修理従事者	塗装工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	検査、荷造工
	44 単純労働者	運搬工(木材加工)、雑役
事務従事者	74 その他の事務員	現場事務
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	社内購買部員
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	炊事場
	93 その他のサービス職業従事者	掃除人

家具及び装備品製造業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	25 織物製品製造従事者	裁断工
	38 その他の製造修理従事者	塗装工
	44 単純労働者	雑役婦
サービス職業従事者	93 その他のサービス職業従事者	掃除人

紙及び類似品製造業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	26 木材及び木製品製造従事者	木摺結束(製紙)、乾燥工、検査工、厚板調木工
	27 パルプ、紙、紙製品製造従事者	製袋工、紙製品仕上工、ローダ工、パルプ原木工、製紙検査工、乾燥工、パルプ撰別工、見本折工、節取工(製紙)、ボールマシン撰別工、検査工、ファイバー工、製紙工、紙裁断工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	紙包装工、スタンプ押工
	44 単純労働者	資材整理、運搬工、小使、雑役(草取りを含む)、作業場清掃婦、荷作り雑役
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦、看護婦長
	70 文書、人事関係事務員	労務係、給与係、タイピスト(邦文)
	71 会計、物品関係事務員	物品検収員、経理係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	門衛、受付係
事務従事者	74 その他の事務員	診療事務、厚生事務、工務事務、設計事務(補助的)、現場事務(補助を含む)
	80 商品販売仕入従事者	社内購売部員
売買及び類似従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、世話係(清掃婦)(炊事婦)、湯わかし、浴場従事者、炊事婦構内給食婦、雑役(社宅関係)、理髪師(雑務を含む)、クラブ接待婦
サービス職業従事者	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、衛生婦

印刷出版及び類似産業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	27 パルプ、紙、紙製品製造従事者	検査工、バラフイン加工、乾燥工、紙幣印刷乾燥、紙製品仕上工(印刷工場)、紙加工(印刷工場)及び折加工
	28 印刷製本従事者	植字工、交機工、製本工、鉛版工(紙型裏張り)、新聞解版工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、倉庫婦、荷造工、梱包工、機械掃除、印刷物包装工
	44 単純労働者	小使、病院雑役、荷物運搬婦、作業場内外清掃、その他雑役

職業大分類	職業中分類	職 種 名
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	助産婦
	70 文書、人事関係事務員	労務係、給与係
事務従事者	71 会計物品関係事務員	現金出納係、経理係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	門衛受付、事務所受付、病院受付
	74 その他の事務員	懸賞係、附録係、営業事務、販売事務
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	販売部員(製品直売)
	92 対個人サービス従事者	寮母、寮管理人、寮世話係(清掃婦、炊事婦)、調理士、炊事婦、被服補助係
サービス職業従事者	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、衛生婦

化学工業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	カーバイト撰別工、マンガン鉄仕上工
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	電極ケース作り、電刷子加工、コイル巻工
	24 紡織従事者	布糸の洗滌漂白工、濾布修理工
	27 パルプ、紙、紙製品製造従事者	パルプ撰別工(レーヨン)
	30 ゴム製品製造従事者	押出工
	32 土石、陶磁器、セメント及びガラス製品製造従事者	石 綿 工
	35 化学薬品製造及び関連作業従事者	医薬品小分工、洗滌工(薬品)、メタノール蒸取、抽出補助(製薬)製薬工、乾燥工(製薬)、蒸分け(石炭)、電解製品工(カーバイド)肥料撰別工、浸漬工(石灰窒素肥料)
	37 油脂及び油脂製品製造従事者	石鹼工、石鹼撰別工、石鹼型打工、乾燥工(石鹼)
	38 その他の製造修理従事者	食塩検査工、採かん婦(塩硝子)、釜炊工(火の調節)

その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、倉庫婦、荷造工、梱包工、開袋工、ラッパル貼り、包装雑役、包装工(ゼラチン・薬品・石鹼・染料)、機械掃除
	44 単純労働者	小使、病院雑役、濯布洗、乾燥窯火たき、作業場内外清掃、器具清掃、その他の雑役
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦、助産婦、保健婦、栄養士
	54 その他の専門的職業従事者	化学研究員
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	人事係、労務係、給与係、一般庶務係、タイピスト(邦文)、文書整理、図書貸出整理係
	71 会計、物品関係事務員	物品出納係、物品検収員、計量員
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手
	73 応接関係事務員	事務所受付、病院受付、会社給仕
サービス職業従事者	74 その他の事務員	販売事務、営業事務、輸送係事務、現場事務(補助を含む)、診療事務、厚生事務(社宅管理事務を含む)、記録事務(原料燃料記録も含む)、写真記録事務
	90 保安職業従事者	踏切番
	91 家事サービス従事者	付添婦
	92 対個人サービス従事者	寮母、浴場従事者、調理士、舎監、構内給食婦、炊事婦、寮世話係(清掃婦、炊事婦、蒲団修理婦)、湯わかし
サービス職業従事者	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦

石油及び石炭製品製造業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	製 鐵 工
	29 石油及び石炭製品製造従事者	製品消火機別、豆炭作業員
専門的、技術的職業従事者	54 その他の専門的職業従事者	性能試験員
事務従事者	71 会計、物品関係事務員	現金出納事務員
	74 その他の事務員	倉庫係、試験係事務員
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	炊事婦、寮母、寮の管理人

職業大分類	職業中分類	職 種 名
	93 その他のサービス職業従事者	掃 除 人

ゴ ム 製 品 製 造 業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	24 紡織業従事者	織機係(ホースの外被作り)
	25 織物製品製造従事者	胴鉤工(地下足袋)、布断工、ミシン工(地下足袋)、縫製工(地下足袋のアイロンかけ及び表布)
その他の生産従事者	90 ゴム製品製造従事者	ふり工(ロール工)、成型工(手袋・クツ・合羽)、準備工(踵仕上・中底ふき)、押出工、仕上工(地下足袋)、精練加流、サクシオン(工業用ホース補強)、プレス工、検査工(手袋・地下足袋の穴)、テープ貼工、張付工(タイヤ)、ラバーバルブ(タイヤチューブの空気入口作り)、下張加工(地下足袋)、底つけ工(運動靴)
その他の生産従事者	38 その他の製造修理従事者	画工(タイヤのマーク書き)
	43 その他の生産従事者	包装工(ゴム製品)
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	タイプ(和・洋)、人事(労務係)
	74 その他の事務員	現 場 事 務
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮世話係(炊事係)

皮 革 及 び 皮 革 製 品 製 造 業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	44 単純労働者	雑役(銅釘伸ばし)
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮世話係(炊事係)

ガラス及び土石製品製造業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
採鉱、採石従事者 及び類似従事者	10 採掘従事者	粘土採取婦、珪石採取婦
製造修理従事者	32 土石、陶磁器、セメント及びガラス製品製造従事者	陶磁器仕上工、陶磁器焼成工、転写絵付工、施釉工、陶器成型工、陶結工、陶器粧飾仕上工、タイル陶結工、釉掛検査工、葉地検査工、陶器仕上工、陶組手、カレット洗滌撰別、ニス除工、原石の撰別工、製品検査工、転写印刷工、画工、ロクロ仕上工、すりばい工、製面撰別工、青仕上工、ガラス撰別工、ガラス容器、製板ガラス係、硝子切加工、硝子検査工、製機撰別工、硝子溶解工、製砕工(煉瓦にする粉を作る。)
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫婦、倉庫仲仕、煉瓦荷造工、梱包工、製陶箱詰工、包装袋検収工、袋詰工(セメント・ソーダ灰・石灰・ガラス)
	44 単純労働者	麻袋修理、その他雑役、荷物運搬工、原料運搬工、病院雑役、小使、資材整理(作業場)
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦
専門的、技術的職業従事者	54 その他の専門的職業従事者	江場附属教育施設(生花)
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	給与係、図書事務員、タイピスト、文書受付発送係
	71 会計、物品関係事務員	物品出納係、現金出納係、経理係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	事務所受付、会社給仕、秘書、厚生係、設計事務(補助)、倉庫係、現場事務(補助を含む)
専門的、技術的職業従事者	80 商品販売仕入従事者	社内購買部員
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、寮世話係(炊事婦)、浴場従事者、クラブ管理人、クラブ接待婦、構内給食婦、炊事婦、湯わかし

第一次金属製造業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
採鉱、採石従事者 及び類似従事者	13 選別破砕従事者	選 鉱 婦
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳物中子工、芯取工、器具工、金属プレス工、研磨工、板金工、材料撰別工、穴明工、鍛取工、鋼砂工(杓盛り)、鍛鉄工、伸線工、引抜工(圧延伸張)、化煉工、芯金工、丸鋼補助工、覆板工、鋼材工、整備工(精練)、仕上工(やすり)、繰抜工、アイロン組立工、

職業大分類	職業中分類	職 種 名
		研削材仕上工、検査工
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	電線被装工、電線結束作業、プレス工(受信管・メートル部品)
	24 紡織従事者	麻返工、屑線撰別
	32 土石、陶磁器、セメント及びガラス製品製造従事者	珪石かけ工、珪材係
	35 化学製品製造及び関連作業従事者	カソード板洗い
	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、倉庫婦、倉庫仲仕、荷役どき工、荷造工、飲車整備工、硫酸包装工、袋詰工(硫化亜鉛)
	44 単純労働者	資材整理(作業場)、原料運搬工、荷物運搬工、作業場内外清掃、器具清掃、包装袋検収工、その他雑役(手袋縫布も含む)
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	内科医師、看護婦、助産婦
	54 その他の専門的職業従事者	化学研究員(補助も含む)、性能試験員
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	人事係、給与係、一般庶務、文書受付発送係、タイピスト(邦文)
	71 会計、物品関係事務員	物品計量員(鉱石)、経理係、原価計算事務、現金出納係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	事務所受付、会社給仕
	74 その他の事務員	一般事務、厚生事務、倉庫係、設計事務(補助的)、現場事務(補助も含む)
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	社内購買部員
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、寮世話係(清掃婦、炊事婦)、洗濯工(アイロン掛も含む)、理髪師、クラブ管理人、クラブ接待婦、炊事婦、構内給食婦、病院世話係、被服補綴係、精米婦
	93 その他のサービス職業従事者	掃除人、衛生婦

金 属 製 品 製 造 業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳物中子工、機械補助工(ケレン)、機械分解工、旋盤工、研磨工、金属プレス工、面削工、貨幣技能職
	26 木材及び木製品製造従事者	木工、税物工、検査工、ミシン工(ミシンカッター)
	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	機械部品掃除、部品包装
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	歯科技工士
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	人事係、労務係、統計事務
	71 会計、物品関係事務員	物品出納係
	74 その他の事務員	営 業 事 務
	80 商品販売仕入従事者	社内購買部員
売買及び類似従事者	90 保安職業従事者	守 衛
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、寮世話係(清掃婦・炊事婦)、洗濯工(アイロン掛工を含む)、クラブ接待婦
	93 その他のサービス職業従事者	掃 除 人

機 械 製 造 業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳型工、鋳物中子工、鋳鍛工、鋳物酸洗工、鋳物砂落工、芯取工、ボルト工、旋盤工、メッキ工、製罐工、検査工、仕上工(ヤズリ)、仕上工(ペローズ)、成型工(イソライト)、彫刻工
	24 紡織従事者	織布工(機械検査)、木管検収工
	26 木材及び木製品製造従事者	衣桁係、罎葺工(木管作業)、組立工
	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫婦、荷造工、機械掃除、工具保管工、部品包装工

職業大分類	職業中分類	職 種 名
専門的、技術的職業従事者	44 単純労働者	資材整理、小使、火たき、鉄屑運搬、作業場清掃
	52 医療保健従事者	看 護 婦
事務従事者	54 その他の専門的職業従事者	化学研究員(補助を含む)
	70 文書、人事関係事務員	人事係、労務係、給与係、一般庶務係、タイピスト
事務従事者	71 会計、物品関係事務員	物品出納係、保健事務、設計事務(補助的)
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	門衛受付、事務所受付、会社給仕、秘書
	74 その他の事務員	記録工、保健事務、倉庫係、設計事務(補助的)、営業事務、現場事務(補助を含む)、株式事務
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、寮世話係(清掃婦・炊事婦)、調理士、クラブ管理人、炊事婦、構内給食婦、湯わかし
	93 その他のサービス職業従事者	掃 除 人

電 気 機 械 器 具 製 造 業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳物中子工、鋳物工、調刻工、機械製作工、機械組立工、検査工、金属プレス工、ボール盤工、鍛金工、スーレット工、仕上工(ヤズリ)、手仕上工、モーター総合組立工、ねじ立て工
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	電気組立工、電線被装工、電線結束作業、準備作業、電極磨き、乾電池検査工、段取工、電線編組、絶縁工、整流子仕上工、巻線組立工、コイル組立工、配線工、電圧素子工、電機製造工、電機通信機組立工、結線工、回転子製造工、巻線工、コイル巻工
その他の生産従事者	28 印刷製本従事者	青写真裁断
	35 化学薬品製造及び関連作業従事者	ケレン工(カーボン)
	38 その他の製造修理従事者	調整工(ハーモニカ)、塗装工
専門的、技術的職業従事者	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、部品包装工、倉庫婦、荷造工、梱包工、工具保管工
	44 単純労働者	資材整理、病院雑役、作業場内外清掃、器具清掃
	52 医療保健技術者	レントゲン技師、衛生管理者、看護婦、助産婦

業従事者	54	その他の専門的職業従事者	化学研究員、性能試験員
事務従事者	70	文書、人事関係事務員	労務係、給与係、タイピスト、一般庶務係、図書事務員、文書整理、文書受付発送係
	71	会計、物品関係事務員	物品出納係、原価計算係、経理係
	72	交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73	応接関係事務員	事務所受付、会社給仕、秘書
	74	その他の事務員	保健事務、厚生事務、工務事務、設計事務(補助的)、現場事務、(補助を含む)
サービス職業従事者	92	対個人サービス従事者	寮母、寮世話係(清掃婦・炊事婦)、浴場従事者、炊事婦、構内給食婦
	93	その他のサービス職業従事者	掃除人、衛生婦

輸送用機械器具製造業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳造工、鋳型工、鋳物中子工、鋳物工、芯取工、鋳物砂落工、旋盤工、研磨工、金属プレス工、メッキ工、検査工、鋸、釘、ビス検査工、ダイキャスト工、仕上工
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	捲 線 工
	22 運輸装置製造従事者	航装仕上工、クリーニング工(清掃)、自動車検査工、撰別(サンド工・グリット工)、調整工(自動車)、洗滌工(車輛)、バット捲工
	24 紡織従事者	織布工、整経工
その他の生産従事者	26 木材、及び木製品製造従事者	製材工、木工、自動車ガラス内張工
	28 印刷製本従事者	書写真裁断
	31 皮革及び皮革製品製造従事者	皮革加工工、乾燥工(ゼラテン)、混合工(ゼラテン)
	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、倉庫婦、部品包装工
	44 単純労働者	残品運搬、病院雑役、煉瓦運搬、原料製品運搬、作業場内外清掃

職業大分類	職業中分類	職 種 名
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	婦、船内掃除工、荷物運搬、小荷物運搬 看護婦、特殊写真工、薬剤師(助手も含む)
	54 その他の専門的職業従事者	工場附属教育施設(生花)
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	人事係、一般庶務係、文書整理、謄写筆耕者、タイピスト(邦・英文テレタイプ)、文書発送受付係
	71 会計、物品関係事務員	経 理 係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	事務所受付、会社給仕、秘書
売買及び類似従事者	74 その他の事務員	記録工、一般事務、診療事務、保健事務、厚生事務、営業事務、設計事務(補助的)、現場事務(補助も含む)
	80 商品販売仕入従事者	社内購買部員
	92 対個人サービス職業従事者	寮母、寮世話係(清掃婦・炊事婦)、浴場従事者、クラブ接待婦、調理士、炊事婦、構内給食婦、被服補綴係、病院世話係(下足番も含む)
サービス職業従事者	93 その他のサービス職業従事者	掃除人、衛生婦

医療機械、理化学機械、写真機
光学機械器具及び時計製造業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳物工、ボール盤工、時計組立工
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	真空管検査工、真空管調整工
	23 その他の金属製品製造従事者	光学機械器具組立工、レンズ研磨工、レンズ検査工、レンズ芯出工、精研工、レンズ調整工、レンズ化学工、カメラ組立工
その他の生産従事者	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
	43 その他の生産従事者	工具保管工、部品包装工、体温計包装工
	44 単純労働者	小使、病院雑役
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	衛生管理者、看護婦

事務従事者	70	文書、人事関係事務員	労務係
	71	会計、物品関係事務員	原価計算係
	72	交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	74	その他の事務員	記録工、厚生事務、倉庫係、設計事務(補助的)
サービス職業従事者	92	対個人サービス従事者	寮母、クラブ管理人、炊事婦
	93	その他のサービス職業従事者	掃除婦、衛生婦

そ の 他 の 製 造 業

1954年8月現在

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	金属プレス工、鍍金工、楽器プレス工、油みがき(ミシン針)、面削工、裏摺工、縫針選別工、穴明工、デレタ検査工、縫針製造工、縁ずり工、折曲丈切工(針)、センターレス工(ミシン)
	30 ゴム製品製造従事者	合羽貼場係、布断、製品検査工
	35 化学薬品製造及び関連作業従事者	マッチ横塗工、マッチ仕上工
	38 その他の製造修理従事者	調整工(ハーモニカ)、塗装工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	工具保管工、レッテル貼り、マッチ包装工、楽器包装工、マッチ封貼工
	44 単純労働者	原料運搬工、ベケ整理
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	給与係、文書受付発送係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	74 その他の事務員	診療事務、厚生事務、現場事務(補助を含む)
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	クラブ管理人
	93 その他のサービス職業従事者	掃除人

第2部 非製造業の部

第1章 未亡人等の雇用

第1節 未亡人等の雇用分野

(注1) 本調査の対象となつた規模30人以上の非製造業事業場に働く労働者総数の20.5%が女子労働者であり、女子労働者中、未亡人等のしめる割合は10.6%であった。(第1図)

前掲、製造業の調査における女子労働者数は労働者総数の32.5%、そのうち未亡人等数の割合は7.7%で、これらを比較すると女子労働者総数の割合は製造業の方が高いが、女子労働者中、未亡人等数の割合は逆に非製造業の方がやや高い。

1. 産 業 別

産業別に雇用労働力の中にしめる未亡人等の割合をみると、産業の特性によつてその傾向は異つている。

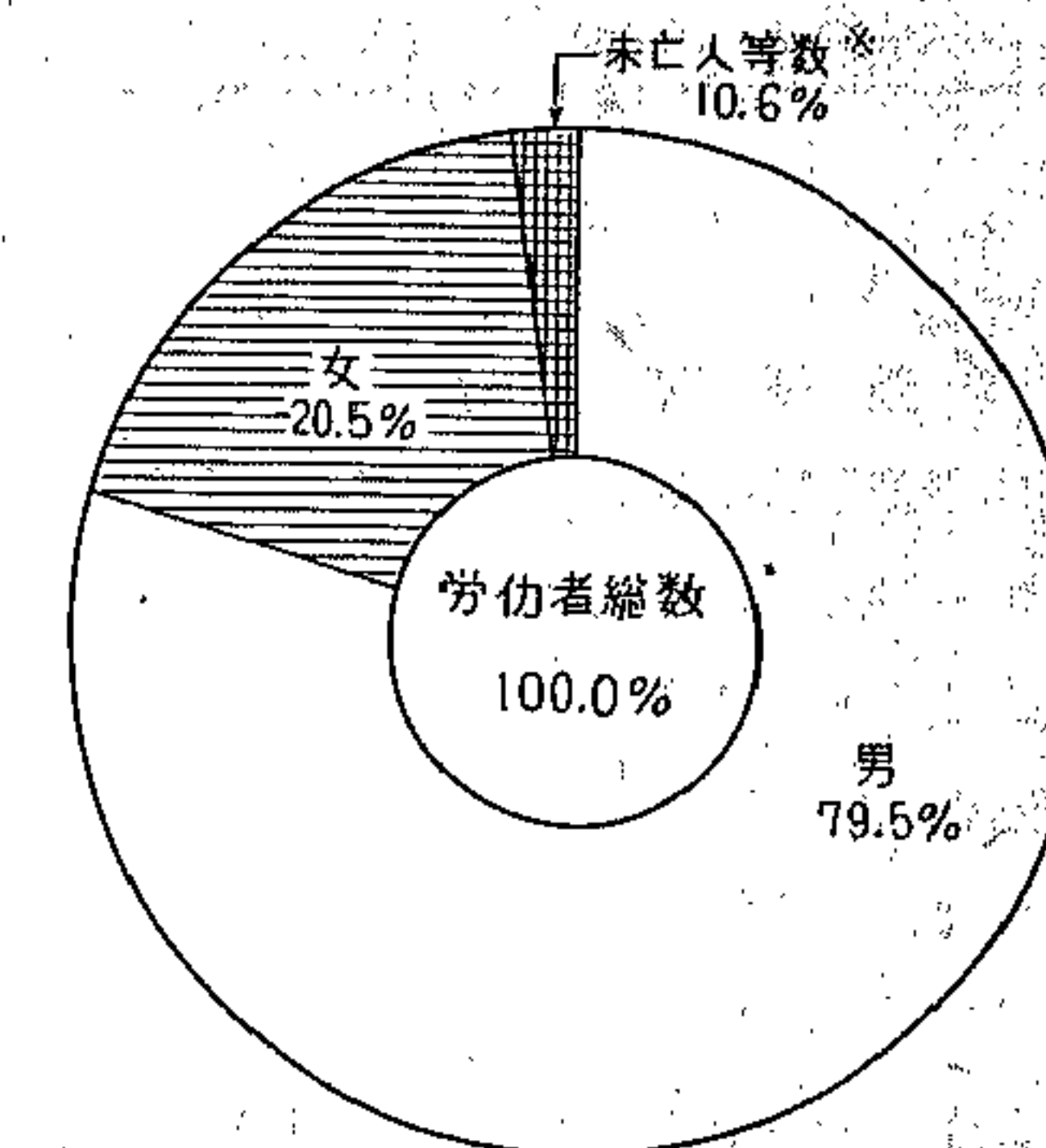
女子労働者のうち、未亡人等を雇用する割合が最も高いのは鉱業で24.6%、ついでサービス業が14.1%である。とりわけ鉱業は一般に女子雇用の割合が低い(9%)にも拘らず、そのうち未亡人等のしめる割合が高いのに対して、金融業及び保険業と、卸売及び小売業は女子が総労働者数の40%近くを示しているのに、そのうち未亡人等は6%及び7%と低く、対照的で注目される。(第1表)

なお、本調査における1事業場当たり平均雇用労働者数は178人、そのうち女子が37人、さらに女子のうち未亡人等は4人となつている。(第2表) この未亡人等平均数は鉱業とサービス業が8人で最も多

(注1) 本調査対象となつた非製造業とは次の産業を指し、以下分析に当つてはこれら産業を「非製造業」と総称することとする。

鉱業、建設業、卸売及び小売業、金融業及び保険業、運輸通信及びその他の公益事業、サービス業。

第1図 非製造業労働者のなかの未亡人等雇用の割合
1955年5月



※ 未亡人等数は女子労働者の内数(%)

第1表 産業別未亡人等雇用の割合
1955年5月

産業別	項目別	男女労働者数(A)	女子労働者数(B)	未亡人等数(C)
		(A)	(B)	(C)
総数		100.0	20.5	10.6
鉱業		100.0	9.0	24.6
建設業		100.0	12.4	11.5
卸売及び小売業		100.0	36.8	6.9
金融業及び保険業		100.0	38.8	6.0
運輸通信及びその他の公益事業		100.0	11.3	10.0
サービス業		100.0	51.7	14.1

く、ついで卸売及び小売業が3.2人と算出されている。

なお、1,000人以上の大規模事業場の鉱業においては、女子労働者中の未亡人等の割合は比較的低いが、絶対数は大きく平均(27.4人)を上廻つて33.7人となつている。(第3表)

第2表 規模別1事業場当たり平均労働者数

1955年5月			
項目別	男女労働者	女子労働者	未亡人等
規模別			
総数	178.4人	36.6人	3.9人
1,000人以上	2,123.5	292.7	27.4
100人～999人	299.3	61.9	6.5
30人～99人	58.6	15.3	1.8

2. 規模別

本調査結果によると一般女子の雇用率は企業の規模が小さくなるほど高く、1,000人以上では13.8% 100～999人が20.7%、30～99人が26.1%となつている。

未亡人等の規模別雇用状況も一般女子労働者の場合と同じ傾向を示しており、小規模事業場ほど女子労働者中にしめる未亡人等の割合は高い。

すなわち規模の小さい事業場の方が大きい事業場より、一般女子とともに未亡人等の労働力を大きく利用していることになり、換言すれば未亡人等は比較的小事業場の方に雇われやすいということになる。

3. 常用臨時別

前にのべたとおり、女子労働者中約10.6%は未亡人等であるが、これを常用、臨時別にみると、未亡人等は常用女子労働者中10.6%、臨時女子労働者中11.3%で、全体的に臨時女子労働者の方にやや未亡人等の率が高い傾向がみられる。産業別にみると、金融保険業及びサービス業の臨時女子労働者には特に未亡人等の率が高く、その約30%をしめている。一方、常用労働者中、未亡人等の率の高い産業は鉱業であり、臨時労働者の中にも、未亡人等が相当多いがそれよりも多くの割合の未亡人等が常用で雇われている。

これを総合してみると、鉱業では常用、臨時をとわず未亡人等を雇用する何らかの要因があることがうかがわれるが、他の産業では大抵、未亡人等は臨時の方に比較的多く雇われている傾向がみられる。(第5、6表)

第3表 規模別産業別1事業場当たり未亡人等平均数

1955年5月					
規模別	総数	1,000人以上	100人～999人	30人～99人	
産業別					
総数	3.9人	27.4人	6.5人	1.8人	
鉱業	8.0	37.7	9.2	1.9	
建設業	2.4	27.2	3.5	1.0	
卸売及び小売業	3.2	24.9	6.3	1.6	
金融業及び保険業	2.8	24.7	8.9	1.1	
運輸通信及びその他の公益事業	2.3	18.3	3.2	1.0	
サービス業	8.0	26.0	17.6	4.1	

第4表 規模別未亡人等雇用の割合

1955年5月				
規模別	項目別	男女労働者数(A)	女子労働者数(B) (B/A)	未亡人等数(C) (C/B)
			%	%
総数		100	20.5	10.6
1,000人以上		100	13.8	9.4
100人～999人		100	20.7	10.5
30人～99人		100	26.1	11.6

第5表 規模別産業別女子及び未亡人等常用労働者の割合

1955 年 5 月												
規 模 別 産 業 別	総 数			1,000 人以上			100~999人			30~99人		
	総 数	女 子 (B) B/A	未亡人等 (C) C/B	A	B/A	C/B	A	B/A	C/B	A	B/A	C/B
	A											
総 数	100%	20.7	10.6	100%	13.3	9.9	100%	20.9	10.4	100%	26.2	11.2
鉱 業	100	79.5	22.3	100	6.6	21.0	100	8.4	22.8	100	14.4	24.1
建 設 業	100	10.4	13.6	100	11.0	12.2	100	11.5	13.0	100	8.9	15.9
卸売及び小売業	100	35.7	6.8	100	51.6	3.4	100	37.8	6.7	100	27.8	8.8
金融業及び保険業	100	38.7	5.8	100	44.6	3.7	100	40.5	6.1	100	34.4	5.9
運輸通信及びその他	100	11.4	9.9	100	10.9	9.1	100	10.9	9.6	100	14.0	11.2
の公益事業 サービス業	100	51.8	13.9	100	12.1	不明	100	56.9	13.5	100	48.5	14.4

第6表 規模別産業別女子及び未亡人等臨時労働者の割合

1955年5月													
産業別	規模別	総数			1,000人以上			100~999人			30~99人		
		総数	女子 (B) B/A	未亡人等 (C) C/B	A	B/A	C/B	A	B/A	C/B	A	B/A	C/B
		A											
総数	数	100%	18.2	11.3	100%	16.9	6.6	100%	18.3	11.3	100%	21.3	22.6
鉱業	業	100	36.1	13.5	100	38.5	12.9	100	35.8	14.8	100	32.6	6.4
建設業	業	100	15.6	8.6	100	8.1	18.3	100	21.0	4.6	100	13.1	23.2
卸売及び小売業	業	100	57.3	7.7	100	89.5	0.4	100	35.8	9.1	100	43.6	37.3
金融業及び保険業	業	100	50.9	29.4	100	62.2	78.2	100	45.1	7.3	100	57.9	45.5
運輸通信及びその他の公益事業	業	100	9.8	10.9	100	8.0	3.3	100	10.0	13.4	100	14.3	12.5
サービス業	業	100	47.2	29.4	100	不明	12.2	100	51.5	32.5	100	36.3	23.4

なお、絶対数としては、臨時労働者は常用労働者に比べてはるかに少く、全雇用労働者の約8%をしめているにすぎないので、未亡人等の臨時労働者の数もこれに比例してあまり多くはない。(第7表)

4. 職種別

次に、未亡人等はどのような職種についているであろうか。非製造業事業場における職種を大別するとサービス職業についているものが最も多く41.0%、つぎが事務20.1%、その他生産にたずさわつて

第7表 産業別常用臨時別労働者の割合

1955年5月						
産業別	項目別	男女労働者			未亡人等	
		総数	常用	臨時	総数	常用
総数		100%	91.8%	8.2%	100%	92.3%
鉱業		100	96.4	3.6	100	90.7
建設業		100	65.9	34.1	100	67.7
卸売及び小売業		100	94.8	5.2	100	91.0
金融業及び保険業		100	99.5	0.5	100	96.9
運輸通信及びその他の公益事業		100	90.7	9.3	100	91.1
サービス業		100	98.2	1.8	100	96.6

(注) この調査で常用労働者とは、管理、業務、経理、販売、サービス、技術等の各業務に従事するすべての労働者であつて、調査期前2カ月の各月において18日以上または6カ月において通算60日以上同一事業主に雇用された労働者という。従つてこれに該当する労働者は、たとえ臨時または日傭の名称で呼ばれていても常用労働者とみなされる。

いるもの10.8%の順となっており、とくにサービス職業、事務従事者は大体全産業にわたつて、それぞれ可成りの割合をしめている。これらに対して管理的職業についているものは最も少いことが示されている。(第8表)

未亡人等が就いている職種を産業別にみると(付表1「産業別未亡人等の職種分布」参照)鉱業 職種数約130種。鉱山毎に一部落を形成しているという特殊性から、未亡人等のついでいる職種も比較的広く各分野にわたっている。すなわち52%が現場仕事—採鉱採石等の仕事、土工、坑外運搬婦等の生産業務及び製造修理に、32%が鉱山部落の共同浴場や劇場のサービス、幼稚園保姆、寮、クラブの管理人や賄婦、洗濯婦、売店の売子等のサービス職業及び売買に従事している。このほか庶務、労務応待係、タイピスト、計理、電話交換等の事務従事者、山の小中学校の教師、眼科医、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦等の専門的技術的職業従事者がそれぞれ約5%である。なお、専門的技術的職業としてついでいるものは本調査対象産業中、サービス業に次いで第2位であつた。

建設業 職種数は約70種 鉱業とくらべて事務従事者(14%)が多いこと、専門的技術的職業についているもの(1%)が少いことのほかは傾向が似ており、現場仕事に50%、サービス、売買に31%働いている。サービス職業の内容で鉱業にみられなかつたものに鉄道引込線等の踏切番、作業場のエレベーター係がある。

卸売及び小売業 約110種、68%が種々のサービス職業と売買関係に従事しているほか事務についているものが26%おり、この種産業の特色とみられる仕事に宣伝企画、営業事務、アナウンス係、来客案内係等がある。又、他産業にほとんどみられない管理的職業従事者がわずかながらおり、会社監査役などもみられる。

金融及び保険業 約90種。80%以上が事務(43%)とサービス職業(38%)についており、サービスの内容は金融会社、保険会社の職場施設に働く理髪師、美容師、賄婦、食堂給仕、寮母、掃除婦等である。このほか他の産業に比べて売買及び類似従業者が相当あり(15%)、その主なものは貯金募集人、保険外交員等である。

運輸通信及びその他の公益事業 約140種。サービス職業及び事務にそれぞれ34.5%が従事しており、この種産業独特の仕事としてサービスには踏切警手、列車給仕、案内ガール等、事務にはメートル検針人、出札係、有線通信士、電報送受信員、電話交換手、郵便配達員、バス車掌、ガイド等がみられる。このほか比較的多数(10%)の倉庫婦、包装工、レッテル貼り等の生産従事者と、極くわずかなではあるが助役、技術班長、バス車掌監督等の管理的職業についているものがある。

サービス業 約100種。過半数の61%がメイド、家政婦等の家事サービス、ウエイトレス、料理人、寮母、保姆等の対個人サービス、その他各種サービスを仕事としているサービス職業従事者、次が専門的技術的職業従事者で22%が教員、医療保健技術者として働いており、あと、主なものとしては10%の事務従事者がみられる。又、庶務課長、医務課長等の要職についているものもみられる。

なお、未亡人等の割合の多いサービス職業従事者と、事務従事者及び割合は少ないが職場における地位が、比較的高いと思われる専門的技術的職業と管理的職業従事者の職種名を付表2からひろつてま

とめると次のとおりである。

第8表 産業別女子が従事している主な職業別未亡人等の割合

1955年5月

産業別 職業別	総数	鉱業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
養畜者	0*	-	-	-	-	0.1	-
採鉱、採石従業者及び類似従事者	7.6	30.3	-	-	-	0.5	-
運輸機関運転従事者	0*	-	-	-	-	0.1	-
製造修理従事者	2.2	1.0	1.8	2.1	1.1	4.2	2.4
その他の生産従事者	10.8	20.2	48.3	1.5	1.5	10.4	3.5
専門的、技術的職業従事者	7.6	4.7	1.0	1.1	2.1	1.6	21.7
管理的職業従事者	0*	-	-	0.2	-	0.1	-
事務従事者	20.1	5.3	14.3	26.1	42.7	33.8	10.3
売買及び類似従事者	5.6	2.3	0.3	27.5	15.0	1.5	-
サービス職業従事者	41.0	29.5	30.8	40.7	37.6	34.6	60.7
分類不能の職業	5.1	6.7	3.5	0.8	-	13.1	1.4

注) 0*印は 0.1% 未満

(1) サービス職業従事者

90 保安職業従事者

踏切番 建設業、運輸業

番人 卸売小売業

保安係員 卸売小売業

事務所管理人 卸売小売業

91 家事サービス従事者

家政婦 卸売小売業、サービス業

付添婦 鉱業、サービス業

留守番 建設業、卸売小売業、金融保険業、サービス業

メイド サービス業

ハウスキーパー サービス業

92 対個人サービス従事者

浴場従事者 鉱業建設業、運輸業

女中 鉱業

寄宿舍寮母 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業

クラブ管理人 鉱業

炊事婦 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業

洗濯婦 鉱業、卸売小売業、運輸業、サービス業

被服修理工 鉱業、金融保険業、運輸業、サービス業
 使い走り 鉱業、建設業、卸売小売業、運輸業
 案内ガール 運輸業
 給 仕 卸売小売業、金融保険業、サービス業(ウエイトレス)、運輸業(列車給仕)
 料 理 人 (調理員) 卸売小売業、サービス業
 保 姆 鉱業、サービス業
 児童遊技人 運輸業
 理 髪 師 (助手を含む) 卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 劇場出札係兼モギリ 鉱 業

93 その他のサービス職業従事者

掃 除 夫 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 衛 生 夫 鉱 業
 エレベーター係 建設業、卸売小売業、運輸業、サービス業
 エスカレーター係 卸売小売業
 自動車洗い人夫 卸売小売業、運輸業、サービス業

(2) 事務従事者

70 文書、人事関係事務員

文書受付整理事務員 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 庶務事務員 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 人事係及び事務員 鉱業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 調 査 係 卸売小売業
 統 計 係 卸売小売業、運輸業
 和文タイピスト 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 欧文タイピスト 建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業
 筆 工 鉱業、建設業
 せん孔機操作者 鉱業、卸売小売業、金融保険業
 速 記 者 運輸業

71 会計、物品関係事務員

現金出納事務員 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 簿記係員 建設業、金融保険業
 会 計 係 鉱業、建設業、金融保険業、運輸業、サービス業
 計理事務員 鉱業、建設業、金融保険業、運輸業、サービス業
 レジスター 卸売小売業
 物品検査事務員 卸売小売業

物品管理員 卸売小売業

販売店集金人 卸売小売業、金融保険業(貯金・保険金)、運輸業

72 交通、通信関係事務員

電話交換手 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 電 話 係 建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 郵便配達員 鉱業(社宅内)、運輸業

73 応接関係事務員

応 待 係 鉱業、建設業、卸売小売業
 受付事務員 建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 給 仕 鉱業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 秘 書 建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業

74 その他の事務員

厚 生 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 倉 庫 鉱業、建設業、卸売小売業、運輸業
 記 録 鉱業、金融保険業、サービス業
 工 務 係 建設業
 アナウンス係 卸売小売業(会社アナウンス係)、金融保険業(会社アナウンス係)
 薬局事務員 運輸業

(3) 専門的、技術的職業従事者

51 教 員

小学校教諭 鉱業
 中学校教諭 鉱業
 看護婦養成所教員 サービス業
 看護学校教師 サービス業

52 医療保健技術者

医 師 鉱業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 薬 剤 師 鉱業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 看 護 婦 鉱業、建設業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 保 健 婦 鉱業、卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 助 産 婦 鉱業、サービス業
 衛生管理者 卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 栄養士 卸売小売業、金融保険業、運輸業、サービス業
 X線技師 サービス業

マッサージ師 サービス業

細菌検査員 サービス業

53 芸術家

声優 運輸業

演出家 運輸業

デザイナー 卸売小売業

54 その他の専門的職業従事者

医療ケースワーカー サービス業

ラジオアナウンサー 運輸業

(4) 管理的職業従事者

61 会社団体の役員

会社監査役 卸売小売業

62 その他の管理的職業従事者

小売店店主(新聞販売所) 卸売小売業

助役 運輸業

技術班長 運輸業

バス車掌監督 運輸業

庶務課長 サービス業

医療課長 サービス業

5. 女子の寄宿及び住込と未亡人等

本調査対象産業は一般に女子の寄宿又は住込労働者(以下寄宿女子労働者という)が少く、女子の10.6%をしめるが、サービス業だけは女子労働者の35%以上が寄宿労働者である。これら寄宿女子労働者中における未亡人等の状況をみると、その平均割合は9.2%であるが、金融業及び保険業は寄宿女子労働者の割合は少い(0.5%)にもかかわらず、そのうち34.6%が未亡人等となつている。

これはこの種の産業に一般女子労働者の寄宿制度の必要が少い反面、男子寮、社員福祉厚生寮等をもっているものが多く、前述の様にその寮母、贈婦等住込の年輩婦人を必要とするポストが多いことに原因すると思われる。

ついで寄宿未亡人等の割合が高いのは建設業(29.3%)、卸売及び小売業(20.4%)であるが、建設業では現場の飯場、寮等の寮母、炊事婦、雑用を可成り必要

第9表 産業別寄宿女子労働者及び寄宿未亡人等の割合

		1955年5月		
産業別	規模別	総数		
		女子労働者 (A)	寄宿女子労働者 (B) B/A	寄宿未亡人等 (C) C/B
総数	数	100	10.6	9.2
鉱業	業	100	4.2	16.4
建設業	業	100	4.8	29.3
卸売及び小売業	業	100	2.3	20.4
金融業及び保険業	業	100	0.5	34.6
運輸通信及びその他の公益事業	業	100	2.3	12.3
サービス業	業	100	35.3	7.5

とすること、卸売及び小売業はその性質から住込みを必要とするケースが多いためと考えられる。

第2節 未亡人等の労働条件

1. 賃金

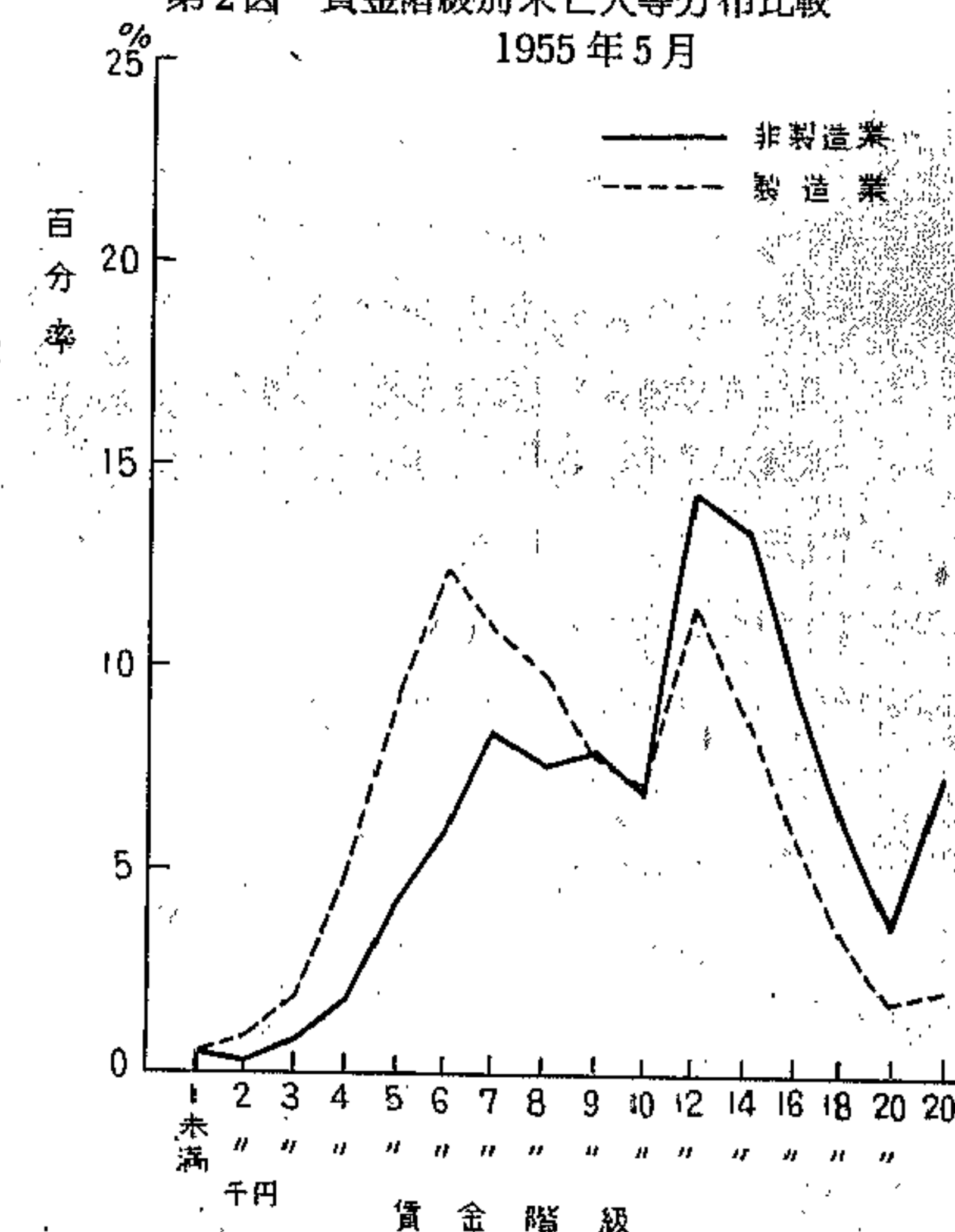
非製造業に働く未亡人等の賃金の1人当たり平均現金給与月額(1955年5月分、毎月きまつて支給する現金給与)は11,461円で、製造業に働く未亡人等の1954年5月分の9,042円とくらべて、調査期間に1年間の開きはあるが(毎月勤労統計調査によると全労働者賃金のこの1年間における上昇率は8.4%である)かなり上廻っている。

このことは第2図の賃金分布曲線にもみられる通りで、10,000円未満の層では製造業の未亡人等が多く、10,000円以上の層では非製造業の未亡人等が多くなっている。

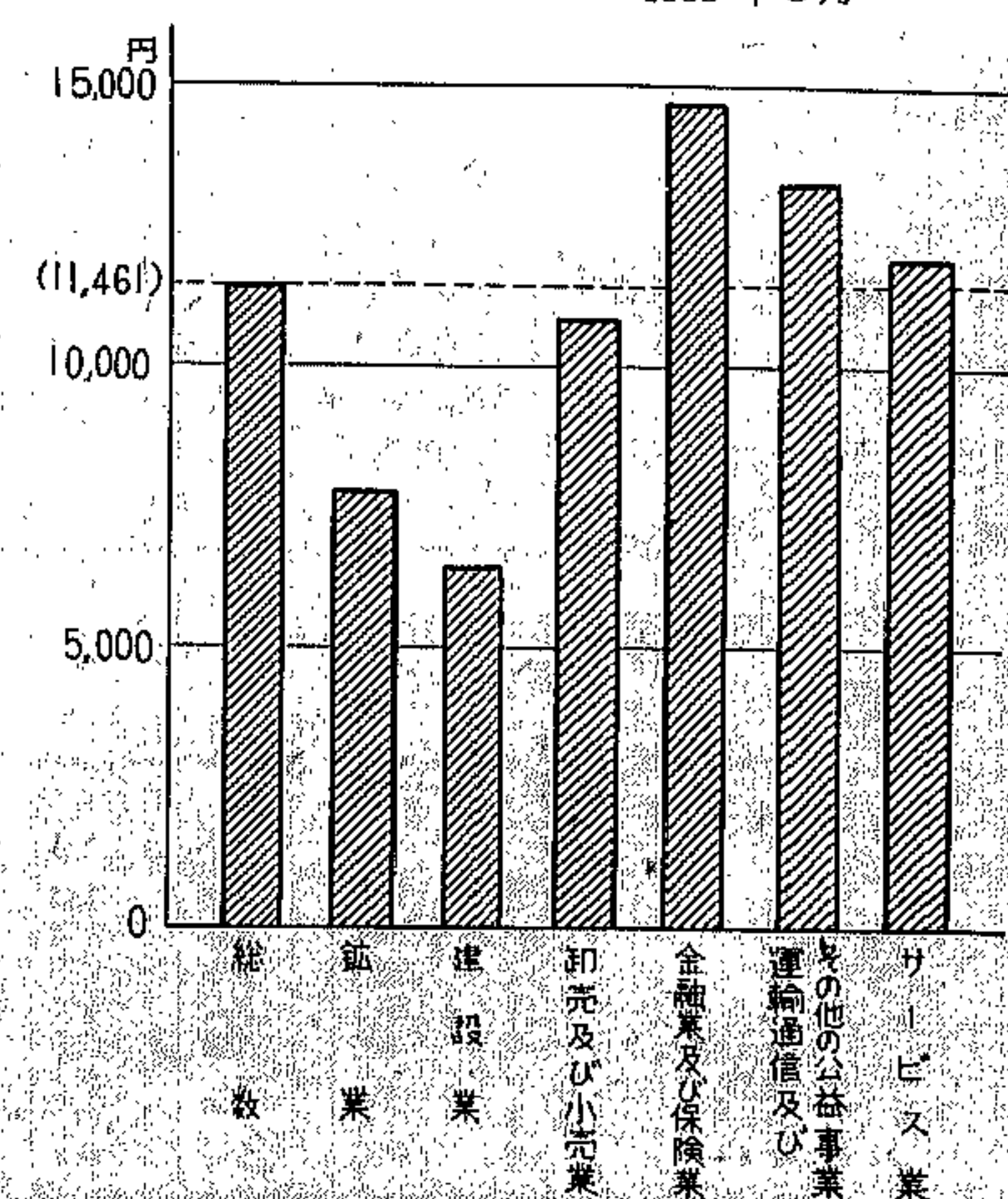
非製造業に働く未亡人等の給与額を産業別にみると平均額を上廻るものは最高、金融業及び保険業の14,729円と運輸通信及びその他の公益事業、サービス業、あとは平均額以下となるが卸売及び小売業、鉱業、建設業の順となつている。これら平均額を下廻る産業は、いずれも一般男女労働者給与格差も大きく、とくに比較的未亡人等の雇用率の高い(第1章参照)鉱業、建設業の場合は男子の給与自体が他産業にくらべて低い上に男女格差が著しく、従つて未亡人等の給与額は鉱業7,754円、建設業6,469円という低いものである(第10表、第3図)。

給与金額階級別の状況は、10,000~12,000円及び12,000~14,000円の層が最も多く、それぞれ14%、20,000円以上の高所得者が8%、5,000円未満の低賃金層にある未亡人

第2図 賃金階級別未亡人等分布比較
1955年5月



第3図 産業別未亡人等の平均現金給与月額
1955年5月



等数は7.8%であつた(第11表)。

次に未亡人等と一般女子の給与額を比較すると、未亡人等の月額平均 11,461 円に対して女子平均額は 10,631 円、男子との格差は未亡人等 61.4%、女子 56.9% で未亡人等の給与は一般に女子より高い(第10表)。

なお、これら労働者の1日1人当たり平均現金給与額は男子 788 円、女子 446 円、未亡人等 484 円となる(第12表)。

このように未亡人等は、

後にものべるが一般の女子に比べて年齢も高く、

勤続年数も長く、扶養家族がある等の関係で、比較的高い賃金をえてはい

るが、なお男子の平均より大分低く、家計の支持

者として男子同様、子女を扶養する未亡人等にと

つて、その生活上の負担の重さをうかがい知ると

とができよう。

2. 労働時間、労働日数

未亡人等の1ヵ月平均労働時間は182時間で

この調査における一般女子労働者の

177 時間よりかなり多

く、男子の186 時間よりは短い。

第10表 産業別男女別平均現金給与月額
1955年5月

産業別	性別	男	女	男女格差(女男)	未亡人等
総数		18,671	10,631	56.9	11,461
鉱業		16,922	7,395	43.7	7,754
建設業		13,806	6,192	44.9	6,469
卸売及び小売業		20,342	9,357	46.0	10,833
金融業及び保険業		23,064	11,695	50.7	14,729
運輸通信及びその他の公益事業		18,714	11,092	59.3	13,334
サービス業		20,086	11,713	58.3	11,960

第11表 産業別賃金階級別未亡人等の割合

産業別	総数	鉱業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
平均給与額	11,461	7,754	6,469	10,833	14,729	13,334	11,960
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1,000円未満	0.6	0.8	2.5	0.4	0.4	0.7	0.1
2,000円 "	0.3	0.7	1.6	0.1	0.3	0.2	0.1
3,000円 "	0.8	1.0	7.3	0.2	0.5	0.4	0.2
4,000円 "	1.8	3.4	9.4	0.8	1.9	0.8	0.9
5,000円 "	4.3	8.5	22.0	2.2	1.3	2.5	2.3
6,000円 "	6.0	14.8	12.3	4.5	2.1	3.9	4.1
7,000円 "	8.5	15.3	11.6	9.2	3.7	5.7	7.8
8,000円 "	7.7	12.3	7.6	9.0	4.8	6.5	6.8
9,000円 "	8.0	12.2	7.2	9.7	4.0	6.8	7.7
10,000円 "	6.9	11.0	2.5	8.4	4.3	5.4	6.8
12,000円 "	14.4	12.9	6.8	15.7	10.9	11.9	18.5
14,000円 "	13.5	4.4	4.1	17.6	16.8	14.1	16.5
16,000円 "	9.6	1.4	1.5	8.1	15.7	13.3	11.1
18,000円 "	6.4	0.6	1.7	6.3	10.0	10.0	6.5
20,000円 "	3.7	0.3	1.0	3.5	6.8	5.9	3.3
20,000円以上	7.5	0.4	0.9	4.3	16.5	11.9	7.3

第12表 産業別男女別1日1人当たり現金給与額
1955年5月

産業別	性別	男	女	未亡人等
総数		788	446	484
鉱業		748	308	324
建設業		588	279	279
卸売及び小売業		816	392	451
金融業及び保険業		946	538	638
運輸通信及びその他の公益事業		786	422	576
サービス業		879	500	498

第13表 産業別男女別1月1人当たり労働時間数
1955年5月

産業別	性別	男	女	未亡人等
総数		186	177	182
鉱業		183	183	185
建設業		191	177	179
卸売及び小売業		184	174	179
金融業及び保険業		165	161	165
運輸通信及びその他の公益事業		192	182	178
サービス業		186	185	188

なお、前掲製造業の未亡人等の平均労働時間は188.5時間であつた。

産業別の状況をみると平均労働時間を上廻つて多いのはサービス業の188時間

鉱業の185時間で、これらは前掲第1章1、産業別の

項で述べたように、未亡人等の雇用率の高い産業である。

これに対して労働時間が165時間と最も短い金融業及び保険業は未亡人等雇用率が最も低い産業であつた(第13表)。

つぎに規模別にみると、1,000人以上の大規模事業場に働く未亡人等の1ヵ月

平均労働時間は179時間、100人~999人では181時間、30人~99人は183時間と事業場の規模が小さく

なるに従つて労働時間はわづかながら長くなつており、一般的にみられる傾向と同様である。

つぎに事業場の所定出勤時刻をみると、午前9時が64.4%、8時が25.6%で大部分の事業場が8~9時に集中してい

る。午前5時、6時の早朝出勤を必要としているのは

鉱業に最も多く、建設業、卸売及び小売業、運輸通信

及びその他の公益事業、サービス業にわづかながらみ

第14表 産業別所定出勤時刻別事業場の割合
1955年5月

産業別	総数	鉱業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
所定時刻別							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
午前5時	0.3	0.7	-	0.7	-	0.4	-
" 6 "	0.9	1.5	0.6	1.8	-	1.0	0.5
" 7 "	4.8	32.5	7.3	2.7	-	2.6	1.9
" 8 "	25.6	61.9	39.5	15.2	4.7	29.3	21.1
" 9 "	64.4	3.4	48.2	71.5	93.1	61.9	75.4
" 10 "	1.0	-	-	5.1	0.2	0.1	0.8
" 11 "	0.1	-	-	0.7	-	-	-
" 12 "	0.1	-	-	-	-	0.1	-
無記入	2.8	-	4.4	2.3	2.0	4.6	0.3

第15表 産業別所定退所時刻別事業場の割合
1955年5月

産業別	総数	鉱業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
所定時刻別							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
午後1時	0*	-	-	0.2	-	-	-
" 2 "	0.4	1.7	-	1.0	-	0.3	-
" 3 "	2.8	23.1	-	1.7	-	1.2	0.5
" 4 "	8.4	50.2	6.5	2.0	12.0	2.7	5.5
" 5 "	44.2	22.6	59.9	55.5	59.8	32.3	48.3
午後5時以後	41.6	2.4	29.2	37.0	25.8	59.0	45.4
無記入	2.8	-	4.4	2.6	2.4	4.5	0.3

注) 0* は 0.1% 未満

第16表 産業別未亡人等の1月1人当たり労働日数
1955年9月

産業別	総数	鉱業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
出勤日数別							
1人当たり平均出勤日数	23.7	23.9	23.2	24.1	23.2	23.2	24.1
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10日未満	1.8	2.0	4.5	0.4	1.4	2.3	1.7
10~15日未満	1.0	1.2	5.9	0.4	0.8	0.9	0.6
15~20日 "	3.5	5.1	7.8	2.3	2.7	4.3	2.1
20~25日 "	58.0	38.8	45.7	50.7	87.8	60.0	60.8
25日以上	35.0	52.4	36.0	44.9	6.9	31.4	34.2
不明	0.7	0.5	0.1	1.3	0.4	1.1	0.6

られた(第14表)。

所定退所時刻は大部分の産業が午後5時(事業場の44.2%)及び5時以後(41.6%)となつてい
が、鉱業のみは73.3%が午後3時乃至4時に退所している。これは他の産業より出勤時間が早いこと
と関連している(第15表)。

労働日数についてみると、1ヵ月1人当たり平均3.7日で製造業に働く未亡人等の24.1日とくらべて
ほとんど差がない。

1ヵ月の平均労働日数の比較的多い産業は卸売及び小売業とサービス業(いずれも24.1日)となつ
ている。規模別では労働時間における場合と同じく事業場の規模が小さくなるほど未亡人等の1ヵ月
労働日数は多くなつていく(第16表)。

なお、同時期毎月勤労統計調査(1955年5月労働省統計調査部調)における1人平均月間出勤日数
は男子23.4日、女子23.1日である。

第2章 未亡人等の雇用の特性

第1節 未亡人等の特性

以上で未亡人等がどのようなところに、どんな条件で雇用されているかをみたわけであるが、次にど
の様な未亡人等が多く雇用されているかをみることにしたい。

1. 年 齢

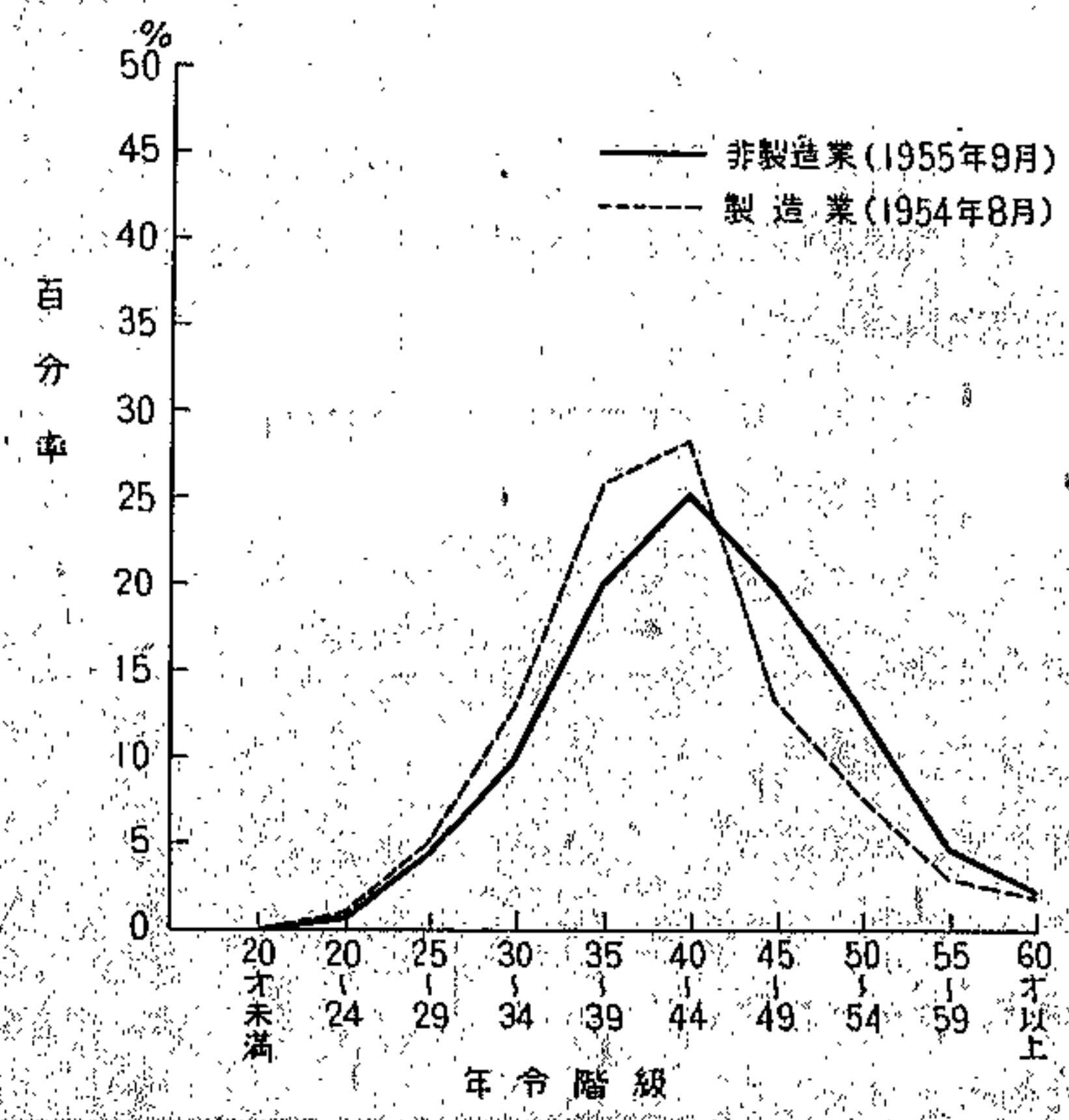
製造業でもみられた様に、職場の未亡人等は一般の女子労働者に比べてはるかに年長者が多い(第
4図)。

非製造業の未亡人等の平均年齢は42.6歳
で、年齢階級別にみると35歳～45歳の間に
最も多く、未亡人等の半数近くをしめており、
さらに45歳以上が40%もみられる(第17
表)。

産業別にみると、建設業とサービス業が43.
8歳と43.4歳で平均より高く、卸売及び小売
業が41.2歳で平均年齢を下廻っているが各産
業のひらきは少ない(第18表)。

なお、これを職業別にみると、専門的技術
的職業従事者と事務従事者は職場の未亡人等
中もつとも年齢が若く、それぞれ37.6歳と
39.8歳となつており、サービス職業従事者と

第4図 未亡人等の年齢階級別分布状況



第17表 職業別年齢階級別

職業別 年齢階級別	総 数	農業者、林 業者及び類 似従事者	漁業者及び 類似従事者	採鉱、採石 従事者及び 類似従事者	運輸機関 運転従事者	製造修理 従事者	その他の 生産従事者
平均年齢	42.6	51.0	-	42.2	-	43.7	44.0
総数	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	100.0
20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
20~25歳未満	0.5	-	-	1.1	-	-	0.2
25~30歳	4.5	-	-	2.6	-	4.9	2.4
30~35歳	9.8	-	-	10.2	-	29.4	5.3
35~40歳	20.2	-	-	21.8	-	16.7	16.6
40~45歳	25.4	50.0	-	27.3	-	33.3	28.8
45~50歳	19.8	-	-	21.1	-	17.7	26.0
50~55歳	12.6	-	-	12.7	-	17.7	10.9
55~60歳	4.6	-	-	1.4	-	3.9	6.6
60歳以上	2.2	50.0	-	1.4	-	2.9	2.8
年齢不明	3.5	-	-	0.4	-	-	0.4

製造修理従事者などは、比較的年
齢が高く、農業者林業者及び類似従事
者は最も高齢で平均51.0歳である
(第17表)。

(注) 日本標準職業分類による。
参考までに1954年労働省個人別
賃金調査による産業別男女の平均年
齢を第19表にかかげておく。

2. 勤続年数

この調査における未亡人等の平均
勤続年数は7年3ヵ月で、製造業の
部でも、未亡人等は定着性が高いと
いうことにふれておいたが、全産業
の女子平均勤続年数3.6年(前掲個
人別賃金調査)よりはるかに長く、
男子の7.2年に匹敵する(第20、21
表、第5図)。

なお、第22表にみられるとおり、
5年以上10年未満が43.2%で約半
数に近く、その7割以上が戦後、就

第18表 産業別未亡人等の平均年齢
1955年9月

産業別	平均年齢
総数	42.6
鉱業	42.1
建設業	43.8
卸売及び小売業	41.2
金融業及び保険業	42.4
運輸通信及びその他の公益事業	42.8
サービス業	43.4

第20表 未亡人等の年齢階級別平均勤続年数
1955年9月

年齢階級別	平均勤続年数 年 月
総数	7.3
20歳未満	-
20~25歳未満	5.2
25~30歳	5.0
30~35歳	5.3
35~40歳	5.1
40~45歳	7.10
45~50歳	8.3
50~55歳	10.0
55~60歳	9.5
60歳以上	9.11
年齢不明	5.10

第19表 産業別男女別平均年齢
(労務者及職員) (1954年4月)

産業別	性別	平均年齢
総数	女	25.4
総数	男	33.2
鉱業	女	31.8
鉱業	男	34.7
建設業	女	30.8
建設業	男	34.1
製造業	女	24.9
製造業	男	32.6
卸売及び小売業	女	25.6
卸売及び小売業	男	31.5
金融業及び保険業	女	25.3
金融業及び保険業	男	34.3
運輸通信及びその他の公益事業	女	25.6
運輸通信及びその他の公益事業	男	33.9

労働省労働統計調査部
個人別賃金調査

第21表 産業別男女別平均勤続年数
(労務者及職員) (1954年4月)

産業別	性別	平均勤続年数
総数	女	3.6
総数	男	7.2
鉱業	女	4.7
鉱業	男	7.4
建設業	女	2.1
建設業	男	4.1
製造業	女	3.4
製造業	男	6.4
卸売及び小売業	女	3.0
卸売及び小売業	男	5.2
金融業及び保険業	女	4.5
金融業及び保険業	男	7.4
運輸通信及びその他の公益事業	女	5.2
運輸通信及びその他の公益事業	男	10.1

労働省労働統計調査部
個人別賃金調査

未亡人等の割合及び平均年齢

1955 年 9 月

専門的、技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	売買及び類似従事者	サービス職業従事者	分類不能の職業	無職	職種不明
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
37.6	42.0	39.8	40.6	44.6	43.0	-	49.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0
1.3	-	0.8	0.9	0.1	-	-	-
15.0	-	8.1	8.6	1.2	-	-	-
18.8	-	15.2	13.1	6.6	-	-	-
24.3	-	24.5	17.2	18.5	-	-	-
16.0	100.0	25.8	29.0	24.7	100.0	-	-
9.3	-	14.7	14.5	23.2	-	-	100.0
7.3	-	7.9	9.0	16.5	-	-	-
5.8	-	1.8	4.5	5.9	-	-	-
1.3	-	0.4	3.2	3.1	-	-	-
0.3	-	0.8	-	0.2	-	-	-

注) 日本標準職業分類による

職しているが
10年以上20年

未満も 19.8%

で、勤続年数の長い未亡人等が相当に多いことがわかる。

また、年齢別平均をみて

も 45 歳～50 歳が 8 年 3 カ月、50 歳～55 歳が 10 年となっていて高年齢の未亡人等は相当に長く勤続していることがみられる (第 20 表)。

3. 学 歴

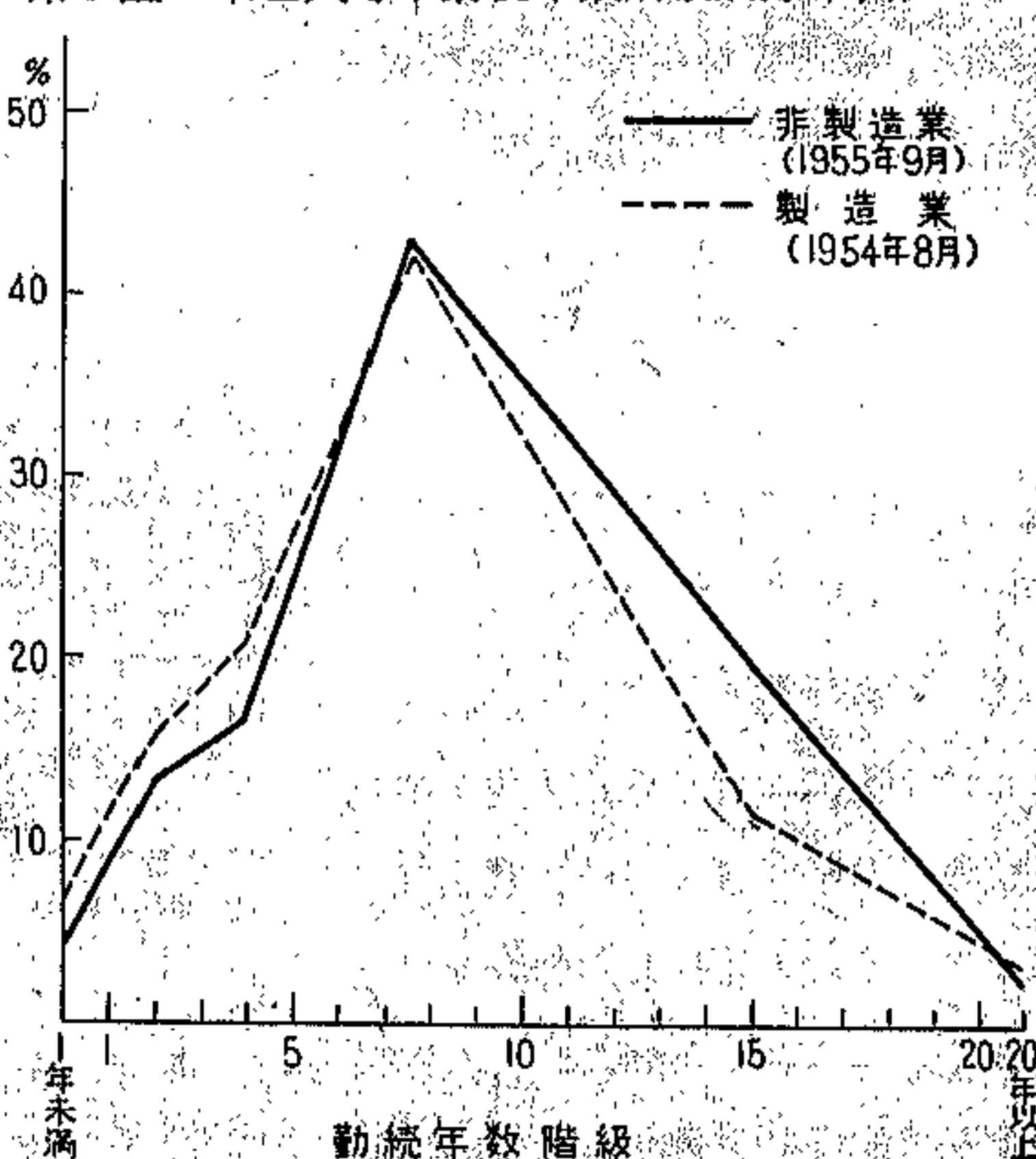
未亡人等の教育程度は、その半数以上の 64.3% が初等教育終了者で、中等教育をうけた者は 27.7%、高等教育を卒えた者は 1.4% である (第 23 表、第 6 図)。

これを製造業に働く未亡人等と比べると、全般的に非製造業の方が教育程度はたかい。1954 年 4 月の労働省個人別賃金調査における女子労働者の学歴——初等教育終了者 75.0%、中等教育終了者 24.3%、高等教育終了者 0.7% (第 24 表) と比べると未亡人等の教育程度は、一般女子労働者より高いことが

第 22 表 勤続年数別未亡人等の割合
1955 年 9 月

平均勤続年数	7年3ヵ月	%
総 数	100.0	
1 年 未 満	4.4	
1 年以上 3 年未満	13.4	
3 年以上 5 年未満	16.6	
5 年以上 10 年未満	43.2	
10 年以上 20 年未満	19.8	
20 年 以 上	2.3	
不 明	0.3	

第 5 図 未亡人等の勤続年数階級別分布状況



わかり、また、男子労働者くらべても高等教育終了者は少いが、中等教育以上を受けたものの割合は大差ないことになる。

つぎに、産業別にみると、鉱業は 80% が初等教育終了者であるのに対して、金融業

及び保険業は半数以上が中等教育以上を修めている (第 23 表)。

(注) 学歴の三段階区分は 1954 年 3 月、文部省——職場に

第 24 表 労働者の学歴別構成
(企業規模計労働者)
(1954 年 4 月)

	計	女	男
計	100.0	100.0	100.0
小 学・新中卒	70.5	75.0	69.0
旧 中・新高卒	22.7	24.3	22.0
旧 高専・短大卒	3.8	0.6	5.0
旧 大・新大卒	3.0	0.1	4.0

労働省労働統計調査部
個人別賃金調査
には専門、師範、大学等がふくまれている。

4. 扶養家族

一般に婦人労働者はほとんどが扶養家族をもっていないが、この調査では未亡人等の 70% が扶養家族をかかえている。その平均扶養家族数は 1.3

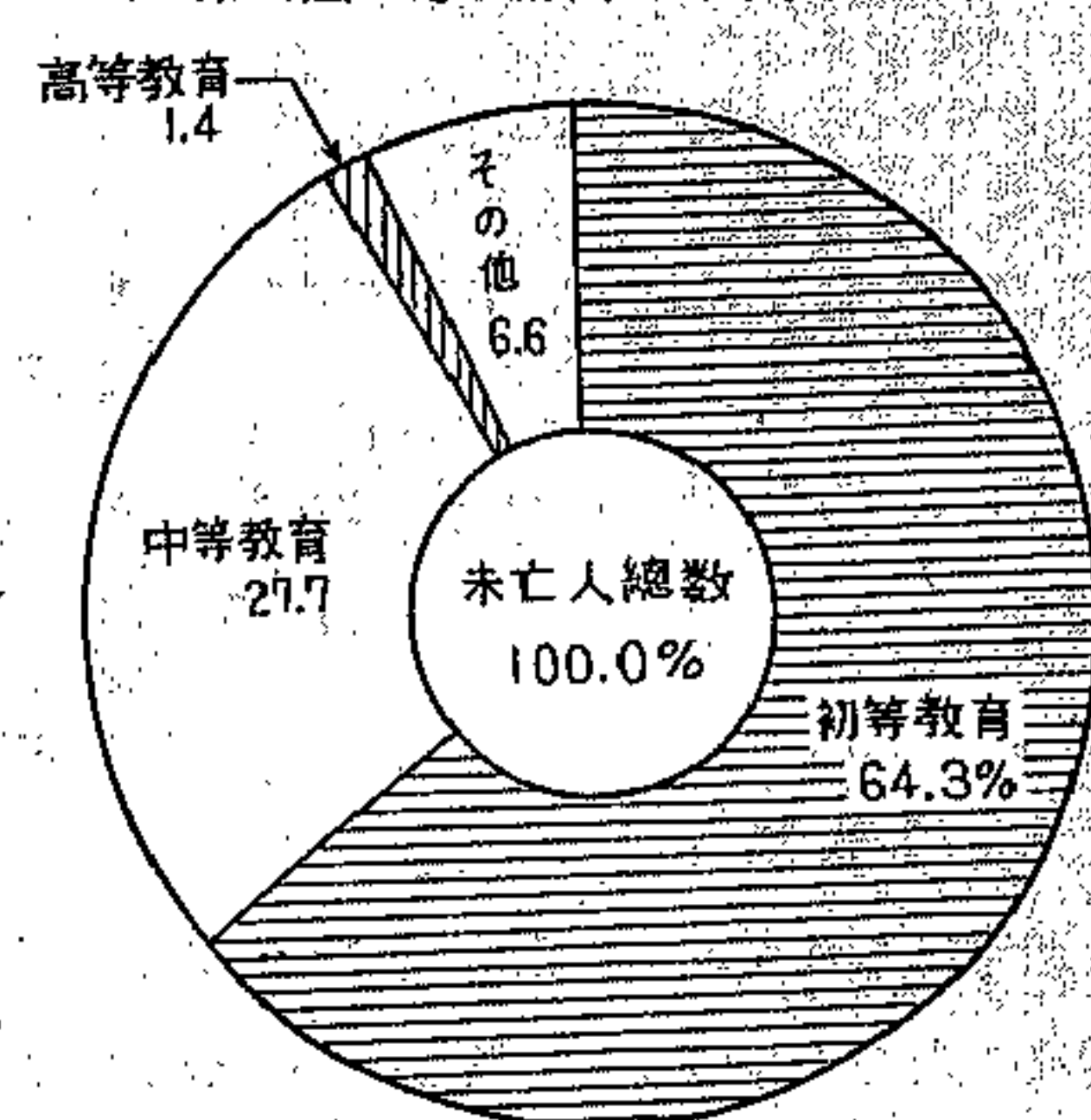
人で (第 25 表)、製造業に働く未亡人等の 1.4 人とはほぼ同じである。鉱業のみがやや多く 1.6 人である。なお、前掲労働省個人別賃金調査における女子の扶養家族数は 1 人平均 0.2 人でこれよりはるかに上廻っているが同じく男子の 2.15 人とく

第 23 表 産業別学歴別未亡人等の割合

1955 年 9 月

産業別	学歴別	総 数	初等教育	中等教育	高等教育	その他	学歴不明
		%	%	%	%	%	%
総 数		100.0	64.3	27.7	1.4	4.2	2.4
鉱 業		100.0	79.6	9.8	0.8	6.8	3.0
建 設 業		100.0	63.0	32.1	1.6	1.1	2.2
卸売及び小売業		100.0	56.1	36.2	1.2	4.1	2.4
金融業及び保険業		100.0	45.4	49.2	1.5	2.0	1.9
運輸通信及びその他の公益事業		100.0	65.4	29.1	1.5	1.6	2.4
サ ー ビ ス 業		100.0	65.3	24.6	1.8	6.0	2.3

第 6 図 学歴別未亡人等の割合



第 25 表 産業別扶養家族数別未亡人等の割合及び 1 人当り平均扶養家族数

1955 年 5 月

産業別	総 数	鉱 業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サ ー ビ ス 業
扶養家族数別	人	人	人	人	人	人	人
平均扶養家族数	1.3	1.6	1.4	1.3	1.2	1.4	1.2
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0 人	29.1	24.9	29.9	28.5	30.2	27.5	32.1
1 人	29.6	25.3	28.0	30.9	34.1	31.5	28.5
2 人	22.6	24.2	23.2	23.8	22.1	22.8	21.4
3 人	11.2	14.1	12.0	10.9	9.0	11.9	9.9
4 人	4.2	6.6	4.7	3.6	3.5	4.0	3.5
5 人 以 上	1.4	3.2	2.1	1.0	1.0	1.1	1.0
無 記 入	1.9	1.7	0.1	1.3	0.1	1.2	3.6

らべると少くなっている（第26表）。

また、扶養家族数1人～2人が52.2%をしめ、3人以上が16.8%で女手に4人～5人の家族を扶養

第26表 産業別男女別平均扶養家族数
(労務者及職員)
1954年4月

産業別	性別	女	男
総数		0.20	2.15
鉱業		0.54	2.81
建設業		0.49	1.86
製造業		0.16	2.04
卸売及び小売業		0.20	1.69
金融業及び保険業		0.22	2.03
運輸通信及びその他の公益事業		0.27	2.43

労働省労働統計調査部
個人別賃金調査

している未亡人等もみられ、その生活のきびしさがうかがわれる（第25表）。

5. 特殊技能

職業につこうとする未亡人等にとって特殊技能をもっていることは重要な要件であるが、この調査対象の未亡人等のうち特殊技能をもっていると答えたものは29.1%で、大部分は特殊技能をもっていない。しかし、製造業に働く未亡人等で、特殊技能をもつものが全体のわずか4.2%にすぎなかった

第28表 職業別特殊技能の種類別未亡人等の割合

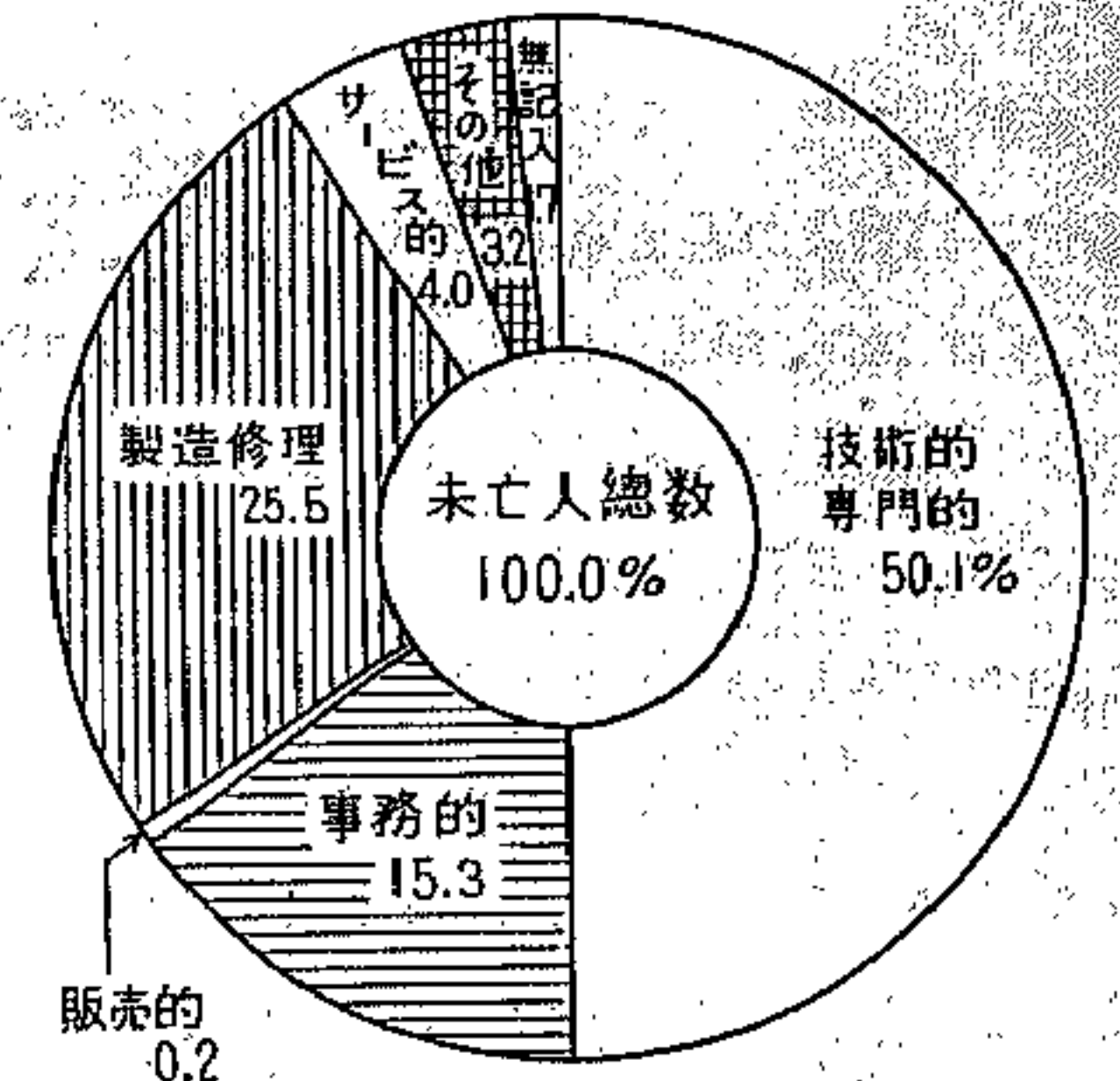
特殊技能の種類別		1955年9月							
職業別	総数	技術的専門的	事務的	販売的	製造修理	サービスの	その他	不明	
総数	100.0	50.1	15.3	0.2	25.5	4.0	3.2	1.7	
農業者、林業者及び類似従事者	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	
漁業者及び類似従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	
採鉱採石従事者及び類似従事者	100.0	48.3	6.5	-	38.7	6.5	-	-	
運輸機関運転従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	
製造修理従事者	100.0	22.6	6.4	-	58.1	-	3.2	9.7	
その他の生産従事者	100.0	30.3	1.8	-	50.0	7.1	5.4	5.4	
専門的技術的職業従事者	100.0	93.2	0.7	-	0.7	2.5	0.7	2.2	
管理的職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	
事務従事者	100.0	44.1	35.6	0.2	14.7	1.4	3.5	0.5	
売買及び類似従事者	100.0	44.0	10.2	3.4	28.8	3.4	6.8	3.4	
サービス職業従事者	100.0	30.0	6.2	-	49.9	8.2	4.3	1.4	
分類不能の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	
無職	-	-	-	-	-	-	-	-	
職種不明	-	-	-	-	-	-	-	-	

第27表 職業別特殊技能の有無別未亡人等の割合
1955年9月

職業別	特殊技能の有無別	総数	あり	なし	不明
総数		100.0	29.1	70.1	0.8
農業者、林業者及び類似従事者		100.0	50.0	50.0	-
漁業者及び類似従事者		-	-	-	-
採鉱採石従事者及び類似従事者		100.0	11.3	88.7	-
運輸機関運転従事者		-	-	-	-
製造修理従事者		100.0	30.1	69.9	-
その他の生産従事者		100.0	11.9	86.4	1.7
専門的技術的職業従事者		100.0	88.3	11.1	0.6
管理的職業従事者		100.0	-	100.0	-
事務従事者		100.0	43.1	56.4	5.0
売買及び類似従事者		100.0	26.3	73.7	-
サービス職業従事者		100.0	18.8	80.2	1.0
分類不能の職業		100.0	-	100.0	-
無職		-	-	-	-
職種不明		100.0	-	100.0	-

のとくらべるとはるかに高いことになり、これは前述の学歴の傾向とも関連しているといえよう（第27表）。

ここで特殊技能というのは一定期間の訓練を必要とする職業上の技能であつて、大別すると技術的専門的、事務的、販売的、製造修理、サービスの、その他、技術的専門的が50.1%で最も多く、ついで製造修理業25.5%、事務的15.3%となつている（第28表、第7図）。特殊技能の具体的例をひろつてみると、教員、保姆、看護婦、助産婦、保健婦、医師、薬剤師、衛生管理者、電話交換手、美容師、理容師、栄養士、調理士などの資格認定証をもつものや、珠算、簿記、英文タイプ、邦文タイプ等の事務的な技能をもつもの、また洋裁和裁、織布、刺繍、編物、人形づくりその他などである。



「これらの特殊技能が今の仕事に役立つか」の問に対して「役立つ」と答えたものは47.2%で約半数をしめ、特に、技術的、専門的な技能、事務的及び販売的技能は6割以上が現在の仕事に生かされていることは注目すべきことであろう（第29表）。

第29表 特殊技能の種類別「特殊技能が今の仕事に役立つか」の問に対する回答

特技の種類		1955年9月							
役立つか	総数	技術的専門的	事務的	販売的	製造修理	サービスの	その他	不明	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
はい	47.2	63.7	62.6	66.7	9.2	50.0	27.5	19.1	
いいえ	49.7	33.9	35.3	-	88.3	50.0	70.0	33.3	
不明	3.1	2.4	2.1	33.3	2.5	-	2.5	47.6	

ら特殊技能が役立つっている好事例をあげると、病院に勤務している29歳の未亡人は「看護婦という特殊技能があつたため、夫と別れてからすぐ職につくことができ、生活に支障を来すことなく助かつた」と答えている。また卸売業に勤めている50歳の未亡人は「未亡人になつた時、呉服屋の店員をしながら夜間、タイプライターの学校に通い、それをこの職場に活かすことが出来たことは賢明であつたと思う」と述べている。

しかし、反面せつかく身につけている特殊技能も雇用条件の制限をうけて反古に帰している例もある。46歳の引揚者である未亡人は、看護婦募集の制限年齢が35歳であるため応募ができず、折角の看護婦の資格も捨てて雑役婦として働いている等がそれである。

6. 職業経験

この調査によると、結婚前、結婚後を通じて、現在の職業につく前に全く職業経験をもつたことのないものが、全体の40%余をしめており、結婚前は職業を持っていたが結婚後やめてしまつてい

のが約30%で、結局約70%が結婚後は全く家庭婦人としてすごしていたわけで、中年になつてにわ

第30表 職業経験状況別未亡人等の割合
1955年9月

職業経験状況	%
総数	100.0
結婚前後仕事あり	17.6
結婚前なし、結婚後あり	10.3
結婚前あり、結婚後なし	30.4
結婚前後仕事なし	40.8
不明	0.9

のが相当に多いことがわかる(第30表)。経験した職業の種類は、娘時代は事務員が最も多く25.3%、工員14%、農業11.6%、女給3.8%、店員3.1%の順となつており、日傭、内職をしていたものもわずかみられる。結婚期間中の職業もその種類は娘時代とほぼ同じであるが、割合が少し違っている。すなわち工員19.9%、事務員17.7%と順序が入れかわっていること、女給、店員が減じ、日傭、内職がふえていること等である。さらに未亡人等となつて現職につくまでの傾向としては、事務員、工員が減じる反面、内職、日傭、店員、女給がふえている(第31表)。

この間の従業上の地位は、いずれも大部分が雇用者(60~80%)であるが、その割合は結婚前、結婚期間中、未亡人等となつて現職につくまでの順に従つて10%ずつ減じている(第32表)。

第2節 未亡人等の採用

雇用労働者としての種々の特性をもっている未亡人等が、どのような採用条件をもつ事業場に多く雇われているかみることにしよう。

1. 採用条件

未亡人等の採用に際してはやはり一般女子の採用条件が適用されるわけで、未亡人等の特性は採用条件にてらして隘路となる場合が多い。女子採用条件のあらましについてみると、なんらかの採用条件をもっている事業場は過半数の67%で、とくに年齢、学歴に条件をつけているところはいずれも半数に近く、経験を問題にしているところは少い。

産業別にみて採用条件のある事業場が多いのは、卸売及び小売業(81%)、金融業及び保険業(79%)、サービス業(74%)等接客面のサービス職種の多い産業で、これらのうち卸売及び小売業と金融業及び保険業は年齢、学歴に制限をつける事業場がとくに多いためか採用条件が未亡人等に合致しない場合が多い。この様な産業分野では前述のとおり(第1章第1節1、産業別参照)、女子労働者

第31表 仕事の種類別時期別未亡人等の割合
1955年9月

仕事の種類	結婚前	結婚後未亡人等になるまで	未亡人等になつて現職につくまで
総数	100.0	100.0	100.0
事務員	25.3	17.7	15.1
工員	14.0	19.9	11.5
店員	3.1	1.7	3.1
女給	3.8	1.1	2.0
芸妓	-	-	-
農業	11.6	6.6	6.0
商業	2.0	9.7	6.9
工業	0.5	1.2	0.2
日傭	0.6	2.1	5.4
内職	1.1	2.7	9.0
その他	32.2	28.9	32.6
不明	5.8	8.4	8.2

第32表 仕事における従業上の地位別時期別未亡人等の割合
1955年9月

従業上の地位別	結婚前	結婚後未亡人等になるまで	未亡人等になつて現職につくまで
総数	100.0	100.0	100.0
雇用者	78.4	70.3	60.3
業主	0.8	3.9	5.3
家族従業者	15.7	17.4	10.5
その他	4.5	6.8	21.7
不明	0.6	1.6	2.2

第33表 産業別女子の採用条件有無別事業場の割合

1955年5月

産業別	条件の有無別 総数	条件あり					条件なし	無記入
		小計	年齢	学歴	経験	その他		
総数	(11,404カ所) 100	67.1	46.3	45.2	4.0	31.7	21.3	11.6
鉱業	(877) 100	56.2	41.5	18.8	7.9	28.3	38.9	4.9
建設業	(975) 100	48.6	31.2	26.6	2.2	21.9	29.1	22.3
卸売及び小売業	(1,800) 100	80.9	56.6	57.2	1.3	39.4	17.5	1.6
金融業及び保険業	(1,652) 100	79.1	64.2	69.6	0.7	30.1	14.0	6.9
運輸通信及びその他の公益事業	(4,236) 100	60.2	42.6	41.4	2.4	27.5	20.4	19.3
サービス業	(1,864) 100	73.7	38.9	42.7	12.3	42.2	21.0	5.4

注) 1. 条件の各項目の数字はそれぞれ調査対象事業場数100に対する割合。
2. 条件の各項目は1事業場で2以上有することがあるので、その小計は100にならない。
この小計は、少くとも条件1項以上を有する事業場数の割合である。

中未亡人等のしめる割合

第34表 産業別女子の年齢制限別事業場の割合

1955年5月

は他産業にくらべてはるかに低い(第33、34、35、36表)。

規模別では全般的には著しい特徴はみられないが、年齢に関しては規模が大きいほど条件を付している事業場が多い。前に未亡人等の雇用率が小規模企業ほど高かつたことをみたが、年齢の高い

産業別	総数	鉱業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
年齢制限							
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小計	46.3	41.5	31.2	56.6	64.2	42.6	38.9
20歳まで	11.3	3.2	3.7	18.9	23.5	10.6	2.6
25歳まで	11.4	5.5	9.9	19.8	8.1	11.0	10.6
30歳まで	2.8	0.9	4.3	3.0	1.5	3.2	3.1
35歳まで	1.5	7.0	0.6	0.5	0.4	0.7	3.4
40歳まで	4.3	12.6	3.4	3.5	1.8	3.3	5.9
50歳まで	3.4	8.1	4.9	1.7	2.7	2.1	5.6
50歳以上	2.2	2.7	1.6	1.4	4.5	1.4	3.1
不明	9.4	1.5	2.8	7.8	21.7	10.3	4.6
年齢制限なし	38.8	52.9	43.2	35.8	25.6	36.2	50.3
無記入	14.9	5.6	25.6	7.6	10.2	21.2	10.8

未亡人等は大規模事業場の採用

条件からみると

不利であること

がうかがえる

(第37表)。

つぎに停年制

を設けている事

業場は45%ある

が、その大部分

第35表 産業別女子の学歴制限別事業場の割合

1955年5月

産業別	総数	鉱業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
学歴条件							
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小計	45.2	18.8	26.6	57.2	69.6	41.4	42.7
小学校・新中	14.6	12.5	7.1	15.0	8.6	17.8	16.8
旧中・新高	27.6	5.4	18.9	41.5	59.0	21.9	13.8
旧専・大学(新旧)	0.3	-	-	-	0.9	0.2	0.6
その他	1.4	0.9	-	-	0.4	0.1	7.9
不明	1.4	-	0.6	0.7	0.7	1.4	3.6
学歴条件なし	40.3	74.9	49.6	35.7	22.4	37.2	46.7
無記入	14.5	6.3	23.8	7.1	8.0	21.4	10.6

は、男女差がなく、女子の方に低い停年がきめられているのは全事業場のわずかに3.5%である。なお金融業及び保険業(79%)と鉱業(60%)は多くの事業場が停年制をもっており、その約8割が50~55歳

第 36 表 産業別女子の経験必要の有無別事業場の割合

1955 年 5 月

産業別	経験についての条件	1955 年 5 月						
		総 数	鉱 業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サ ー ビ ス 業
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小 計		4.0	7.9	2.1	1.3	0.7	2.4	12.3
1 年 未 満		0*	-	-	-	-	-	0.3
1 ~ 2 年 未 満		1.3	3.1	0.6	1.0	0.7	0.6	2.9
2 ~ 3 年 "		1.3	2.4	0.9	0.3	-	1.0	3.8
3 ~ 4 年 "		0.7	0.7	0.6	-	-	0.4	2.7
4 ~ 5 年 "		-	-	-	-	-	-	-
5 ~ 10 年 "		0.3	0.7	-	-	-	0.4	0.8
10 年 以 上		-	-	-	-	-	-	-
不 明		0.4	1.0	-	-	-	0*	1.8
経験についての条件なし		69.7	85.7	67.4	69.8	81.7	68.6	55.0
無 記 入		26.3	6.4	30.5	28.9	17.6	29.0	32.7

注) 0* は 0.1% 未満

第 37 表 規模別女子の採用条件有無別事業場の割合

1955 年 5 月

規模別	条件の有無別	総 数	条 件 あ り					条件なし	無記入
			小 計	年 齢	学 歴	経 験	その他		
総 数	(11,404カ所)	100	67.1	46.3	45.2	4.0	31.7	21.3	11.6
1,000人以上	(178)	100	74.2	56.2	48.9	3.4	39.3	17.4	8.4
100~999人	(4,146)	100	65.3	50.9	44.6	3.2	29.2	20.9	13.8
30~99人	(7,080)	100	68.1	43.3	45.4	4.5	33.1	21.6	10.3

注) 1. 条件の各項目の数字はそれぞれ調査対象事業場数 100 に対する割合。
2. 条件の各項目は、1事業場で 2 以上有することがあるので、その小計は 100 にならない。
この小計は、少くとも条件 1 項目以上を有する事業場数の割合である。

を停年と定めている(第38表)。

また、一般女子採用の時期は、約半数が随時となっており、学卒期と答えている所は、26.6%である。産業別にみられる傾向としては、金融業及び保険業は学卒期が大半をしめ、鉱業とサービス業は随時が大部分である。

また建設業はその他の一定時期に採用するという事業場が41.5%となっており、他の産業と異った傾向を示している(第39表)。

一般女子の募集方法をみると、縁故が24.9%で最も多く、学校が20.3%、職安が17.0%で広告や新聞による募集方法はわずかしみられない。学校による割合の最も高いのは金融業及び保険業、次いで販売及び小売業でこれらは前述の年齢の制限、学歴の条件をもつて募集されるものが多いことと関連して新卒の若い女子を雇入れることを希望する産業といえよう(第40表)。

次に上記女子の採用条件を製造業における調査結果とくらべると、製造業に働く女子については30

歳未満を雇入れの条件としている事業場が約半数あったのに対し、非製造業においてはやや少く25.5%となっている。

2. 現職につくまでの経路

前節6において未亡人等のうち約70%は結婚後全く家庭婦人としてすごしていたとのべたように、大多数の未亡人等は中年になつて俄かに働かなければならなくなつたものである。

未亡人等になつた当時から定職をもつまでの平均経過年数は3年4カ月となつており、これを未亡人になつた当時の年齢階級別にみると、20歳未満が4年11カ月、25歳未満が4年3カ月、35歳未満は3年8カ月というように45歳までは若いときに未亡人となつた者ほど、定職をもつまでの期間が長い。これは足手まといの幼児を抱えていて、家庭外に働くことができなかった環境にあつたとも考えられ、定職をもたないその期間における不安定な生活が想像される。しかし、45歳をすぎると、又、就職までに時間がかかる傾向がみえる(第41表)。

第 38 表 産業別停年有無別事業場の割合

1955 年 5 月

産業別	停年条件	1955 年 5 月						
		総 数	鉱 業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サ ー ビ ス 業
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小 計		44.9	60.2	21.6	49.9	78.6	42.4	20.7
男		40.7	53.3	20.4	39.6	75.5	39.5	18.5
女		-	-	-	-	-	-	-
35 歳 未 満		-	-	-	-	-	-	-
35 ~ 40 歳 未 満		-	-	-	-	-	-	-
40 ~ 45 歳 "		0.1	-	-	0.3	-	-	0.2
45 ~ 50 歳 "		0.6	1.4	1.5	-	0.9	0.5	0.5
50 ~ 55 歳 "		33.2	45.4	15.7	31.2	68.4	30.6	13.5
55 ~ 60 歳 "		5.2	6.5	3.2	6.3	6.0	5.1	4.0
60 歳 以 上		1.6	-	-	1.8	0.2	3.3	0.3
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-
制 女		3.5	6.1	1.2	9.1	3.1	2.1	1.6
25 歳 未 満		-	-	-	-	-	-	-
25 ~ 30 歳 未 満		0.1	-	-	0.7	-	0*	-
30 ~ 35 歳 "		-	-	-	-	-	-	-
35 ~ 40 歳 "		0*	-	-	0.2	-	-	-
40 ~ 45 歳 "		0.8	0.3	-	1.7	2.2	0.4	0.3
45 ~ 50 歳 "		2.4	5.8	1.2	6.2	0.9	1.5	0.8
50 ~ 55 歳 "		0.1	-	-	-	-	0.2	0.3
55 ~ 60 歳 "		0.1	-	-	0.3	-	-	-
60 歳 以 上		0*	-	-	-	-	-	0.2
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-
不 明		0.7	0.8	-	1.2	-	0.8	0.6
停 年 制 な し		43.0	32.6	51.5	41.6	15.2	43.2	68.9
無 記 入		12.1	7.2	26.9	8.5	6.2	14.4	10.4

注) 0* は 0.1% 未満

第 39 表 産業別女子の採用時期別事業場の割合

1955 年 5 月

産業別	採用時期別	1955 年 5 月				
		総 数	学卒期	随 時	その他の一定時期	不 明
総 数		100.0	26.6	45.1	7.4	20.9
鉱 業		100.0	8.3	72.2	2.9	16.6
建 設 業		100.0	6.4	27.6	41.5	24.5
卸売及び小売業		100.0	34.3	46.0	2.1	17.6
金融業及び保険業		100.0	67.5	19.8	2.2	10.5
運輸通信及びその他の公益事業		100.0	22.1	44.7	5.3	27.9
サ ー ビ ス 業		100.0	14.1	61.9	7.2	16.8

第 40 表 産業別女子の募集方法別事業場の割合

1955 年 5 月

募集方法	総 数	学 校	職 安	広 告	新 聞	当所の労働者	縁 故	その他	不 明
産業別	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	20.3	17.0	3.7	4.7	7.3	24.9	10.8	11.3
鉄 業	100.0	8.3	13.1	1.7	0.2	24.4	35.6	10.0	6.7
建 設 業	100.0	10.5	20.2	3.3	-	4.5	31.3	8.7	21.5
卸売及び小売業	100.0	26.1	19.6	1.1	8.4	4.9	31.8	4.5	3.6
金融業及び保険業	100.0	55.8	10.7	2.5	2.8	3.3	16.0	4.7	4.2
運輸通信及びその他の公益事業	100.0	11.5	16.7	6.0	2.9	7.7	24.3	11.2	19.7
サ ー ビ ス 業	100.0	16.3	19.9	3.3	8.6	5.7	19.6	21.6	5.0

つぎに未亡人等になつてから現職につくまでの間の転職状況をみると全体の平均転職回数は 0.5 回で (第 42 表)、1 回も転職していないものは過半数の 63.2%、1 回が 25.4% となつており、製造業に働く未亡人等の場合とはほぼ同じ状況である。

また、特殊技能の有無による転職度の差はほとんどみられない (第 43 表)。

つぎに未亡人等が現職についた方法をみると 81.5% が縁故関係であつて、そのうち知人の世話というのが 57.7%、夫の元の雇主の世話が 12%、親類の世話が 11.8% である (第 44 表)。このように未亡人等の場合は縁故関係にたよらなければその就職が困難であるという実情がここにあらわれているといえよう。したがつて公共職業安定所及び広告によるものはわずかである。なお縁故関係のうちにみられた夫の元の雇主の世話というのは未亡人独特のケースで、夫が雇用労働者であつた未亡人等のうち約 3 割強が夫の最後の職場に、雇主その他のはからいで遺族として働いている (第 45 表)。ことにこのような傾向は比較的災害率が高いとみられ、特殊な産業地帯として他への就業機会の少い鉄業において著しく 28.3% となつている。

第 41 表 未亡人等になつた当時の年齢階級別定職を持つまでの平均経過年数

1955 年 9 月

年齢階級別	平均経過年数
年 齢 階 級 別	平 均 経 過 年 数
総 数	3.4
20 歳 未 満	4.11
20~25 歳 未 満	4.3
25~30 歳 //	3.8
30~35 歳 //	3.6
35~40 歳 //	3.0
40~45 歳 //	1.11
45~50 歳 //	2.7
50~55 歳 //	3.4
55~60 歳 //	1.6
60 歳 以 上	1.6
年 齢 不 明	2.9

第 42 表 未亡人等になつてから現職につくまでの経過年数別平均転職回数

1955 年 9 月

経過年数別	平均転職回数
経 過 年 数 別	平 均 転 職 回 数
総 数	0.5
1 年 未 満	0.2
1~2 年 未 満	0.3
2~3 年 //	0.4
3~4 年 //	0.5
4~5 年 //	0.7
5~10 年 //	0.8
10~15 年 //	1.2
15~20 年 //	1.1
20 年 以 上	1.7
年 数 不 明	0.3

第 43 表 特殊技能有無別転職回数別未亡人等の割合

1955 年 9 月

転職回数別	総 数	特 技 有 無 別	特 技 有 無 別	特 技 有 無 別	特 技 有 無 別
特 技 有 無 別	特 技 有 無 別	特 技 有 無 別	特 技 有 無 別	特 技 有 無 別	特 技 有 無 別
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0 回	63.2	57.9	65.4	61.8	61.8
1 回	25.4	28.9	23.8	26.5	26.5
2 回	5.8	7.5	5.2	-	-
3 回	2.1	2.1	2.1	-	-
4 回	0.4	0.6	0.4	-	-
5 回	0.2	0.1	0.3	-	-
6 回	0.1	0.1	0.1	-	-
7 回	0*	0.1	0*	-	-
8 回	-	-	-	-	-
9 回	-	-	-	-	-
10 回 以 上	0*	0.1	0*	-	-
不 明	2.8	2.6	2.7	11.7	11.7

注) *印は 0.1% 未満

第 44 表 産業別現職をみつめた方法別未亡人等の割合

1955 年 9 月

方法別	総 数	鉄 業	建 設 業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サ ー ビ ス 業
方 法 別	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 安	4.6	0.5	9.2	5.7	5.6	3.5	6.8
広 告	2.7	1.1	1.1	4.5	3.5	1.5	3.7
親 戚 の 世 話	11.8	16.5	5.4	7.9	14.4	13.4	8.5
知 人 の 世 話	57.7	41.1	56.0	63.8	56.8	60.9	65.3
夫の元の雇主の世話	12.0	28.3	12.0	8.3	9.5	11.3	3.8
そ の 他	10.6	11.7	14.1	9.8	9.7	9.0	11.1
不 明	0.6	0.8	2.2	-	0.5	0.4	0.8

第 45 表 夫が雇用労働者であつた未亡人等の勤務先の割合

1955 年 9 月

計	100%
夫の最後の勤務先	割合
夫の最後の勤務先	30.6
その他の勤務先	68.5
日 雇	0.9

第 3 章 職場の未亡人等の身上等

未亡人等の雇用にふかい関連をもつ家庭の問題を知るために、主たる家計の支持者である未亡人等を中心として、未亡人等の身上、家族構成、子供、住居、家計などのあらましについてふれることにする。

第 1 節 未 亡 人 等 の 身 上

未亡人等のうち、死別 78.1%、離別 16.3%、夫が病氣又は不具のもの 3.0%、その他 2.1% で、製造業に働く未亡人等の場合と同様に死別が最も多く、離別、夫が労働不能のものの割合もほぼ同じである (第 46 表)。

死別の時期の内訳をみると、太平洋戦争中が 42.1% をしめ、満洲事変当初からのものもふくめると 61.6% で、半ば以上が戦争の影響を直接間接にうけていることがうかがわれる (第 47 表)。さらに離別についてみると、戦後の離婚が 68.7% で急激に増加していることがみられ、夫が病氣又は不具のため

第 46 表 未亡人等の種類別未亡人等の割合

1955 年 9 月

種類別	%
総 数	100.0
死 別	78.1
離 別	16.3
夫 病	3.0
その他	2.1
不 明	0.6

第 47 表 未亡人等の種類別未亡人等になつた時期別未亡人等の割合

1955 年 9 月

未亡人等の種類	総 数	死 別	離 別	夫 病	その他
産 業 別	%	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
明治 44 年末迄	-	-	-	-	-
大正 1 年~14 年	0.3	0.3	0.3	-	-
昭和 1 年~8 年	2.2	1.9	3.9	-	2.3
昭和 7 年~16 年	18.1	19.5	14.9	11.7	2.3
昭和 17 年~20 年	36.4	42.1	12.2	14.1	48.3
昭和 21 年~30 年	42.4	36.0	68.7	71.1	33.3
不 明	0.6	0.2	-	3.1	13.8

第 48 表 未亡人等になつた当時の年齢階級別未亡人等の割合

1955 年 9 月

年齢階級別	%
総 数	100.0
20 歳 未 満	0.7
20~25 歳 未 満	10.7
25~30 歳 //	26.6
30~35 歳 //	26.2
35~40 歳 //	19.3
40~45 歳 //	8.8
45~50 歳 //	4.6
50~55 歳 //	1.6
55~60 歳 //	0.6
60 歳 以 上	0.1
年 齢 不 明	0.8

第 49 表 未亡人等になつた当時の年齢階級別それ以後現在までの平均経過年数
1955 年 9 月

年齢階級別	平均経過年数
年 数	10. 6
20 歳 未 満	15. 7
20～25歳未満	11. 8
25～30歳 "	11. 8
30～35歳 "	11. 1
35～40歳 "	9. 6
40～45歳 "	8. 7
45～50歳 "	7. 2
50～55歳 "	6. 8
55～60歳 "	4. 9
60 歳 以 上	6. 4

労働不能の場合もその 71.1% は戦後発生したケースとして示されている。

未亡人等になつた当時の年齢については 60% が 30 歳以上であり（第 48 表）それ以来現在までの平均経過年数は 10 年 6 カ月で、中年の未亡人等の多くが戦後の きびしい社会情勢下で苦闘したであろうことは想像に難くない（第 49 表）。

本調査対象となつた働いている未亡人等の以前の生活の一面をうかがうために、彼女らの夫の最後の就業状況をみると大部分の 75.5% が雇用労働者であり、ついで自営業者が 17.8%、家族従業者 1.8% となつており、賃金労働者の未亡人が圧倒的に多いことがわかる（第 50 表）。

第 2 節 家族構成

主たる家計の支持者である未亡人等の家族数（本人をのぞく）は平均 2.1 人で、親兄弟に頼っている未亡人等の場合の平均

家族数 4.3 人とくらべて少人数である。しかし平均有職家族数は本人が主たる家計支持者である場合は本人を除いて 0.6 人、本人以外に家計支持者がいる場合は 1.5 人である（第 51、52 表）。参考までに、当時の家計調査（1955 年総理府統計局調）によると全都市勤労世帯平均世帯人員数（世帯主をふくむ）は 4.65 人、有業人員数は 1.47 人となつてい

第 51 表 家族数別未亡人等が主たる家計支持者の場合の未亡人等の割合
1955 年 9 月

家族数別	%
総 数	100.0
0 人	11.1
1 "	25.7
2 "	26.8
3 "	18.9
4 "	11.0
5 "	4.0
6 "	1.7
7 "	0.4
8 "	0.1
9 "	-
10 人以上	0*
家族数不明	0.3

注）0*印は 0.1% 未満

つぎに主たる家計の支持者である未亡人等の家族の構成をみると（第 53 表）未亡人等のうち「自分ひとり」というのが 11.1%、子供とのみ暮しているのが 61.1% で、いわゆる母子家庭と

第 52 表 主たる家計支持者別平均家族数及び平均有職家族数
1955 年 9 月

家計支持者別	総 数	本 人	本人以外	不 明
項目別	人	人	人	人
平均 家 族 数	2.4	2.1	4.3	4.3
平均有職家族数	0.7	0.6	1.5	3.7

第 53 表 主たる家計支持者別家族の種類別未亡人等の割合
1955 年 9 月

家計支持者別	総 数	本 人	本人以外	不 明
家族の種類	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
自 分 ひと り	9.9	11.1	-	-
子 供 と の み	56.7	61.0	20.7	12.5
子 供 と 夫	1.7	1.8	0.7	-
子 供 と 親	14.0	14.8	7.3	-
子 供 ・ 夫 ・ 親	0.3	0.3	-	12.5
子 供 ・ き ょう だ い	1.6	1.4	3.0	-
子 供 と 他 人	0.1	0.1	-	-
親 と の み	2.4	2.4	2.7	-
夫 と の み	0.5	0.6	-	-
き ょう だ い と	1.0	0.8	2.5	-
他 人 と	-	-	-	-
そ の 他	11.3	5.4	62.0	12.5
不 明	0.5	0.3	1.1	62.5

第 50 表 夫の最後の就業状況別未亡人等の割合
1955 年 9 月

職 業 別	%
総 数	100.0
自 営 業 主	17.8
家 族 従 業 者	1.8
雇 用 者	75.5
そ の 他	4.0
職 業 不 明	0.9

呼ばれるものが過半数をしめている。その他子供以外に親、兄弟、夫、他人などと一緒に暮しているのが 18.4% ある。

製造業に働く未亡人等の場合も、子供とのみ暮しているものが 61.5% でほとんど同じ割合となつており、家族構成の状況は大体同じような傾向を示している。

第 3 節 子 供 に つ い て

子供数は平均 1.7 人で 1 人の場合が最も多く、32.2%、2 人が 25.7%、3 人が 15.1% となつており、1 人～3 人が大半をしめている（第 54 表）。

子供の年齢をみると、学齢以前の幼児は非常に少く、3% にすぎない。小学校、中学校の義務教育年齢層の子供は 38.9%、15 歳～20 歳未満が 29.5%、20 歳～25 歳未満が 18.4% となつており、25 歳以上は 10.0% である。このように、本調査においても足手まといとなる幼児は少く、未亡人等が外に働きに出るまでに相当の期間、何らか他の方法で家計を維持してこなければならなかつたことがうかがえると同時に、未だ家計の補助となるまでにいたつていない子供が多いことがわかる（第 55 表）。

製造業における未亡人等の場合も大体同様に学齢期の子供をもっている未亡人等が半数以上で、学齢前の幼児はわずか 4% にすぎなかつた。

なお、参考のため末子の年齢別による未亡人等についてみても、末子が 6 歳未満のものはわずか 5% である（第 56 表）。

働きに出ている間、子供の面倒をみるものの有無状況については子供のいないもの、手のかかる子供なしと答えている未亡人等及び不明をのぞくと該当者は 16.1% となり、そのうち「子供の面倒をみるものあり」の答えは 14.3% で、面倒をみる人の大部分は同居人となつている。あとの 1.8% は家に手がないうけであるが、「里子にやつてある」「施設にあづけてある」等のケースはごくわずかしかみられない（第 57 表）。

このように足手まといの子供をもつ職場の未

第 54 表 主たる家計支持者別子供の数別未亡人等の割合
1955 年 9 月

家計支持者別	総 数	本 人	本人以外	不 明
子供の数別	人	人	人	人
平均子供数	1.7%	1.8%	1.6%	2.0%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
0 人	16.5	16.0	21.6	-
1 "	32.2	32.3	31.4	12.5
2 "	25.7	26.0	24.3	12.5
3 "	15.1	15.5	11.4	12.5
4 "	6.9	6.9	6.8	-
5 "	2.3	2.3	2.3	-
6 "	0.6	0.6	0.7	-
7 "	0.2	0.1	0.4	-
8 "	-	-	-	-
9 "	-	-	-	-
10 人以上	-	-	-	-
不 明	0.5	0.3	1.1	62.5

第 55 表 主たる家計支持者別子供の年齢階級別子供の割合
1955 年 9 月

家計支持者別	総 数	本 人	本人以外	不 明
子供の年齢階級別	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
6 歳 未 満	3.0	2.7	5.7	-
6歳～13歳未満	24.2	24.8	18.6	33.3
13歳～15歳 "	14.7	15.6	6.4	16.7
15歳～18歳 "	18.3	19.5	7.4	-
18歳～20歳 "	11.2	11.8	5.4	16.7
20歳～25歳 "	18.4	18.1	21.0	33.3
25歳～30歳 "	7.2	5.9	18.8	-
30歳～35歳 "	1.8	1.1	8.5	-
35歳～40歳 "	0.6	0.2	4.8	-
40 歳 以 上	0.4	0.1	3.4	-
不 明	0.2	0.2	-	-

亡人等は少いが義務教育期間の子供をもつものが多いので、未亡人等の大半は家事処理を担うことになる(第3%)、これに対して、自分のほかに「家事処理をする人あり」と答えているものは35.6%で、家事処理をする人は身内と同居

第56表 末子の年齢階級別未亡人等の割合
(未亡人等の主たる家計支持者の場合)
1955年9月

年齢階級別	%
総数	100.0
子供なし	16.6
6歳未満	5.0
6歳～13歳未満	31.7
13歳～15歳	13.5
15歳～18歳	11.9
18歳～20歳	6.3
20歳～25歳	9.7
25歳～30歳	3.6
30歳～35歳	0.9
35歳～40歳	0.4
40歳以上	0.3
年齢不明	0.1

の場合は実母、姑、子供など、身内と別居しているものは近所、親せきその他となっており、人を雇入れている場合はみられなかつた(第58表)。

第4節 住居

第1章第1節5、「女子の寄宿及

び住込と未亡人等」の項でのべたとおり、未亡人等のうち寄宿又は住込のものは寄宿女子労働者の9.2%である。

また通勤者の場合その方法は徒歩のみのものが45.4%、乗物と徒歩42.4%で、全般的にみて通勤者は近距離のものが多く、従つて徒歩通勤者が比較的多いことが注目される(第59、60表)。

住居の種類は自宅が31.6%で最も多く、ついで公宅寮が24.2%、借家が18.4%、間借りが10.4%の順で住込み、寄宿、母子寮などは少い(第61表)。

住居の室数は1室～2室が多く、ついで3室が多い。

第57表 家計の支持者別子供の面倒をみるものの有無別未亡人等の割合
1955年9月

家計支持者別		総数	本人	本人以外	不明
子供の面倒をみる人					
総数		100.0	100.0	100.0	100.0
小計		84.7	85.7	76.6	50.0
子供なし		16.5	16.0	21.6	-
手のかかる子供なし		65.7	67.0	54.8	50.0
里子にやつてある		0.1	0.1	-	-
施設にあづけてある		0.4	0.4	-	-
その他		1.3	1.4	0.2	-
不明		0.7	0.8	-	-
小計		14.3	13.4	22.0	12.5
同居人		11.1	9.9	21.1	12.5
同居人以外		3.2	3.5	0.9	-
不明		0*	0*	-	-
有無不明		1.0	0.9	1.4	37.5

注) 0*印は 0.1% 未満

第58表 家事処理をする人の有無別未亡人等の割合
1955年9月

家事処理をする人	%
総数	100.0
あり	35.6
なし	63.3
不明	1.1

第59表 通勤方法別未亡人等の割合
1955年9月

通勤方法別	%
総数	100.0
徒歩のみ	45.4
乗物と徒歩	42.4
住込み	10.9
その他	0.1
不明	1.2

第60表 通勤方法別平均所要時間数
1955年9月

通勤方法別	所要時間
総数	23.8分
徒歩のみ	15.4
乗物と徒歩	39.1
その他	17.0

第62表 室数別未亡人等の割合
1955年9月

室数別	%
総数	100.0
1室	28.4
2室	30.4
3室	18.1
4室	9.4
5室	4.2
6室	2.0
7室	0.8
8室	0.4
9室	0.1
10室以上	0.3
不明	5.9

第61表 住居の種類別未亡人等の割合
1955年9月

住居の種類	%
総数	100.0
母子寮	1.2
寄寓	5.0
公宅寮	24.2
住込み	6.6
間借り	10.4
借家	18.4
自宅	31.6
その他	1.8
不明	0.8

なお、同居家族1人当り平均畳数は4.1畳となつている(第62表)。

以上のように公宅寮寮の割合が比較的多くみられるのは、夫の生前の職場でそのまま住宅を支給されて働くもの、特に雇用主の配慮による等であろう。

第5節 家計

家計については家庭状況が種々であり、個人差がはなはだしいので改めて別個の調査を必要とするが、この調査でとらえた事項についてそのあらましの傾向を述べることにする。

1. 収入

未亡人等が主たる家計の支持者である世帯の手取収入についてみると、1カ月平均14,381円で、そ

第63表 産業別未亡人等世帯の総収入と総支出
(主たる家計支持者について)
1955年9月

産業別	総数	鉱業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
区分							
総収入	14,381円	11,699円	11,083円	14,618円	16,997円	16,060円	14,110円
本人の手取収入	10,931	7,841	7,686	11,137	13,880	12,111	11,134
本人のその他の勤労収入	139	76	124	180	234	173	96
本人以外の勤労収入	1,925	2,021	1,307	1,934	2,016	2,311	1,598
借金	1,040	1,226	1,533	934	647	1,156	993
総支出	13,532	11,521	10,677	13,152	15,787	14,763	13,479

注) 収入内訳は特に必要な項目のみを掲げたので合計は必ずしも総収入と一致しない)

の内訳(特に必要な項目のみについて)は未亡人等の勤務先手取収入が10,931円(未亡人等総数の平均手取収入月額は10,789円——第64表)、総収入の78%をしめており、本人以外の勤労収入(主として子供)は13%、ほかにその他の収入がごくわずかと、借金7.2%となつている(第63表)。なお、これら未亡人等のうちわずかであるが(8.5%)、事業場によつて1食以上の食事を無償給与されているものもある(第65表)。

また、生活保護を受けている世帯の割合は3.4%しかなく、大部分の未亡人等は自力で生活しているということになる。その他の公的扶助を受けている割合は31.4%である。

家計支持者が本人以外の場合では生活保護を受けている割合が2.1%、その他の公的扶助は19.5

第64表 都道府県別未亡人等の平均手取収入額
1955年9月

府県別	平均収入月額	調査対象未亡人等数	府県別	平均収入月額	調査対象未亡人等数
計	10,789円	4,247人	三重	9,712円	50人
北海道	17,194	130	滋賀	8,711	38
青森	9,279	20	京都	11,644	96
岩手	9,049	67	大阪	11,865	445
宮城	13,515	77	兵庫	11,309	156
秋田	9,186	117	奈良	11,965	31
山形	7,867	47	和歌山	14,554	78
福島	8,235	81	鳥取	9,439	50
茨城	7,089	66	岡山	11,863	22
栃木	7,980	54	広島	9,668	71
群馬	9,335	21	山口	10,696	108
埼玉	11,575	41	徳島	8,641	138
千葉	10,046	35	香川	9,937	48
東京	12,701	543	愛媛	8,217	35
神奈川	12,577	83	高知	9,667	48
新潟	9,532	63	福岡	10,508	25
富山	7,397	57	佐賀	9,659	429
石川	9,773	40	長崎	9,875	68
福井	11,440	16	熊本	8,109	171
山梨	9,613	36	大分	12,426	56
長野	12,051	49	宮崎	9,018	42
岐阜	11,895	39	鹿児島	9,553	58
静岡	9,706	112		10,650	59
愛知	11,425	131			

%で前者にくらべるとやや低い。

その他の公的扶助とは厚生年金、遺族年金、恩給、母子福祉貸付資金等である(第66表)。

参考までに同時期家計調査(1955年9月総理府統計局調)によると全都市勤労者世帯平均1世帯当り(世帯人員数4.65人)現金手取収入総額

は23,524円(現金実収入総額より税金等2,738円を差引いたもの)となつている。

2. 支 出

未亡人等が主たる家計の支持者である世帯の1ヵ月平均支出総額は13,532円(第68表)、そのうち、借金返済額は平均2,623円で収入の割に大きな支出である。

同時期家計調査(1955年9月総理府統計局調)による全都市勤労者世帯平均1世帯当り(世帯人員数4.65人)消費支出総額は22,006円である。

第6節 そ の 他

1. 社会保険

社会保険について加入の有無をみると、未亡人等のうち、健康保険には91.1%、失業保険には70.3%の割合で加入しており、製造業における未亡人等とくらべると加入率はやや低い(健康保険95.3%、失業保険94.3%)、未亡人等の多くがこれら社会保険の保障によつて生活が裏付けされていることがうかがわれる(第67表)。

第67表 産業別社会保険加入別未亡人等の割合

1955年9月

区分	産業別		総数	鉄 業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
	加入・不加入別								
健康保険	総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	加入		91.1	97.2	91.3	96.0	94.6	86.5	86.4
	不加入		3.7	0.7	4.9	2.0	2.5	4.0	6.6
失業保険	総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	加入		70.3	97.7	82.6	92.9	66.8	65.7	44.1
	不加入		17.7	0.6	7.1	3.9	19.0	17.9	36.8
	不明		12.0	1.7	10.3	3.2	14.2	16.4	19.1

第65表 産業別食事無償給与有無別未亡人等の割合

1955年9月

産業別	食事無償給与	総数	あり	なし	不明
総数		100.0	8.5	90.9	0.6
鉄 業		100.0	3.2	96.3	0.5
建設業		100.0	2.2	96.2	1.6
卸売及び小売業		100.0	10.6	89.4	-
金融業及び保険業		100.0	34.9	64.2	0.9
運輸通信及びその他の公益事業		100.0	2.8	97.0	0.2
サービス業		100.0	3.7	95.3	1.0

第66表 家計支持者別生活保護その他の公的扶助の有無別未亡人等の割合

1955年9月

家計支持者別	公的扶助の種類		生活保護	その他の公的扶助
	区分			
総数	総数		100.0	100.0
	うけている		3.3	30.1
	うけていない		94.6	67.4
本人	総数		100.0	100.0
	うけている		3.4	31.4
	うけていない		94.6	66.3
本人以外	総数		100.0	100.0
	うけている		2.1	19.5
	うけていない		95.2	77.1
	不明		2.7	3.4

2. 労働組合

働く人達の労働条件やそ

の生活をまもる労働組合の

有無についてみると、職場

に組合が結成されていると

答えた未亡人等の割合は、

83.9%あるが(第68表)。

そのうち組合へ加入している未亡人等の割合は87.0%、不加入は11.7%である

(第69表)。

第68表 労働組合有無別未亡人等の割合

1955年9月

産業別	組合有無別	総数	鉄 業	建設業	卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
あり		83.9	95.4	56.0	72.6	91.7	92.4	74.1
なし		13.4	2.4	42.4	25.2	5.9	6.2	21.2
不明		2.7	2.2	1.6	2.2	2.4	1.4	4.7

第69表 労働組合加入別未亡人等の割合

1955年9月

加入・不加入別	%
総数	100.0
加入	87.0
不加入	11.7
不明	1.3

注) 労働組合のある職場に働く未亡人等数

第4章 未亡人等雇用に関する要望

非製造業における未亡人等の雇用に関して使用者側はどのように考え、なにを要望しているか、又未亡人等自身は現在の仕事についてどう考え、なにをのぞんでいるかを知るために、現に未亡人等を雇用している使用者及び現在は雇用していない使用者、働いている未亡人等それぞれの意見をとりまとめて参考に供することにする(なるべくそれぞれの声を原文のままのせることにした)。

第1節 未亡人等を雇用している事業場側の意見

1. 未亡人等を雇用する利点

未亡人等は生活に真剣に直面しているため真面目であり、かつ一般に年長者が多く人生経験を積んでいるので、それが職場に生かされる場合、事業場側は次のようにのべている。

仕事に忠実で勤務成績が良好である。(金融業)

仕事に対して責任感が強く他の模範となる。(金融業)

細部にまでよく気がつく。(建設、卸小売、運輸通信、公益、サービス)

客の接待が上手である。(鉄、運輸通信、公益、サービス)

集金掛として勤務遂行が確実であるから、なるべく未亡人等を求めることにしている。

(金融保険、運輸通信、公益)

社会経験があるので落着きがある。(卸小売、金融保険、運輸通信、公益)

出勤率がよい。(鉄、建設、卸小売、金融保険、サービス)

定着性がある。(鉄、卸小売、金融保険、運輸通信、公益、サービス)

一般女子労働者より勤続年数が長く仕事に熟達している。(鉄、金融保険、運輸通信、公益)

若い女子達に母親らしい気持で接する。(運輸通信、公益)

若い女子職員に対して指導力がある。(卸小売、金融保険、運輸通信、公益)

2. 未亡人等を雇用してみても困る点

未亡人等は前記の特徴をもつと同時に家庭のあらゆる面の責任者、中心存在でもあるので、その面が職場にまではみ出すことがあり、事業場側の不満もこの面に多い。

家事の都合上欠勤早退が多い。(全産業)

帰宅を急ぐ気持が多く困ることがある。(卸小売、金融保険、運輸通信、公益、サービス)

家庭をもつため勤務に種々の制約をうけがちである。(全産業)

幼児のある者は時間的に制約されるため困る。(全産業)

家庭的負担が重く、仕事に専念できない。(全産業)

能率が上らない。(全産業)

仕事に積極性を欠く。(全産業)

勤務時間に私生活を混入しやすい。(鉄、運輸通信、公益)

住み込んでもらえない。(建設、サービス)

扶養家族の点で給与が多額になる。(鉄、運輸通信、公益)

私生活の面倒をみることでまで依頼されているので非常に繁雑を感じる。(鉄)

女子職員との融和性に乏しい。(鉄、建設、卸小売、金融保険、運輸通信、公益)

年齢的に使い難い。(金融保険、運輸通信、公益、サービス)

考え方にひがみをもつ。(鉄、金融保険、運輸通信、公益、サービス)

3. 未亡人等雇用上の配慮

使用者の中には未亡人等の身上に同情し、採用、労働条件、職場配置等に特別の配慮を払っているものが可成りある。

夫の殉職、その他死亡の場合はできるだけ優先的に採用している。

(鉄、建設、運輸通信、公益、サービス)

社会福祉事務所等からの依頼によつて優先的に採用している。(建設、運輸通信、公益、サービス)

同一条件の場合は未亡人等を優先採用する。(運輸通信、公益、サービス)

適した職種に欠員があれば未亡人等を採用する。(全産業)

永続勤務を許している。(運輸通信、公益)

勤務時間を繰りあげて早く帰している。(サービス)

給与について特別な考慮をはらっている。(卸小売)

所定の時刻に出勤、退所を厳格にする職務には適していないので、外務にまわしている。

(金融保険)

工事が完了し、当然人員整理を伴う場合、極力未亡人等を残し、他の工事に転換するよう留意している。(建設)

高齢者には無理の生じないよう配置に考慮している。(鉄)

常用者には社宅の貸与を行っている。(鉄)

第2節 未亡人等を雇用していない事業場側の意見

1. 未亡人等に限らず、女子を雇用しない理由

筋肉労働が激しい、又は危険の多い事業場、深夜業の多い事業場等労働自体が女子に適さないところ、現在女子職員過剰のところが女子を雇用しないといっている。

筋肉労働なので婦女子は一切採用しない。(全産業、サービス業では自動車修理業)

女子は事務以外の現場作業に向かない。(鉄、建設、運輸通信、公益)

事業の性質上危険を伴うので婦女子は採用しない。

(サービス——伝染病患者宅消毒及び家屋物品依頼消毒)

徹夜勤務なので女子は使わない。(運輸通信、公益)

女子職員が過剰で新規採用を行わない。(建設、運輸通信、公益、サービス)

2. 特に未亡人等を雇用しない理由

女子採用方針によると偶然、結果的に未亡人等を雇用しないことになる場合と、意識的に未亡人等の雇用をさけている場合とがあり、後者は理由として未亡人等の欠陥のいくつかをあげている。

未亡人等の適当な職種がない。(鉄、建設、卸小売、金融保険、運輸通信、公益)

年少女子でこと足りる作業である。(建設、卸小売、サービス)

新学卒を採用することにしている。(建設、卸小売、運輸通信、公益)

年齢制限がある。(卸小売、運輸通信、公益)

家庭と職場の二役は重荷である。(鉄、金融保険、運輸通信、公益)

未婚女子との折合いが悪い。(金融保険、運輸通信、公益)

年輩者は使い難い。(金融保険、運輸通信、公益)

給与額に比較して能力がない。(建設、運輸通信、公益、サービス)

過去において余りよい結果をえられなかつた。従て内勤事務員として未亡人等は雇用しない。小使、掃除婦としてなら採用する。(金融保険)

一般に未亡人等は休みが多く、最小限の人員をもつて最大の任務にあたる金庫職員には認め難い。(金融保険)

時間がくれば早々に帰宅する風がある。家族があればさもあると思うし、労働時間外だから差支えはないようなものの、使用者側としては歓迎しない。(金融保険)

家庭生活からいきなり職場へ出る未亡人等は、年輩者であり、例外なく事務能率が低く、とくに計数に不得手なので雇用主は困ることが多い。(金融保険)

所定の時刻に出退社を厳格に強いられる職務には適さない。(金融保険)

育児設備がないから乳幼児のある者は困る。(建設)

未亡人を特権として考えているような態度をとることがある。(サービス)

職業人としての認識が足りない。自分の受持ちの仕事に対する勉強が不足である。(サービス)

3. 条件付きてならば未亡人等を雇用してもよい

いちがいに未亡人だからといって拒否はしない。つぎのような条件のもの、又は示すような条件を承知の者は雇つてもよいという事業主もいる。

勤勉で有能な人ならば欠員があるときに考慮する。(金融保険、運輸通信、公益)

電話交換手の場合、経験者なら採用してもよい。(同上)

縁故関係で身許の確実な者ならよい。(同上)

死亡した社員の未亡人を今後採用する方針である。(鉱、運輸通信、公益)

扶養家族のない未亡人ならよい。(運輸通信、公益)

一般労働者と同じ条件ならよい。(鉱)

低賃金でよければ採用する。(同上)

外交なら無条件で採用する。(金融保険)

第3節 未亡人等の要望等

1. 今の仕事についてよいと思うこと

(1) 仕事そのものについて

各産業にわたつて全般的に、自分の職業や仕事内容を批判することなく、唯仕事を得ていること自体を「幸せ」「有難い」と思っている声が多い。比較的多数のものが次のような表現を用いている。

自分に適した仕事である。

経験がなくても気楽に働ける。

身体的に楽である。

さらに産業別、職種別には又それぞれに応じた声が出ている。

(注) 各産業にわたつて共通する職種について、特性が著しいものをひろいあげて一括した。

イ、産 業 別

他に特技のない者にとつてはよい仕事である。(鉱業)

永続性がある。(同上)

毎日定つた仕事がある。(建設業)

仕事を通して社会勉強ができる。(卸売及び小売業)

時間的にしばられないので気楽である。(金融業及び保険業)

周囲が若い人達なので楽しく働ける。(サービス業)

ロ、職 種 別

女の仕事として家庭的でよい。(家母、炊事婦等)

自分の技能が生かせるのでよい。(医師、看護婦、栄養士、理髪師、タイピスト、被服修理婦等)

女に適した仕事である。(電話交換手、販売員、看護婦、炊事婦等)

中年婦人の職業としてはよい。(販売員)

(2) 労働条件、職場施設について

イ、賃 金

賃金に関して未亡人等が喜んでいる例は、次のよう一般の場合と変りはない。

比較的給料がよい。(全産業)

待遇が男女同一なのでよい。(同上)

固定給がもらえる。(鉱業、金融業及び保険業)

努力次第で収入が増える。(金融業及び保険業)

ロ、労働時間

製造業とくらべて、非製造業の職種には、朝から夕方まで時間の拘束をうけない場合が多いので、その点を喜んでいる声が多い。

労働時間がはつきりしているのでよい。(全産業)

勤務時間が明確に規定され、日曜、祭日等に休める。(サービス業)

交替勤務なので家事や、子供の勉強をみてやる暇がある。(鉱業、卸売及び小売業)

朝は早い、帰宅も早いのでいろいろと家のことができる。(鉱業、サービス業)

出勤時間が遅いので都合がいい。(卸売及び小売業)

時間の余裕が十分あるので、姑の面倒をみてあげることができる。

(運輸通信及びその他の公益事業)

ハ、年 齢 制 限

未亡人等は比較的高年齢者が多いので年齢制限に対して憂慮しているらしく、このことに関して好条件の職場にあるものは安心して働いているようである。主な声を2、3ひろうと、

停年までは安心して勤められるのでありがたい。(運輸通信及びその他の公益事業)

職員になると停年制がないのでよい。(卸売及び小売業)

年よりを使つてもらえるのでうれしい。(サービス業)

年齢に制限がないのでありがたい。(同上)

ニ、職場施設、制度

恵まれない境遇にあるものの多い未亡人等は、職場の福祉施設や制度を利用できることを、とくによろこんでいる風がうかがえる。

社宅や寮が与えられるので助かる。(全産業)

入浴施設があるので便利。(同上)

冬は煖房設備があるのでうれしい。(卸売及び小売業)

休けい室があるのでよい。(同上)

健康診断を度々してくれる。(運輸通信及びその他の公益事業)

病気の場合、自分も家族もすぐ入院、診療、治療を受けることができる。

(金融業及び保険業)

健康保険があるので助かる。(全産業)

制服が支給され、衣服費がかからぬのでたすかる。(卸売及び小売業、金融業及び保険業)

無料パスが出る。(運輸通信及びその他の公益事業)

昼食が安く支給されるのでよい。(鉱業、建設業、卸売及び小売業)

子供の給食代の半額を会社で負担してもらえる。(鉱業)

子供が高校や大学にはいると、会社から奨学資金が支給されたり、補助がある。

(鉱業、卸売及び小売業)

貸付金があるので生活が助かる。(卸売及び小売業)

自分の店の品物を安く買うことができる。(同上)

会社で品物を安く売っている。(鉱業)

(3) その他

未亡人等は一般に気が弱くなっているものが多いせいか、他人の理解、協力がことのほか身にしみ、仕事のはげみになるらしい。

上司や同僚に理解があるので、とても働きやすい。(全産業)

忙しいときは同僚が手伝ってくれるのでありがたい。(建設業)

人員整理の際に、一家を支える未亡人等は対象にされなかつたので、心から喜んでいる。

(運輸通信及びその他の公益事業)

境遇の同じ人達と仕事をしているので話が合つてたのしい。(全産業)

社会事情に明るくなり、自分の不幸を感じなくなつた。(運輸通信及びその他の公益事業)

夫が勤務していた職場なので、内容も分り、安心して働ける。(卸売及び小売業)

労働組合がいつも力になつてくれる。(鉱業、サービス業)

2. 今の仕事について困ること及び要望

(1) 仕事そのもの

仕事に関して「困る」「つらい」「こうしてほしい」とあげられている点は、ついている仕事によって異なるが、それぞれ産業と職種の特徴が反映されている。次に産業別、職業別に主な声をひろつてみよう。

(注) 各産業にわたって共通する職種について、特性が著しいものをひろいあげて一括した。

鉱業

女にとっては重労働で肉体的な疲労が激しい。終日立っているので足が冷え、神経痛、脚気等になりそうだ、いつも足場がぬれているので冷えやすい。

音響が高く始終頭痛がする。

埃がひどく不衛生である。

選鉱するのに肩がこり目が疲れる。

外の仕事なので冬が辛い。

力の要る仕事なので年をとつたらできない。単純作業なのでつらい。

建設業

身体をはつて働く仕事だから大変疲労する。

雨降りには仕事ができず、収入が減るので困る。

工事が終りに近づく度に次の就職が心配である。

金融業及び保険業

保険の新規募集に責任額が決められているので神経を使う。

外交なので雨風のときはつらい。

保険規定等の解釈がむつかしく、度々変更するのでとしよりにはなかなか憶えられない。

保険の募集事務は外交技術を要する上に、経済状況の変化が影響してむつかしい。

店とお客の間にはさまれて気苦労が多い。

集金係なので月末、月初がとくに忙しく疲れる。

集金のとき同じ家を何回訪問しても不在だつたり、お金の都合が悪かつたりする場合は困る。

金銭を扱っているので、計算の合わないときが一番困る。

連帯の仕事なので過労になりやすい。

運輸通信及びその他の公益事業

重量物を取扱うのでとしよりにはつらい。

今まで男のしていた仕事(雑役)をすることになり、冬の石炭運びなどは相当つらい。

寮 母

時間に拘束されて外出もできない。

宿直があるので子供の面倒をみることができない。

寮生の帰りがばらばらで世話するのに困る。

看護婦

常に健康に危険を感じている。

立仕事なので疲れが激しい。

夏季は伝染病が増加して過労になる。

雨天の場合の食事運搬が大変である。

掃除婦

立仕事なので疲れが激しい。

伝染病患者の便所などは汚物が多く、仕事が大変つらい。

その日の仕事は明日に持ち越すことができず、他人が休むとその分だけよけい負担がかかってくる。

夏は戸外の掃除(除草)が忙しい。

(2) 労働条件、職場施設

イ、賃 金

調査結果によると非製造業に働く未亡人等は製造業の場合より平均月収額は高かつたが、仕事の性質上収入が事業や個人の成績によつて月々変動すること、時間外の仕事や特異な仕事に伴う手当の問題等が多く、その不安を訴えて固定給を希望する声と諸種の手当に対する要求が目立つて多い。次にその主なものをかかげる。

日給月給で、祭日、休日があると収入が少くなるので月給制にしてほしい。(全産業)

あぶれると給料がないから、その翌月は満腹に食べられない。(建設業)

給料が月々の売上げによつて異なるので、固定給がほしい。(卸売及び小売業)

成績が常に収入に関係するので気が安まらない。(金融業及び保険業)

残業で働いた分だけ賃金がほしい。法に定めた時間分しか支払われない。(鉱業)

残業しても実収入の多い方がよいのだが、なかなかさせてくれない。(同上)

超過勤務に対する賃金が支払われない。(サービス業)

正月初山祭等には男と同じように手当をもらいたい。(鉱業)

結核患者を看護しても危険手当がつかない。(サービス業)

技能手当を出してほしい。(タイピスト)

ボーナス、賞与の男女差が大きい。実力に応じてほしい。(全産業)

昇給率が非常に低い。(運輸通信及びその他の公益事業)

ロ、労働時間、休けい時間、休日

ここでも仕事の特性からくる勤務時間の不規則、それに原因する休けい時間、休日等の問題に対する改善要望の声が多くきかれる。例をひろうと。

勤務時間がはつきりせず、拘束時間が長すぎる。(鉱業、サービス業、その他)

勤務時間が厳守されるとよい。(卸売及び小売業)

出勤時間が早く、帰りもおそくなりがちである。(鉱業、卸売及び小売業、その他)

忙しすぎて定まった休けいがとれない。(同上)

休けい時間が短かすぎる。(金融業及び保険業)

仕事の関係で食事時間がいつも遅れ、休けい時間が不足する。(サービス業)

毎週の休日が得られないので、家庭の仕事に困る。(同上)

手当は出るが、月に一回休日出勤があるので困る。(卸売及び小売業)

休みの日でも客がくるので安心して休めない。(同上)

一斉休日でないので不便ことが多い。(運輸通信及びその他の公益事業)

●人手不足で年次休暇がとり難い。(卸売及び小売業)

日曜祭日がないので、子供と一緒に遊んでやれず、淋しい思いをさせている。(鉱業)

ハ、その他労働条件に関すること

年齢層が高く、一家を背負っている未亡人等は、職場における地位の確保を切望し、かつ失職を恐

れる気持ちが非常に強い。以下その声をひろう。

25年以上勤務しているが、男子のように身分制の裏付がない。(金融業及び保険業)

女子は長年勤続しても昇格の道が開けず、いつまで経っても男の人の補助的仕事に終っている。

(同上)

臨時職員で職場の地位が不安定なので心配だ。(サービス業)

常用にしてほしい。(建設業、鉱業、金融業及び保険業、その他)

停年を50歳位まで延ばしてほしい。(鉱業、その他)

ニ、職場施設、制度

とくに未亡人等なるが故の要望事項はみられず、一般女子の場合と変りはない。つぎに要望する声が大きと思われる例をかかげる。

託児所を設けてほしい。(全産業)

休けい室を設けてほしい。(同上)

更衣室を設けてほしい。(同上)

婦人専用の洗面所(便所・化粧室)がほしい。(運輸通信及びその他の公益事業)

社宅を与えてほしい。(鉱業)

冬は暖房施設がほしい。(サービス業、鉱業、その他)

集金その他仕事用に自由に使える自転車が与えられるとよい。(運輸通信及びその他の公益事業)

よこれ仕事をするので毎日帰宅前に入浴できるようにしてほしい。(サービス業)

洗濯と掃除の仕事を受持つているので洗濯機を備付けてほしい。(同上)

作業服を支給してもらえたら助かる。(全産業)

事業場に失業保険にはいつてほしい。(同上)

(3) そ の 他

夫がいない、年齢が高い、子供がいる、ということにひけ目を覚えて、自ら孤立してゆく不安を感じる、子供を不憫に思う声が多い。

周囲の人が皆若いので子持ちであることに引け目を感じる。(鉱業)

他の同僚と年齢の差があるので、考えも異り、生活し難い。(同上)

長期工事の場合は子供も安心して通学できるが、短期間の場合は転々と転校しなくてはならないので可哀そう。(建設業)

寄宿舎生活をしているので子供と一緒に暮せない。(サービス業)

—非製造業の部—

付表1 産業別未亡人等の職種分布表

付表2 産業別未亡人等の職種名索引

付 表 (1)

産 業 別 未 亡 人 等 の 職 種 分

職業大分類 産業大分類	農業者、林業者 及び類似従事者	採鉱、採石従事者 及び類似従事者	運輸機関 運転従事者	製 造 修 理 従 事 者		
鉱 業		10 12, 13, 14		20, 21 32	25, 26 35	29
建 設 業		10	17	20	26 38	
卸売及び小売業				33	25, 26 38	
金 融 業 及 び 保 険 業			16	33	25 38	28 38
運輸通信及びそ の他の公益事業			16, 17 19	20, 21, 22, 23	25, 26 38	28, 29 38
サ ー ビ ス 業	00 農耕者		16	21, 22 30 32	25, 26	

(注)

採鉱、採石従事者 及び類似従事者	10	採掘従事者
	12	坑内運搬従事者
	13	選別破碎従事者
	14	その他の採鉱採石従事者
運 輸 機 関 運 転 従 事 者	16	道路車輛運転従事者
	17	船舶運転従事者及び関連従事者
	19	その他の運輸機関従事者
製 造 修 理 従 事 者	20	金属加工従事者
	21	電気技工、電気機械器具製造従事者
	22	運輸装置製造従事者
	23	その他の金属製品製造従事者
	25	織物製品製造従事者
	26	木材及び木製品製造従事者
	28	印刷製本従事者
	29	石油及び石炭製品製造従事者
	30	ゴム製品製造従事者
	32	土石、陶磁器、セメント及びガラス製品製造従事者
	33	飲食品加工従事者
そ の 他 の 製 造 修 理 従 事 者	35	化学薬品製造及び関連作業従事者
	38	その他の製造修理従事者
	40	建設従事者
	41	掘付機関運転従事者
	43	その他の生産従事者
	44	単純労働者

布 表 (数字は 職 業 中 分 類)

その他の製造 修理従事者	専門的、技術的 職業従事者	管 理 的 職 業 者 従 事 者	事 務 従 事 者	売 買 及 び 類 似 従 事 者	サ ー ビ ス 職 業 従 事 者
40, 41 43, 44	51, 52 54		70, 71, 72, 73, 74	80	91, 92, 93
40 43, 44	52		70, 71, 72, 73, 74	80	90, 91, 92, 93
43, 44	52, 53, 54	61, 62	70, 71, 72, 73, 74	80 82	90, 91, 92, 93
44	52		70, 71, 72, 73, 74	80, 81, 82	91, 92, 93
40 43, 44	50 52, 53, 54	62	70, 71, 72, 73, 74	80, 81, 82	90 92, 93
43, 44	51, 52 54	62	70, 71, 72, 73, 74	80	91, 92, 93

専 門 的、技 術 的 職 業 従 事 者	50	技術者
	51	教 員
	52	医療保健技術者
	53	芸術家
管 理 的 職 業 従 事 者	54	その他の専門的職業従事者
	61	会社、団体の役員
	62	その他の管理的職業従事者
事 務 従 事 者	70	文書、人事関係事務員
	71	会計、物品関係事務員
	72	交通、通信関係事務員
	73	応接関係事務員
売 買 及 び 類 似 従 事 者	74	その他の事務員
	80	商品販売仕入従事者
	81	仲立売買従事者
	82	その他の売買類似従事者
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	90	保安職業従事者
	91	家事サービス従事者
	92	対個人サービス従事者
	93	その他のサービス職業従事者

付 表 (Ⅱ)

非製造業における未亡人等の職種名索引

D 鉱 業

職業大分類	職業中分類	職 種 名
採鉱、採石従事者及び類似従事者	10 採掘従事者	吸油者、(穿孔夫)
	12 坑内運搬従事者	運鉱夫、坑内運搬夫
	13 選別破砕従事者	選鉱夫、手選鉱夫、選炭夫、手選炭婦、小割鉱夫、破砕夫、洗炭夫、(沈澱銅採集婦、粘土選別婦、土きり)
	14 その他の採鉱、採石従事者	保安工手、安全灯係、検炭夫、坑外雑役夫、ぼた捨て人夫、(鉱石分析婦〈助手も含む〉、石綿試験工、坑木運搬婦、拾炭婦、乾鉱婦、クレー乾燥婦、鉱水婦、救命器整備係)
製造修理従事者	20 金属加工従事者	ピット〈錐〉修理工、銅製鋳員、製品分析工助手、製鍊婦)
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	コイル捲工
	25 織物製品製造従事者	(蒲団縫製工)
	26 木材及び木製品製造従事者	(大工夫)
	29 石油及び石炭製品製造従事者	豆炭工
その他の生産従事者	32 土石、陶磁器、セメント及びガラス製品製造従事者	歯科技工士、石灰焼成工
	35 化学薬品製造及び関連作業従事者	(石綿煙筒製造工助手、火薬加工工、アソコ婦〈発破に使用するアソコを製作、乾燃させ、払出しを行う〉、土栓夫〈ダイナマイトの栓作り〉)
	40 建設従事者	(左官助手、左官小取、土建小取)
	41 据付機関運転従事者	(索道夫、機械夫)
	43 その他の生産従事者	倉庫夫、包装工、荷造工
専門的、技術的職業従事者	44 単純労働者	土工、保線工手、沖仲仕、駅仲仕、坑外運搬夫、新聞配達人、駅手、人夫、小使、臨時人夫、雑役、(坑木運搬夫、炭車掃除婦、油差し、補給夫、水汲婦、給炭婦〈家庭用燃料炭の配給〉、家庭用飲料水の配給係、積込婦、管轄雑婦、ウインチ巻工、連絡員)
	51 教 員	小学校教諭、中学校教諭
	52 医療保健技術者	眼科医、薬剤師〈助手も含む〉、保健婦、助産婦、看護婦〈助手も含む〉
	70 文書、人事関係事務員	文書整理員、庶務事務員、和文タイピスト、庶務配給係、筆工、せん孔機操作者、人事係、給与係、労務係
事務従事者	71 会計、物品関係事務員	現金出納事務員、計量員、帳簿係、会計係、計理事務員、(秤量員)
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手、郵便配達員〈社宅内〉
	73 応接関係事務員	応待係、給仕
	74 その他の事務員	厚生事務員、事務員、倉庫事務員、倉庫係、記録工、(管理事務員、現場事務員、教務員)
売買及び類似従事者サービス職業従事者	80 商品販売仕入従事者	店員、(売店売り)
	91 家事サービス従事者	女中〈個人の家庭の〉、付添婦
	92 対個人サービス従事者	洗濯婦、浴場従事者〈風呂たき、浴場更衣番、風呂番〉、下足番、女中〈家庭を除く〉、劇場出札係兼モギリ、寄宿舍寮母、幼稚園保母、(寮管理人、クラブ管理人、クラブ賭婦、クラブ接待婦、炊事婦、賭婦、被服修理工、湯沸し婦、使い走り)
	93 その他のサービス職業従事者	掃除夫、衛生夫〈塵埃処理、下水消毒などをする〉

E 建 設 業

職業大分類	職業中分類	職 種 名
採鉱採石従事者及び類似従事者	10 採掘従事者	採石夫、砂利採取人
運輸機関運転従事者	17 船舶運転従事者及び関連従事者	船 員
製造修理従事者	20 金属加工従事者	(穿孔夫)
	26 木材及び木製品製造従事者	製材工、荷造木箱製造工、大工助手
	38 その他の製造修理従事者	塗装工
	40 建設従事者	保温工、コンクリート練工、(左官助手、煉瓦手許工)
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫夫
	44 単純労働者	土工、よいとまけ、土運び、仲仕、木材運搬夫、人夫、日傭労働者、潜水ポンプ係、小使、雑役、(材料運搬夫、雑工、油差し、苗圃夫)
	52 医療保健技術者	看護婦
	70 文書、人事関係事務員	文書受付事務員、証書類捺印係、庶務事務員、和文タイピスト、欧文タイピスト、筆工、給与係、労務係
専門的、技術的職業従事者	71 会計、物品関係事務員	現金出納事務員、簿記係、会計事務員、計理事務員
	72 交通、通信関係事務員	(電話交換手、電話係、(事務連絡員))
	73 応接関係事務員	受付事務員、接待係、給仕、秘書
	74 その他の事務員	書記、主事補、厚生事務員、事務員、事務官、倉庫係、(管理事務員、現場事務員、営業事務員、設計事務員、工務係事務員)
売買及び類似従事者サービス職業従事者	80 商品販売仕入従事者	販売員
	90 保安職業従事者	踏切番、(小屋番)
	91 家事サービス従事者	留守番
	92 対個人サービス従事者	浴場従事者、寄宿舎寮母、(炊事婦、賭婦、湯沸し婦、使い走り)
	93 その他のサービス職業従事者	掃除夫、エレベーター係

G 卸 売 及 び 小 売 業

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	25 織物製品製造従事者	婦人服裁縫師、和服仕立職、(蒲団側縫工、枕カバー縫製工、カーテン縫製工、バスシート縫製工)
	26 木材及び木製品製造従事者	自動車内張工、(製折工〈経木折箱を作る〉)
	33 飲食品加工従事者	生菓子製造工、精麦工、麺類製造工〈しゅうまい握り〉、(駅弁折詰工)
	38 その他の製造修理従事者	自動車塗装工助手
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	包装工、荷造工、工具保管工、(ドラム罐封印工)
	44 単純労働者	新聞配達人、人夫、小使、雑役、(再生用材料選別工)
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	医師、薬剤師、栄養士、保健婦、看護婦、衛生管理者
	53 芸術家	デザイナー
管理的職業従事者	61 会社、団体の役員	会社監査役

職業大分類	職業中分類	職 種 名
事務従事者	62 その他の管理的職業従事者	小売店店主〈新聞販売所〉
	70 文書、人事関係事務員	文書係事務員、庶務事務員、和文タイピスト、欧文タイピスト、せん孔機操作者、調査事務員、統計係、人事事務員、給与係、労務係、(テレ・タイピスト)
	71 会計、物品関係事務員	現金出納事務員、レジスター、物品検査事務員、物品管理員、用度員、販売店集金人、会計事務員、計理事務員、簿記係、記帳員、元帳係、(互助会預金受払事務員、検品係、家庭用品の配給係)
	72 交通、通信関係事務員	出札係、有線通信士、電話交換手、電話係
	73 応接関係事務員	受付事務員、来客案内係、接待係、給仕、雑務給仕、秘書、(重役付)
売買及び類似従事者	74 その他の事務員	書記、厚生事務員、会社アナウンス係、渉外事務員、倉庫係、(現場事務員、営業事務員、業務課員、宣伝企画係、事務員監督、農産物検査補助員)
	80 商品販売仕入従事者	販売店員、給油所販売員、街頭販売員、販売外交員、商品仕入員、(仕入品検査員、値札作成係、値札貼付係、値札照合係〈チェッカーとも云う〉)
	82 その他の売買類似従事者	街頭宣伝アナウンサー
サービス職業従事者	90 保安職業従事者	(事務所管理人、保安係員、番人)
	91 家事サービス従事者	女中〈個人の家庭の〉、家政婦、留守番
	92 対個人サービス従事者	理髪師助手、洗濯婦、下足番、洗い方、ウェイトレス、女中頭〈宿泊所における〉、食堂給仕、寮母、(炊事婦、賄婦、調理員、ロビー係、湯沸し婦、使い走り)
	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、エレベーター係、自動車洗い人夫、(エスカレーター係)

H 金融業及び保険業

職業大分類	職業中分類	職 種 名
運輸機関運転従事者 製造修理従事者	16 道路車輛運転従事者	自動車運転手
	25 織物製品製造従事者	婦人服裁縫師、洋服裁縫師、(裁縫工)
	28 印刷製本従事者	石版製版工、(印刷工〈証書、通牒の印刷をする〉、印刷技工)
	33 飲食品加工従事者	製粉工、澱粉工
その他の生産従事者	38 その他の製造修理従事者	ゴム印彫刻工
	44 単純労働者	小使、雑役
	52 医療保健技術者	医師、薬剤師、栄養士、保健婦、看護婦、衛生管理者、(病理細菌技術員助手)
専門的、技術的職業従事者 事務従事者	70 文書、人事関係事務員	文書整理員、文書受付事務員、証書類捺印係、庶務事務員、和文タイピスト、欧文タイピスト、せん孔機操作者、調査事務員、労務係、人事係、(テレ・タイピスト、社会保険明細書審査事務員、銀行券監査事務員、印刷物検査員)
	71 会計、物品関係事務員	為替貯金事務員、支払係事務員、小切手係、現金出納事務員、簿記係、記帳係、元帳係、貯金集金人、保険金集金人、会計係、計理事務員、(伝票整理係、貸付係、市場係、不動産係、信託係、証券係、代理店係、受渡係、清算係)
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手、電話係
	73 応接関係事務員	受付事務員、来客案内係、給仕、秘書
	74 その他の事務員	書記、厚生事務員、会社アナウンス係〈市況放送をする〉、総務事務員、主査、記録員、(営業課員、業務係、企画係、審査課事務員)

職業大分類	職業中分類	職 種 名
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	販売店員、販売員、得意廻り、貯金募集人、(契約係)
	81 仲立売買従事者	保険外交員
	82 その他の売買類似従事者	街頭宣伝アナウンサー
サービス職業従事者	91 家事サービス従事者	留守番
	92 対個人サービス従事者	理髪師、美容師、自転車預り人、食堂給仕、寮母、(被服修理工、炊事婦〈補助者も含む〉、賄婦)
	93 その他のサービス職業従事者	掃除夫

J 運輸通信及びその他の公益事業

職業大分類	職業中分類	職 種 名
運輸機関運転従事者	16 道路車輛運転従事者	乗用自動車運転手、バス運転手
	17 船舶運転従事者及び関連従事者	船員、(はしけ船補助船夫)
	19 その他の運輸機関運転従事者	空中ケーブル乗務員
製造修理従事者	20 金属加工従事者	機械修理工、鋳物砂型工、鋳物中子工、鍛冶工、(メタル工)
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	コイル捲工〈電気通信機部分品〉
	22 運輸装置製造従事者	(車内修理工、バット製造工〈車軸に給油する糸巻〉、プレス工助手、モーター捲線係)
	23 その他の金属製品製造従事者	(ガスメートル修理工、水量メートル修理工)
	25 織物製品製造従事者	ミシン縫製工
	26 木材及び木製品製造従事者	クッション工、(原木皮剥工、もっこ修理工)
	28 印刷製本従事者	(青写真焼付工、すり込仕上工、宛名印刷員)
	29 石油及び石炭製品製造従事者	ガス発生工
	38 その他の製造修理従事者	塗装工
	40 建設従事者	(煉瓦手許工)
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫夫、化学肥料包装工、レタール貼り、機械掃除人、(マーク刷り込工、ドラム罐封印工、屑糸再生工)
	44 単純労働者	線路保安員、仲仕、沿岸荷役、駅手、炭水手、整備掛、運搬夫、木材運搬夫、道路清掃人、小使、雑役、臨時人夫、(列車掃除夫、水量メートル洗滌婦、鉄屑選別婦、コークス選別婦)
	50 技術者	(水質試験官)
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	医師、薬剤師、栄養士、保健婦、看護婦、衛生管理者
	53 芸術家	声優、演出家
	54 その他の専門的職業従事者	ラジオアナウンサー
管理的職業従事者	62 その他の管理的職業従事者	助役、(技術班長、バス車掌監督)
	70 文書、人事関係事務員	文書係事務員、文書受付事務員、庶務事務員、和文タイピスト、欧文タイピスト、速記者、写字生、印刷事務員、統計係、人事係、給与係、労務係、(テレ・タイピスト)
	71 会計、物品関係事務員	為替貯金事務員、現金出納事務員、物品出納事務員、帳簿係、記帳員、元帳係、集金人、会計事務員、会計係、計理事務員、(資料係、電気料金測定員、検針人、検数人、委託乗車券集金人)

職業大分類	職業中分類	職 種 名
売買及び類似従事者	72 交通、通信関係事務員	窓口係、差立区分係、案内掛〈運輸機関における〉、駅務係、出札係、有線通信士、電報送受信員、電話通信係、交換手監督、電話交換手、電話係、郵便配達員、乗合自動車車掌、遊覧バス車掌、(電報受付係)
	73 応接関係事務員	受付事務員、給仕、秘書
	74 その他の事務員	書記、主事、厚生事務員、総務事務員、倉庫係、(現場事務員、営業課員、薬局事務員、連絡事務員)
	80 商品販売仕入従事者	販売店員
	81 仲立売買従事者	保険外交員、簡易保険勧誘員
サービス職業従事者	82 その他の売買類似従事者	乗車券売り
	90 保安職業従事者	踏切警手、踏切番、(機械保管番人)
	92 対個人サービス従事者	理髪師、洗濯婦〈アイロンかけも含む〉、風呂番、ポーター、列車給仕、案内ガール、舎監助手、寮母、児童遊技人〈遊園地における〉、(炊事婦、賄婦、被服修理工、湯沸し婦、使い走り)
	93 その他のサービス職業従事者	掃除夫、エレベーター係、自動車洗い人夫

K サービス業

職業大分類	職業中分類	職 種 名
農業者、林業者及び類似従事者	00 農耕者	(畑を耕作し、家畜も飼育する)
運輸機関運転従事者	16 道路車輛運転従事者	乗用自動車運転手
製造修理従事者	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	電気技工、コイル捲工、(結線工、巻線工)
	22 運輸装置製造従事者	自動車修理工
	25 織物製品製造従事者	(裁縫婦、蒲団作り)
	26 木材及び木製品製造従事者	内張修理工
	30 ゴム製品製造従事者	タイヤ修理工
	32 土石、陶磁器、セメント及びガラス製品製造従事者	歯科技工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫夫、機械掃除人
	44 単純労働者	小使、雑役、(試験器具洗い、捕獲野犬の給餌及び犬舎掃除係)
専門的、技術的職業従事者	51 教 員	(看護学校講師、看護婦養成所教員)
	52 医療保健技術者	医師、療養所長、薬剤師〈助手も含む〉、栄養士、保健婦、保健婦長、助産婦、看護婦〈見習も含む〉、看護婦長、歯科衛生士、医療技術員、診療エックス線技師、衛生管理者、病理技術者助手、マッサージ師、(給婦長、病理細菌技術員、〈助手も含む〉、細菌検査員)
	54 その他の専門的職業従事者	医学研究員助手、(医療社会事業員、医療ケース・ワーカー)
管理的職業従事者	62 その他の管理的職業従事者	(庶務課長、医務課長)
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	庶務書記、文書整理員、庶務事務員、和文タイピスト、人事係、給与係、労務係
	71 会計、物品関係事務員	現金出納事務員、会計係、計理事務員、(消耗品受払係、食品購入係、衛生材料保管係、診療費徴収係)

職業大分類	職業中分類	職 種 名
売買及び類似従事者 サービス職業従事者	72 交通、通信関係事務員	電話交換手、電話係、乗合自動車車掌、(バス車掌指導員、切符販売掛)
	73 応接関係事務員	受付事務員、来客案内係、給仕
	74 その他の事務員	生産管理事務員、記録工、書記、主事、主事補、厚生事務員、嘱託、事務員、(営業課員、保険係主任、社会事業係、大学病院の事務員、一般事務補助員)
	80 商品販売仕入従事者	販売店員、販売員
	91 家事サービス従事者	メイド、ハウスキーパー、家政婦、付添婦、留守番
	92 対個人サービス従事者	理髪師、洗濯婦〈アイロンかけも含む〉、下足番、料理人、コック、ウェイトレス、寄宿舍世話係、寮母、寄宿舍寮母、保母、(炊事婦、賄婦、調理士、給食婦、配膳婦、舎監、宿舍管理員、被服修理工)
	93 その他のサービス職業従事者	掃除夫、エレベーター係、自動車洗い人夫

附 録

未亡人等の雇用に関する調査票

(第一次、第二次、第三次、第五次)

行政管理庁承認 No. 459
承認期限 昭和29年8月15日

規模※	産業分類※	府県※	※
-----	-------	-----	---

未亡人等の雇用に関する調査 労働省婦人少年局

第一次調査票 様式 A

記入上の注意

1. 未亡人の使用の有無にかかわらず記入のこと。
2. 未亡人等を使用している事業場は様式AとBに記入のこと。
3. 未亡人等を使用していない事業場は様式AとCに記入のこと。
4. ※印欄は記入せぬこと
5. ○印の並んでいる項目は該当の項の前の○をの様にぬること。

1. 調査期日 昭和29年 月 日現在
2. 調査記入責任者氏名及び役職名印
3. 事業場名 () 所在地 () 電話 ()
4. 主たる生産品の名称 ()
5. 企業形態 ○株式、○合資、○合名、○個人、○その他 ()
6. 常用臨時別女子労働者数(昭和29年5月末日現在)

	男女計	男	女
イ 総 数			
ロ 常 用			
ハ 臨 時 及び日雇			

7. 通勤寄宿別労働者数(昭和29年5月末日現在)
女子労働者総数 () 中 通勤 () 寄宿 ()
8. きまつて支給する現金給与総額
男 () 千円 女 () 千円 合 計 () 千円
9. 初任給を決定する条件
○年齢、○学歴、○経験、○出来高、○職種、○男女、○職員工員 ○その他
○別にはつきりきめていない
10. 女子一般生産労働者の給与の支払制度 ○出来高払、○時間給、○日給、○月給、○その他
11. 扶養家族手当 ○なし、○あり、
12. 交替制 ○なし、○二交替、○三交替、○その他
13. 所定の労働時間(一般生産労働者で交替制のないものについて)
午前 () 時 () 分から
午後 () 時 () 分まで
14. 所定の休憩時間(13. に記入したものについて)
(1) () 時 () 分から () 分間
(2) () 時 () 分から () 分間
(3) () 時 () 分から () 分間

規模※	産分業類※	府県※	※
-----	-------	-----	---

様式 A

15. 一般女子の雇入れの条件
○年齢について条件あり () 歳から () 歳位まで
○学歴について条件あり(学歴)
○経験について条件あり(○経験ないもの ○経験 年以上)
○その他の条件 ()
○別に条件はない
16. 一般女子採用の時期 ○学卒期、○随時、○その他一定の時期 ()
17. 一般女子の募集の方法 ○学校、○公共職業安定所、○門前広告、○新聞広告、
○当工場労働者の紹介、○その他の縁故紹介、○その他
18. 停 年 ○あり(男 歳 女 歳) ○なし
19. 女子のための職場施設
(1) 託児施設 ○あり ○なし
(2) 授乳施設 ○あり ○なし
(3) 休憩施設 ○あり ○なし
(4) 更衣施設 ○あり ○なし
(5) そ の 他 ()
20. 女子が従事している主な職種名
(1) (2) (3)
(4) (5) (6)
(7) (8) (9)
(10) (11) (12)
(13) (14) (15)
() () ()
21. 未亡人等の使用の有無と人員
○なし ○あり () 人
22. 労働組合の有無 ○なし ○あり
備 考

規	※	産分	※	都府	※	※
模		業類		県		
事業場名						

行政管理庁承認 No. 462
承認期限 昭和 29 年 8 月 15 日

未亡人の雇用に関する調査（第一次）
様式C（未亡人等を使用していない事業場に限り記入のこと）
①該当の項目の○印を●とし、（ ）内に適当に記入のこと
（注）②※印には何も記入しないこと

I 現在、未亡人等を使用していない理由は何ですか。
できるだけ詳しく書いて下さい。

II 現在、未亡人等は使っていないけれども、貴事業場で未亡人等を使用しうる可能性はありませんか。
○イ、全く不可能である（理由）
○ロ、条件により可能である（その条件）
○ハ、可能である（その職種は）

III その他未亡人等の雇用について何でも御意見を記入して下さい。

行政管理庁承認 No. 460
承認期限 昭和 29 年 8 月 15 日

未亡人等の雇用に関する調査票（第一次）
様式B（未亡人等を使用している事業場に限り記入のこと）

現	※	産分	※	都府	※	※
模		業類		県		
事業所名						

1. 労働者たる未亡人等各人に関する事項

1. 番号	2. 常時雇用	3. 職種	4. 職場の地位	5. 現金給与総額（5月分）	6. 実働時間（5月分）	7. 実働日数（5月分）	8. 年齢	9. 入社年	10. 学歴	11. 雇入直前特別の職業の有無	12. 未亡人等扶養家族数	13. 養育者家族紹介者
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

※印は何も記入しないこと
108

行政管理局承認 No.491
承認期限昭和29年9月30日

未亡人等の雇用に関する第二次調査
様式 A 事業所票

企業規模	(1) 1,000人以上
	(2) 500人～999人
	(3) 200人～499人
	(4) 100人～199人
	(5) 50人～99人
	(6) 30人～49人

1 事業所番号				2 規模番号		3 産業分類番号				4 主要生産品の名称			
府県番号	一連番号	民官公		※		大	中	小	細				
						F							
5 事業所名						6 事業所所在地							
7 調査年月日	昭和29年	月	日	8 調査者氏名印				9 面接者職氏名				10 電話	

事業所の概況

- 分課組織図（別紙添付）
- 職階図（別紙添付）
- 生産工程及び労働者配置図（作業系統及び男女別労働者の配置）（別紙添付）
- 労働者数

	イ	常	用	臨	時	計
男	ロ					
女	ハ					
計	ニ					

- 使用している未亡人等の人数（ ）人
- その他未亡人等の雇用に関連して特記すべきこと

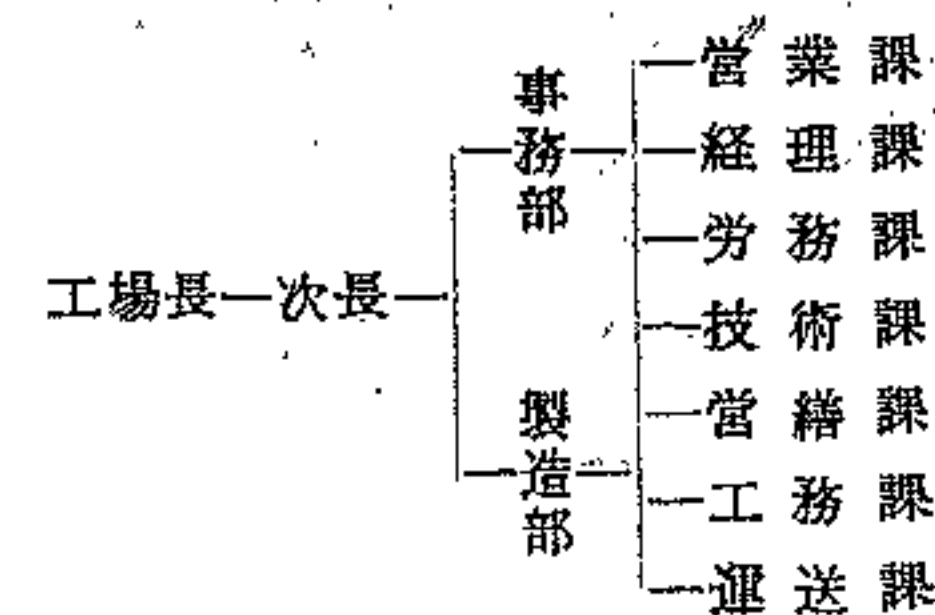
※印には記入せぬこと

未亡人等の雇用に関する調査 様式 A

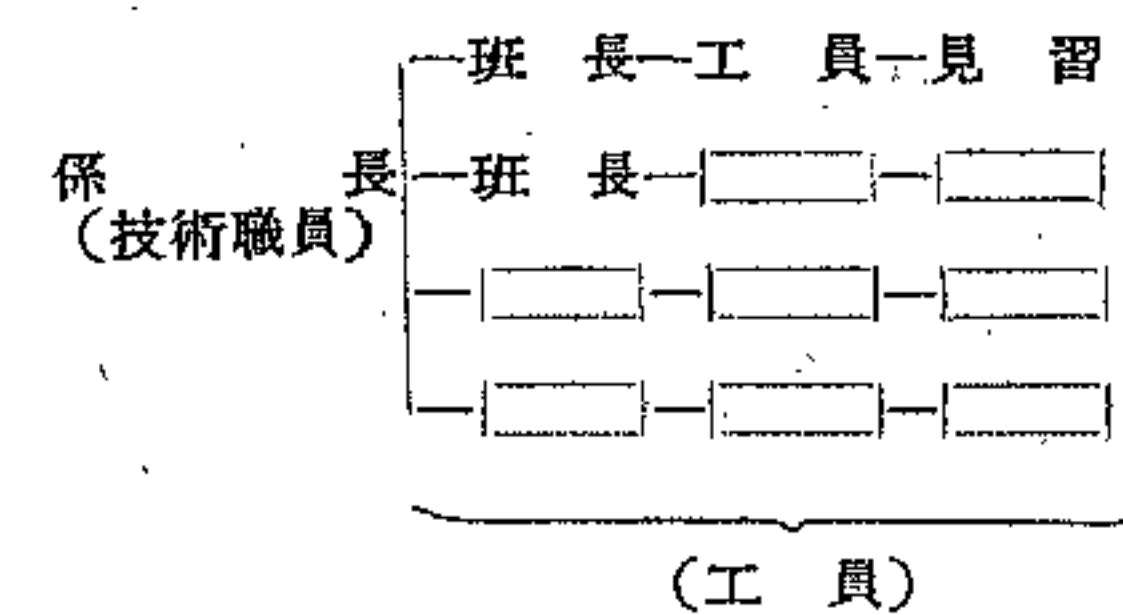
記入手引 A-1

- 事業所番号 府県番号、一連番号、及び民官公は事業所名簿に指定された通りの番号を記入のこと。この票及び様式 B C の各票にも調査実施前に前以て記入しておく。
- 産業分類番号 別に指定された通りの番号を記入。事業所名簿参照。
- 主要生産品名 上記3の産業分類に誤りがないかどうか確認するためにきく。調査前月（昭和29年7月）間中に製造加工その他の方法で生産した主な生産品名。主な生産品名が数種ある場合には、その中総収入の最も多いもの、総収入が同じ場合、また総収入によつて決定することが明らかに不適当な場合は、従事する労働者数の最も多いものを記入する。
- 事業所名
- 事業所所在地 それぞれ正式のものを記入する。
- 調査年月日 この調査票はすべて、調査した当日現在とするがその日付を記入する。
- 面接者職氏名 調査に当り面接した事業所の職員の職氏名。
- 電話 上記9の職員に連絡するための電話番号。
- 12 分課組織図及び職階図 ここで知りたいことは、事業所全体の組織の中で未亡人等（の定義参照）はどの部分で働いているかを確かめることであり、様式に記入された職種や地位を理解するために必要なことである。
- 及び12ともにこの事業所であつての制度を図化することによつて、職階的な指揮監督の系統を図表を以て示す。その例を示すと、

11 分課組織図例

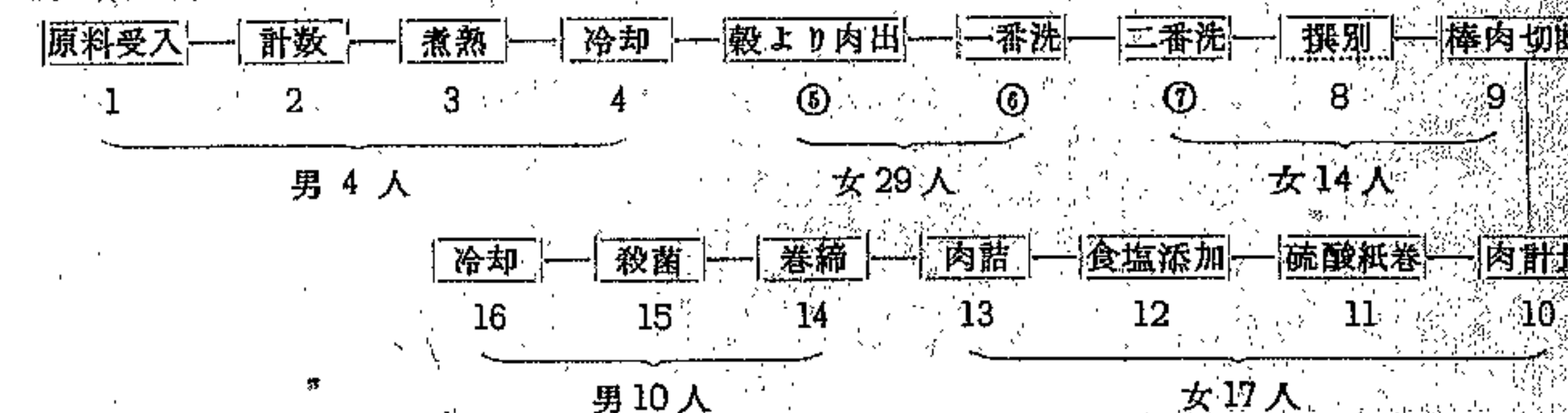


12 職階図例



- 生産工程及び労働者配置図 作業系統を図で示し、工程順に番号を付し、未亡人等の働いている部門にはその番号を○でかこむ。各番号毎に配置人員を記入し、男女の割合を大体の％で示す。又は、男女別人数を記入する。

例 罐詰製造



- 男女労働者数 規模、男女労働者の割合、臨時労働者の多少など、事業所の概況を知るために調査する。臨時とは、その事業所において日々雇入れるもの、短期間の雇用契約をしているものなど名称の如何にかかわらず常用労働者と異つた就業規則の下にあるものを指す。即ち、その事業所の取扱いで臨時、嘱託などとなつてゐるものであり、事業所によつてその取扱は様々であつて差支ない。
- 使用している未亡人等 未亡人等とは夫と死別したもの、事実上夫と離別したもの、夫が未帰還のもの又は病気などで労働不能のものなど、未亡人又は未亡人に準ずるものをさし、調査当日、未亡人等を何人使用しているかを記入する。
- その他、未亡人等の雇用に関連して特記すべきこと 上記の確認事項以外に未亡人等の雇用について調査者の気付いたこと。意見などを記入する。

1. 2. 3. 4. はB-1と同じ。
25. 本人の勤先の手取賃金 昭和29年7月分として支払われた手取給与、百円単位までのところまでよい。
26. 本人のその他の勤労収入 26. 以外の本人の勤労による収入、例えば内職、副業、手伝など。
27. 本人以外の家族の勤労収入 本人が主たる家計支持者の場合 だけ記入する。但し、本人の家計に繰入れる金額のみ、その家族の賃金がたとえば7,000円でも家に3,000円しか入れていなければ3,000円と記入。
28. 生活保護による収入 生活保護法により、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、生業扶助等、現金による扶助。
29. その他公的扶助生活保護法以外の 公的扶助、たとえば 留守家族手当、戦傷病者戦ぼつ者遺族扶助、厚生年金遺族扶助、寡婦年金、遺児年金、恩給、国家公務員の共済組合費等による遺族給付等を指す。
30. 親せき知人の個人的援助 贈与された現金。
31. 総収入 本人が家計を主として支持しているものに限って記入する。100円未満の細かい点は不要である。全く不明の場合は不明と記入。
32. 総支出 31. と同様、本人が家計を主として支持しているものに限って記入する。100円未満の細かい点は不要である。全く不明の場合は不明と記入する。
33. 食料費 主食、副食、間食、調味料などを含む。
34. 家賃 借家、借間、アパートなどの費用。ない場合は0と記入。
35. 通勤費 本人の通勤のために要する交通費。ない場合は0と記入。
36. 教育費 学齢以上の子供の教育に要する費用で家計の中から支出する分。給食費、旅行積立金、月謝、本代、学童、学生の小遣なども含む。ない場合は0とする。
37. 託児費 個人又は施設に子供をあづけるために要する費用。その中に含まれる間食代もいれる。ない場合は0とする。
38. 家事処理費 家事処理のために他人を雇い、又は洗濯に出すなどに要する費用。食事などの現物給与はふくまない。ない場合は0とする。
41. 今の仕事や職場についてどう思っているか。 41. 何か困ることや要望することの有無及び 42. よいと思っていることの有無とその内容を記入。
43. 今の仕事をいつまで続けたいか。 イ、他の仕事に代りたいものは()内に理由を記入。
44. 社会保障や社会施設についての要望 国や地方自治体等に対する要望。
46. 調査者の所感 当該労働者の外見、印象、その他調査者の所感。

昭和 29 年 8 月

労働省婦人少年局

未亡人等の雇用に関する第二次調査

様式 C 未亡人等の職種票

様式 C

1 事業所番号					2 規模 番号 ※	3 産業分類番号			
府県番号		一連番号		民官公		大	中	小	細
						F			

I 確認事項

4 職 種 名	5 職 種 の 別 名	6 所 属 部 課 名	7 事 業 所 名	8 調 査 対 象 職 種 番 号
9 事 業 所 所 在 地	10 面 接 者 職 種 名	11 電 話 番 号	12 調 査 者 氏 名	

II 調査事項

(1) 作業内容 (何のために 何をするのか そのやり方はどうするのか)

1 作業の概要

2 作業の手順

記入手引 C-1

- 記入方法
- 1 記入手引により必要な部分に記入し、
 - 2 ○の並んでいるものは該当事項の前の○を●にする
 - 3 不明の場合は不明と記入する。
 - 4 調査員必携の記入例参照。

I 確認事項

- 1, 2, 3, あらかじめ指定された番号を記入する。事業所名簿による。但し 8・調査対象番号は事業所内の職種別に 1, 2, 如くつける。

II 調査事項

- 1 作業内容 何のために 何をするのかを主として記述しそのやり方は簡単にすること。使用する資材、道具、機械装置、方法手続の主要なものを記す。作業の手順は時間的に又は仕事の性質によって下の様に分けて記す。時間的に長いもの、重要な性質のものが分るように記す。
- 1
 - 2
 - 3
- 又、通常行うことと、臨時的に行うことも分るように記入する。

C-1

調査事項

2 作業遂行に必要な学歴、知識、経験。

(1) 学 歴

(2) 知 識

(3) 経 験

3 必要な資格検定 (1) ○ あり ○ なし

(2) ある場合 イ 場所 ()

ロ 方法 ()

4 必要な訓練 (1) ○ あり ○ なし

(2) ある場合 イ 訓練の種類

ロ 訓練の期間

ハ 訓練の場所 ○事業場内 () ○事業場外 ()

記入手引 C-2

2 作業遂行に必要な知識、学歴、経験

必要最少限度のものとする。

(1) 学校、学科、その程度の外、学課目もあればよい。例えば数学、物理、博物学等。

(2) 知 識

材料、機械、道具、装璜、製品、工程、生産方法、法規、規則、科学（統計学、経済学、化学等）会計等、精神的及び技術的な知識、具体的に最少限度に記入する。

(3) どんな経験を何単位必要とするか。

3 必要な資格検定

資格検定は何処でどのようにして取ることが出来るか。

C-2

調査事項

5 必要な精神的特性（最低必要なものを●にする）

○普通程度の一般知能 ○記憶力 ○注意力 ○判断力 ○独創力 ○沈著 ○ねばり強さ
○気分の恒常性 ○人との協力性 ○機敏さ ○正確さ ○精密さ ○その他（ ）
具体的説明（上記の働きがどの様に、どんな風に必要か？）

6 必要な身体特性（最低必要なものを●にする）

○身長（約 センチ以下又は以上） ○体重（ ） ○体力 ○力 ○視覚 ○聴覚
○嗅覚 ○味覚 ○運動の速度 ○動作の正確さ ○指先の器用さ ○眼と手の共応
○眼と手と足の共応 ○その他（ ）
具体的説明（上記の働きがどの様に、どんな風に必要か？）

記入手引 C-3

6 必要な身体特性

体力	……精神的作業、筋肉的作業にかかわりなく、それが長時間持続する作業とか、激しい作業又は不規則な生活を強いられる作業に耐える能力
力量	……作業持続の長短にかかわりなく、背筋、手、腕、腰、胸部の強靱な力
眼と手の共応	……眼と手、又は指を共応させて、速い正確な運動の出来る能力。眼で見乍ら狙い正しく手の迅速な運動を制御する能力。
眼と手と足の共応	……眼で見ながら、手と足とを相互に共応して動かす能力。

調査事項

7 適当な年齢範囲 ○年齢を問わず ○ 歳以上 歳位まで

8 昇進経路

9 採用

(1) 最も重要視されている条件（ ）
(2) 試験 イ○ある ○なし
□試験の内容の概況

10 作業環境 イ○屋内 ○屋外 ○その他（ ）
□労働者の健康福祉に問題のある条件、
具体的説明

記入手引 C-4

7 適当な年齢範囲 何歳以上何歳位までが最適しているということがあれば記入する。これ以上又は以下は絶対不可ということもあれば記入する。
8 昇進経路 最低の地位から順々に昇進経路を記す。

9 作業環境

□労働者の健康福祉に問題のある条件、たとえば明るさ、温度、換気、音響、ガス、震動、有害、危険などの見地からどんな点がどういうわけで問題となるかを記入する。

未亡人等の雇用に 関 する 第 三 次 調 査

様 式 A [未亡人等の有無にかかわらず記入のこと]

1. 昭和30年5月分

労働省婦人少年局

2. 調査期間 1. 自月日 2. 至月日 3. 採集日数		3. 事業所番号 府県番号 一連番号 公称		4. 規模 番号	5. 産業分類番号 大 中 小 細		6. 主たる事業の内容		7. 企業規模 (1) 5,000人以上 (2) 1,000人~4,999人 (3) 500人~999人 (4) 100人~499人 (5) 30人~99人		事業主印 担当者印	
労働者の種類 男 (1) 女 (2) 計 (3) 未亡人等総数 (4)		8. 労働者数 1. 常用人 2. 臨時及び日雇		(本月末) 労働者数 =、労働者数		9. 延出勤日数 (常用のみ)		10. 実労働時間数 (常用のみ)		11. きまつて支給する現金支給総額 (常用)		
14. 一般女子の雇入れ条件 (1) 年齢 ()歳から ()歳まで (2) 学歴 (3) 経歴 ()年以上 (4) その他		15. 条件なし 16. 条件あり 17. 条件なし 18. 条件あり		12. 一般女子の採用時間 ○あリ ○なし 13. 一般女子の採用方法 ○学校 ○公共職業安定所 ○門前広告 ○新聞広告 ○当所の労働者 ○その他の施設 ○その他		19. 採用時間 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)		20. 採用時間 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)		21. 採用時間 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)		
17. 所定出勤時刻		18. 所定退所時刻		19. 未亡人等の雇入 未亡人等の雇入 未亡人等の雇入		20. 未亡人等の雇入 未亡人等の雇入 未亡人等の雇入		21. 未亡人等の雇入 未亡人等の雇入 未亡人等の雇入		22. 未亡人等の雇入 未亡人等の雇入 未亡人等の雇入		

調査事項

11 直接の監督者の未亡人等の使用についての意見

(この職種に未亡人等を使つてみてどう思うか、他の婦人と比べてどうか)

- ☐ 長所
☐ 短所

12 調査者の所見

(仕事の内容、環境等からみて、未亡人等の適職と思うか、否か、どうしてそう思うか等)

様式A 記入手引 一般的注意 (1) ○印の該当の項を●とする (2) 空欄に適当に記入する
(3) ※印は記入しない

記入事項

企業規模 同一資本組織で損益勘定を共通にしている経営体に属する事業所全部の常用労働者数によつて区分したものである。例えば、支店や支所のある場合は、本店を初め、その会社の傘下で働いている労働者全部の合計数である。但し本票の他の事項については、調査対象となつた事業所についてのみの事実を記入する。() 内の該当の番号を○でかこむこと。

1. 事業所番号及び3産業分類番号 はあらかじめきめられた通り記入する。
2. 規模番号 記入しないこと
4. 主要事業 主な事業の内容を記入する。
5. 企業形態 株式、合資、合名、有限、個人の様に記入する。
12. 常用、臨時別労働者数 企業規模と異り、該事業所に雇用されている労働者数を指し、八月分の給与を幾らかでも支給され、管理、業務、経理、販売、サービス、技術、生産等の各業務に従事するすべての労働者である。事業主は除く。
- (4) 女子の中、未亡人等 とは夫と死離別したもの、夫の未帰還のもの、夫が疾病その他の理由で労働不能のものをさす。本人の年齢、扶養家族の有無を問わない。夫と死離別したものでも、昭和30年8月末日現在、事実上再婚しているものは除く。

イ、常用労働者 とは重役や理事者であつても事務職員を兼ねて、一定の職務に従事し、一般職員と同じ給与規則によつて給与を受ける労働者をも含む。又、前二か月の各月において十八日以上、又は前六か月において、通算して60日以上同一事業主に雇用された臨時又は日雇労働者は、常用労働者とする。即ち、失業保険法の適用において、一般被保険者となるものは、臨時及び日雇労働者であつても常用労働者とする。但し、業主、専任の理事、重役(事務など通常の職務なきもの)を除く。

ロ、臨時日雇及びパートタイム 日々雇用されているもの及び1月において30日以内の期間を定めて雇用されているものをいう。但し、この調査で常用労働者となつているものを除く。

13. 女子が従事している主な職種 その事業所で女子が多く従事している主な職種を人数の多い順に上から記入する。

イ、職種名 その事業所で用いられている名称を記入する。例えば「事務員」「雑役婦」の様に。

ロ、職種別名 同一職種で別名があれば、それを記入する。

ハ、仕事の主な内容 何のために、何をどうするのか、簡単に記入する。

ニ、未亡人等の数 その職種についている未亡人等の数を記入する。全くいない時は○(零)と記入のこと。

14. 調査者の事業所に対する所感 未亡人等の職場としてみた場合の調査者の所感を記入すること。

未亡人等の雇用に関する第五次調査票

様式B 未亡人等の個人票

企業規模
(1) 1,000人以上
(2) 500~999人
(3) 200~499人
(4) 100~199人
(5) 50~99人
(6) 30~49人

労働省
婦人少年局調

1 事業所番号		2 規模番号		3 産業分類番号		4 調査対象番号		5 調査月日		6 調査者氏名印		
府県番号		一連番号		大 中 小 細				昭和29年 月 日				
7 未亡人等の種類 ○死別○離別○夫病○その他		8 年 齢 歳		9 学 歴 ○小○高小○新中○旧中 ○新高○旧新専大○其他		10 所属部課職種名 (イ) () 課 () 係 (ロ) 様式A13の職種番号() (ハ) 職種別名 ○常 用 ○臨 時						
11 未亡人になつた時期 明治 年 月 大正 年 月 昭和 年 月		12 未亡人等になつてからはじめて定職をもつた時 年 月		13 現職についた時期 年 月								
本人年齢 歳		本人年齢 歳		本人年齢 歳								
14 入職前の仕事 (イ) 結 婚 前 (ロ) 結婚後未亡人等になるまで (ハ) 未亡人等になつてから現職につくまで		(1) 仕事の有無 ○あ り ○な し ○あ り ○な し ○あ り ○な し		(2) 仕 事 の 種 類 (仕事のある場合) ○雇 用 者 ○業 主 ○家族労働者 ○その他 () () () () ○雇 用 者 ○業 主 ○家族労働者 ○その他 () () () () ○雇 用 者 ○業 主 ○家族労働者 ○その他 () () () ()				(3) 未亡人になつてからの転職回数 回				
15 特殊技能 (イ) ○、○ 有 無		(ロ) 技 能 の 種 類 (ある場合) (1) 技 術 的 的 (2) 事 務 的 (3) 販 売 的 (4) 製 造 修 理 (5) サービス的 (6) そ の 他										
16 その技能は今の仕事に役立つか ○はい ○いいえ		18 (イ) 夫の最後の職業 ○有 ○無		(ロ) 種 類 (1) 雇用労働者 (2) 業 主 (3) 家族従業者 (4) そ の 他 ○(イ) 現在の本人の勤務先 ○(ロ) 本人勤務先以外 ○(ハ) 日 雇 (イ) 農 (ロ) 工 (ハ) 農 (イ) 農 (ロ) 工 (ハ) 商 (ロ) 工 (ハ) 商 (イ) 日 雇 (ロ) 日 雇 (ハ) その他 (イ) その他								
19 通算通勤時間 ○徒歩のみ ○乗物と徒歩で ○住込又は寄宿		20 住 居 (イ) 種 類 ○母子寮 ○親せき知人に寄寓 ○公住宅又は寮 ○住込 ○間借り(アパート) ○借家 ○自宅 ○その他()		(ロ) 室 数		(ハ) たたみ数						
21 家計を共にする家族 (1) (2) (3) (4) (5) (6)		(イ) 続 柄 (ロ) 性 別 (ハ) 年 齢 (ニ) 職 業 (ホ) 病気の有無 (ヘ) 同居、別居 (ト) 備考 同、別 同、別 同、別 同、別 同、別 同、別		22 主たる家計支持者 ○(イ) 本人以外 ○(ロ) 本人以外 ○(ハ) 本人以外 ○(ニ) 本人以外 ○(ホ) 本人以外 ○(ヘ) 本人以外 ○(ト) 本人以外 ○(ニ) 本人以外 ○(ホ) 本人以外 ○(ヘ) 本人以外 ○(ト) 本人以外								
23 働きに出ている間子供面倒をみる人は誰か ○(イ) な し ○(ロ) 手のかかる子供なし ○(ハ) 里子にやつてある ○(ニ) 施設にあげてある ○(ホ) その他 ()		○(ロ) あ り ○(1) 同居の人 ○(イ) 実母 ○(ロ) 姑 ○(ハ) 子供 ○(ニ) その他 ○(3) 同居以外の人 ○(イ) 保育所 ○(ロ) 近所又は親せき ○(ハ) その他		○(イ) 自分以外になし ○(ロ) あ り ○(1) 同居の人 ○(イ) 実母 ○(ロ) 姑 ○(ハ) 子供 ○(ニ) その他 ○(3) 同居以外の人 ○(イ) 近所又は親せき ○(ハ) 人 ○(ニ) その他								

未亡人等の雇用に関する第二次調査票 様式B—1記入手引

記入事項

一般上の注意①○印の該当の項を●とする。

②空欄に適当に記入する。

③×印は調査員必携を参照のこと。

1. 3. 事業所番号、産業分類 あらかじめ指定された数字を様式Aと同一のものを記入する。B-2にも同様。
4. 調査対象番号 調査対象となる未亡人等の姓名の代りに一事業所の一貫番号を記入。1、2、3の様に。
7. 未亡人等の種類 未亡人等とは、夫と死別したもの、事実上夫と離別したもの、夫が病気で労働不能のもの、その他、未婚遺失そう等で事実上夫が労働不能のものを指す。調査日現在とする。その問い方は「夫はどうしているか」という形です。
8. 年齢 調査当日の満年齢、年未満は切すでのこと。
9. 学歴 最後に卒業した学校、該当を●にする。
10. 所属部課職種名 イ、その事業所の組織の中でどこに属し、従事している職種は何か、その事業所で使っている名称。ロ、様式A 13.の女子が従事している主な職種の番号を記入する。但し、そこに記入していない場合は番外とする。ハ、その職種の別名があれば記入。ニ、その事業所で事実上、常用労働者として使われているか、臨時的な労働者として扱われているか。名称や雇用期間の有無を問わない。パートタイムは臨時に入れる。
11. 未亡人等になつた時期 事実上、7.の状態になつた年月と本人の年齢。
12. 未亡人等になつてからはじめて職業をもつた時期 事実上、7.の状態になつてから初めて定職についた年月と本人の年齢。定職とは事業や個人に雇われたり、自分で事業を経営したり、生花教授をしたりする場合をさし、内職や、時たま近所のものを頼まれて縫ったり、使い走りしたりする程度の労働や、かつぎや、失業対策事業その他の日雇などは含まない。
13. 現職についた時期 入職の年月及び本人の年齢。前に勤務していて、いつたん退職し、未亡人等になつて以後入職した様な場合は、後の時期を記入。事業の主体や内容が変つても、本人が引きつづき勤続した場合は、はじめの時期とする。
14. 入職前の仕事 ここに入職する前を事実上、イ結婚前、ロ結婚後未亡人等になるまで、ハ未亡人等になつてから現職につくまでの3時期に分けて、(1)仕事の有無、(2)仕事のある場合はその仕事の種類を記入。仕事とは12.の定職とちがい、内職、使走り、かつぎや、失業対策事業その他の日雇等すべての報酬を伴う仕事をいう。具体的に細かく、たとえば造花内職、おでん屋台等のように。(3)未亡人等になつてからの転職回数 仕事の種類としてあげた種類数を記入。但し、同一種類の事業所でも、事業所の変つた場合は1回とする。
- ×15. 特殊技能 イ有無とロある場合にはその技能の種類を記入しておいて、調査員必携別紙を参照して、分類のこと。
18. 夫の最後の職業 亡夫、又は離別した夫の、又は夫が疾病等で労働不能となる直前の職業を記入。イ雇用労働者 賃金を支払われて働く者、ロ業主 個人又は協同で事業を営んでいたもの。但し、工場や店をかまえず、自宅の住居部分で独自で、又は家族とともに、内職をしているものは除く。ハ家族労働者 夫又は本人の家族又は親族の経営する事業に無報酬で働くもの。ニその他、以上3種以外のものに分けて記入する。
19. 通勤所要時間 平均何分かかかるか、徒歩だけの場合と、乗物をも利用する場合に分けて記入。住込み又は寄宿はその項を●とする。
20. 住居 イ種類 該当の項を●にする。寄寓とは無賃で同居又は居住している場合。公社宅とは事業所で有料又は無料で提供している寮又は住宅。間借り アパートもふくめて有料で借りている場合。ロ室数 台所、便所、浴室等を除き、通常本人及びその家族の寝居に使っている場所の室数。ハ畳数 たたみの有無にかかわらず、ロに記入した部分のたたみ数。但し、住こみの場合はロ、もハ、も斜線を引く。
21. 家計を共にする家族 同居別居を問わず、本人と家計を一緒にしている家族。仕送りをし、又は仕送りを受けている家族も含む。本人は除く。一家を独立させずに親族や知人の家に生活し、生活費の一部又は全部を入れ、又は全く入れずに、その親族や知人と家計を共にしている場合は、その家計を共にしているもの全部を記入する。但し、下宿料、寮費などを施設や家主に支払っている場合は、その家の家族は含めない。
イ、続柄 本人の何に当るかを記入する。たとえば、長女、姑、夫の様に記入する。
ニ、職業 会社員、公務員、工員、小売店主、教師、農業、学生のように記入。
ホ、病気の有無 病気のため1月以上就床中のものをありとする、ないものはなしとする。
22. 主たる家計支持者 主として家計の責任を持つているものが、本人及び他の家族と同等の場合は、いずれか収入の多い方とする。本人以外の時は21.の欄の該当の番号を○でかこむ。
23. 働きに出ている間子供の面倒をみる人 イあり なしを記入し、イない場合にはその理由の該当を●とする。ロある場合は(1)同居か(2)同居以外か、その内訳はどれに該当するかを記入する。
24. 家事処理をする人 23.と同様に記入。

1 事業所番号		2 規模番号	3 産業分類番号				4 調査対象番号				
府県番号	一連番号		民官公	大	中	小	細				
		※									
25 総収入(5月分)(本人が家計支持者のとき)		30 総支出(8月分)(本人が家計支持者のとき)									
26 円本人の勤務先からの手取収入(8月分)		31 本人が勤め先に支払った食費(8月分)									
27 本人の勤め先以外の勤労収入(8月分)		32 本人が勤め先に支払った部屋代(8月分)									
28 本人以外の家族の勤労収入(8月分)		33 借金返済(8月分)									
29 借金(8月分)											
34 勤め先の食事の給与 ○なし ○あり(1日 ○1回 ○2回 ○3回) 食費 ○使用者負担 ○自弁											
35 生活保護 ○受けている ○受けていない ○不明						36 その他の公的扶助 ○受けている(種類) ○受けていない ○不明					
37 社会保険		イ 健康保険		ロ 失業保険		ハ 厚生年金		38 労働組合		イ ○あり ○なし	
		○加入○不加入		○加入○不加入		○加入○不加入				ロ ○加入 ○不加入	
39 今の仕事を何時まで続けるか ○ イ、他の仕事に代りたい(理由) ○ ロ、ずっと続けたい ○ ハ、子供が大きくなつて働けるようになるまで ○ ニ、結婚してやめたい ○ ホ、その他()											
40 今の仕事についてよいと思うこと イ、仕事そのもの() ロ、労働条件職場施設() ハ、その他()											
41 今の仕事について困ること 要望 イ、仕事そのもの() ロ、労働条件職場施設() ハ、その他()											
42 その他本人の一般的感想											
43 調査者の所感											

B—2 記入手引

1. 2. 3. 4. は B—1 に同じ。
25. 総収入 本人が家計を主として支持しているもの限り、記入する。100 円未満の細かい金額は不要である。全く不明の場合は、不明と記入。第26項から第29項までは収入の内訳の中、特に必要なものだけ掲げたものであるから、それらの合計は必ずしも総収入と一致しない。
26. 本人の勤め先の手取収入 昭和30年8月分として支払われた手取給与、百円単位までのところによい。事業所から直接支払われる賃金その他、客から直接与えられるチップや心付けもふくむ。
27. 本人の勤め先以外の勤労収入 26以外の本人の勤労による収入、例えば、内職、副業、手伝など。
28. 本人以外の家族の勤労収入 当人が主たる家計支持者の場合だけ記入する。但し、当人の家計に繰入れる金額のみ。その家族の賃金が、例えば、7,000円でも、家に3,000円しか入れていなければ、3,000円と記入。
29. 借金 8 月中に借金したことがあれば、その額を記入する。勤め先からであつても、他からであつても記入する。そして、その金額は総収入に加える。
30. 総支出 本人が家計を主として支持しているもの限り記入する。25 総収入と同様、100円未満の細かい金額は不要である。不明の場合は不明と記入のこと。第31項から第33項までは、支出内訳の中、特に必要なものだけを掲げたものであるから、それらの合計は、必ずしも総収入と一致しない。
31. 本人が勤め先に支払った食費 8 月分の食費として勤め先に本人が支払った場合、その金額を記入する。食事を実際に給与されていても支払っていない場合は、○（零）と記入する。あるいは、食事の給与のない場合も○（零）と記入する。あるいは、賃金の中から控除されることになっており、本人がその金額を知らない場合は、必ず不明と記入のこと。
32. 本人が勤め先に支払った部屋代 住込んでゐるか、あるいは事業所附属寄宿舎に居住しており、8月分の部屋代として、勤め先に本人が支払った場合限り、その金額を記入する。住込み、又は寄宿していても、部屋代を支払っていない場合は○（零）と記入する。あるいは通勤のために、勤め先には部屋代を支払っていないという場合も○（零）と記入する。
31. 32. ともに勤め先に対して支払ったものであるから、通勤の場合、家計にふくまれる食費や部屋代と混同しないように注意すること。
33. 借金返済 勤め先からであると否とを問わず、借金をして、これを8月中に返済した場合、その金額を記入する。
34. 勤め先の食事の給与 本人が勤め先に対して食費を支払うと否とにかかわらず、実際に本人に対して食事を与えている場合は1回でも●ありとし、（ ）内の該当の回数を●とする。全く支給しない場合は●なしとする。
35. 生活保護 生活保護法により、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、生業扶助等、現金による否とを問わず扶助を受けているかどうかを記入する。わからないものは不明を●とする。
36. その他の公的扶助 生活保護以外の公的扶助、例えば、留守家族手当、戦傷病者、戦没者遺族扶助、厚生年金遺族扶助、寡婦年金、遺児年金、恩給、国家公務員の共済組合費等による遺族給付等を指す。
37. 社会保険 民間の生命保険の団体加入等と混同しないように注意する。
38. 労働組合 イ、該事業所の労働者が労働組合を結成していれば●あり、なければ、●なしとする。ロ、●ありとした場合限り、本人が加入しているか否かを記入する。
39. 今の仕事を何時まで続けるか イ、他の仕事に代りたい、ものは（ ）内に理由を記入。
40. 今の仕事についてよいと思うこと 具体的に聞きだして、その回答によつて調査者が、イ、ロ、ハ、に分けて記入する。イ、ロ、ハ、全部についてきく意味ではない。
41. 今の仕事について困ること、要望 40と同様に記入する。
42. その他本人の一般的感想 仕事についてでなく、他の日常のことや社会、政治等一般的なこと。
43. 調査者の所感 調査を実施した過程において問題と思つたこと、企画者に知つておいてほしいことなど記入する。

未亡人等の雇用の実態

昭和三十三年三月二十五日印刷
昭和三十三年三月三十一日発行

東京都千代田区大手町一〇七

編集兼 発行人 労働省 婦人少年局

東京都中央区入船町二の三

印刷者 永井印刷工業株式会社

永井直保